

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第19号
2005.1

目次

巻頭言 法整備支援の更なる発展を目指して 国際協力部長 相澤 恵一	1
国際研修	
第3回ウズベキスタン国法整備支援研修概要 国際協力部教官 工藤 恭裕	3
カントリーレポート発表会	10
ウズベキスタン共和国倒産法（仮訳）	14
第6回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）報告 一日韓両国における登記業務電算化の状況について— 国際協力部教官 伊藤 隆	94
資料1 韓国における登記業務電算化事業の概要とインターネット 発行サービスの主な内容	104
資料2 不動産登記簿謄本のインターネット 発行サービスの施行案内	111
資料3 実務研究報告書	114
国際協力の現場から	
— ゴトンロヨンの精神に触れて — 主任国際協力専門官 土出 一美	166
E~MAIL	93, 165, 173
~ICD NEWS 2004年記事索引~	169

～ 巻頭言 ～

法整備支援の更なる発展を目指して

法務省法務総合研究所国際協力部長 相澤 恵一

私は、この度法務省法務総合研究所国際協力部長を命ぜられました。田内正宏前部長とは、かつて私が在ジュネーブ国際機関日本政府代表部及び国連アジア極東犯罪防止研修所に勤務した際にも、私が後任者として引継ぎを受けた間柄であり、今回で三度目の御縁となります。

法務省が法整備支援事業に携わるようになって、はや10年の歳月が経過しました。この間に、支援対象国は徐々に拡大し、国際協力機構（JICA）、財団法人国際民商事法センター、各大学、その他関係機関の皆様方からの絶大な御協力により、具体的な成果を挙げつつありますことは大変ありがたく、御支援をいただいている皆様方にこの機会をお借りして厚く御礼申し上げます。

言うまでもなく、法整備支援は、開発途上国が行う法整備のための努力を支援する事業であり、法令案の起草のほか、法令を執行し運用するための体制の整備と、それを運用する法曹の人材育成を含んでいます。取り分け、市場経済体制への移行段階にある国々にとって、個人や企業などの独立した法主体が自由で安全な経済活動を行うための拠り所となる法制度の整備と法曹の育成は、社会の存立の基盤として欠くべからざるものです。こうした途上国の法整備を支援することは、我が国と途上国の双方の健全な発展に寄与するところが大きく、国際社会との共存を指向する我が国にとって今日ますます重要な事業であると言ってよいでしょう。私としては、多くの先人たちの努力によって築き上げられてきた成果を十分に踏まえるとともに、そこから更に一步でも半歩でも前進することができるよう、微力を尽くしたいと思っておりますので、どうか御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

顧みますと、法務省が初めて法整備支援の事業に携わるようになったのは、平成6年のことでした。最初の支援対象国がベトナムであり、同国からの要請により司法省の職員を我が国に招き、我が国の民商事法制度の概要等を紹介する研修を実施したのが始まりでした。このときは法務省大臣官房が中心となって研修を実施しましたが、その後間もなく法務総合研究所の総務企画部がこの事務を所管することとなりました。同部の下で実績を積み重ねた後、平成13年4月に、同研究所内に法整備支援を専門に取り扱う部局として国際協力部が新設され、体制の整備が図られたのです。

その間に、当部（及びその前身の部局）が外国から研修員を招へいして行ったいわゆる本邦研修の実施実績は、国別研修と、国際民商事法研修などの多数国研修の合計で、80回以上に及んでおります。そこへ、25か国から延べ700人以上の外国人研修員が参加しています。研修参加国のうち、現在当部が国別研修の対象国としているのは、ベトナムなど6か国です。その中でこれまでの研修参加者が最も多いのはベトナムであり、次いで、ラオス、

カンボジア、インドネシア、ウズベキスタン、韓国の順となっています。そのほか、中国、モンゴル、ミャンマー、タイ、カザフスタンの5か国は、多数国研修である国際民商事法研修に研修員を送っています。このほか、インド、ケニヤ、ロシアなどの14か国からも研修員が来日していますが、これらは、当研究所がアジア開発銀行と提携して開催した地域研修など、やや色合いの異なる研修に参加した国々です。

一方、当研究所は、教官等を講師として海外に派遣して実施する現地セミナーも開催しており、その実施実績は、ベトナム、ラオス及びカンボジアにおいて合計20回以上に及んでいます。

さらに、当研究所の教官等を JICA の長期専門家や短期専門家として支援対象国に常駐させ、司法アドバイザーとして相手国政府への助言等も行っています。このうち、長期専門家の派遣実績は、ベトナムに7人、ラオスに2人となっています。これらの長期専門家や短期専門家は、いずれも厳しい執務環境の中で個性を発揮してのびのびと活躍し、我が国と対象国の双方の期待にこたえており、大変うれしく思います。

こうした活動を通じ、当研究所は、相手国との間で信頼関係を築いてきており、これは、私たちが法整備支援活動を更に推進していく上で貴重な財産であると自負しております。また、私たちは、各大学の先生方や裁判官、弁護士等の法律実務家との各種共同研究会にも積極的に参加しており、そうした面での協力や貢献も今後一層強化していきたいと願っております。

法曹界の一翼を担う法務省に所属する当研究所としては、対象国の裁判官、検察官等の法曹実務家の育成と、実務家の日々の実務運営の改善向上の問題には、取り分け大きな関心を持っています。各国の社会において司法に負託された期待に的確にこたえることができるような質の高い法曹を安定的かつ継続的に供給することができるような体制を構築することは、各国の法の支配の確立にとって急務であると思われまます。また、裁判官の訴訟運営や、判決書の起草など、日々の法曹実務が的確に行われるよう、実務家の執務能力の開発と向上を図ることも重要です。そして、これらの点では、我が国の法曹養成の制度や、我が国において長年積み重ねられてきた実務経験の中に、支援対象国への参考に供し得るものがたくさんあるものと認識しており、今後はこうした面での支援活動にこれまで以上に力を入れていきたいと考えております。

私たちは、関係機関の皆様方と手を携えて、支援対象国の司法の発展のため引き続き努力したいと思っておりますので、今後ともなお一層の御支援と御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

～ 国際研修 ～

第3回ウズベキスタン国法整備支援研修概要

国際協力部教官 工藤 恭裕

- 1 2004年10月1日から同月29日までの約1か月間にわたり、ウズベキスタンの経済裁判所を中心とした諸機関から参加した研修員を対象とする国別特設研修を実施した（日程、参加者については本誌6頁以下参照）。

同国に対する国別特設研修は2002年に開始されたものであるが、1991年の独立後、市場経済に移行し、これを定着させようとしている同国の状況を考慮して、「民商事取引を促進する法制度」に関連したテーマで実施することとしており、第1回研修（2002年）では、「中小企業に関する法制度」、第2回研修（2003年）では、「土地制度及び担保制度」を具体的なテーマとして研修を実施してきた。

同国に対する我が国の法整備支援は、インドシナ諸国に対する支援と比べると歴史が浅いが、国別特設研修の実施に加え、JICA短期専門家の派遣により、その法制度、法律実務及び他の支援機関の活動についての調査も進み、その結果、経済裁判所が中心となって計画している倒産法の注釈書作成を支援する方針を立てるとともに、JICAと協力し、早期のプロジェクト化に向けて準備を進めているところである。

そこで、今回の第3回国別特設研修においては、計画中の倒産法注釈書作成支援プロジェクトを視野に入れて、これを先取りする形で「倒産法」をテーマとし、清算型倒産手続に重点を置いて実施した。

- 2 ウズベキスタンにおいては、1994年に最初の倒産法を制定した後、実務においては、経済裁判所が倒産事件を専門的に取り扱い、その実務上の問題点を反映させて数度の改正を経ており、2003年4月の大改正により現行の法律となった。

ここで、ウズベキスタン倒産法の特色について簡単に述べると、まず、倒産能力に特徴がある。すなわち、法人については国営を除きこれを認めるものの、自然人については事業者の破産だけを認め（第1条）、いわゆる消費者倒産を認めていない。次に、清算型も再建型もすべてを含んだ法律であることが、破産法、民事再生法などに細分化された日本の法制との大きな違いであり、しかも、アメリカとも異なり、申立ての時点では、清算の申立てでも再建の申立てでもなく、清算されるか、再建されるかは、その後の債権者集会における決議（第73条等）により、特定の倒産手続についての申請が経済裁判所に対してなされ、それを受けて経済裁判所が最終的に裁判する（第50条）制度となっている。利用可能な倒産手続は、法人と自然人とでは異なっており、自然人の場合は、「清算」（第7章）及び「和議」（第8章）が、法人の場合は、それらに加えて、DIP型再建手続である「裁判上の再生支援」（第5章）及び会社更生類似の「外部管財」（第

6章)の利用も可能となっている。さらに、法人については、倒産認定の申立て後に債務者財産に対する差押えが原則として禁止される「監視」手続(第4章)がとられる。

さらに、裁判所任命管財人の制度も日本とは大きく異なっており、弁護士が管財人に選任されるのではなく、裁判所任命管財人の国家資格があり、その有資格者から選任される(第18条)。

2003年4月の大改正により、条文数がこれまでの全133条から全192条に大幅に増加したばかりでなく、新倒産法には、監視手続などのそれまでになかった制度が導入されたほか、裁判所任命管財人制度を複雑化させた結果、いまだ実務の参考となる法律図書が作成されていない現状においては、新倒産法の改正目的に沿った倒産法の運用を行うことが困難な状況が生じてしまった。このような現状にかんがみ、倒産事件を管轄する経済裁判所においては、倒産法実務の指針となる注釈書作成を計画し、JICAに対し、その支援を要請した。

- 3 この支援要請に対し、JICA及び当部は、従前から実施している国別特設研修の機会を利用して、ウズベキスタン側の要請にこたえることとし、2004年7月にJICA短期専門家として同国に派遣された大阪大学大学院高等司法研究科池田辰夫教授、国際協力総合研修所下田道敬国際協力専門員及び前国際協力部長田内正宏らにおいて、その派遣中、注釈書作成の総責任者でもあるウズベキスタン最高経済裁判所アジモフ・ムラット・カリモヴィッチ副長官との間で、国別特設研修のテーマ、カリキュラムなどについて協議し、研修員に対しては、問題意識を共有するため、ロジカルフレームワーク手法の一つであるPCM(プロジェクト・サイクル・マネージメント)を実施した。さらに、研修員については、研修前に自己の執筆担当部分について原稿を提出させた上で、研修を実施することとした。

このような方法は、一方的な講義及び見学による日本の制度紹介に偏りがちであった従前の研修の枠組みを越えて、双方向の意見交換を可能としたものである。しかし、他方、ウズベキスタン側に対する原稿提出の催促や提出された原稿の翻訳など、従前以上の準備を要求する面もあったが、JICA、特にウズベキスタン事務所及びOSIC(大阪国際センター)並びにJICE(財団法人日本国際協力センター)の御尽力でなんとか準備を間に合わせることができた。

研修内容については、添付の日程表を御参照いただきたいが、簡単に説明させていただくと、前半の学者及び実務家による講義並びに裁判所における倒産実務の見学などによって、ウズベキスタン研修員に日本の倒産法制度及び実務について理解を深めてもらい、日本の制度を理解したウズベキスタン側とウズベキスタン側の法令及び事前に提出された注釈書原稿を検討した日本側とが、お互いの法制度の相違を前提とした上で注釈書についての協議を実施することができた。

この協議においては、大阪大学の池田辰夫教授、下村眞美教授、藤本利一助教授及び仁木恒夫助教授並びに大阪弁護士会出水順弁護士(大阪大学大学院高等司法研究科教授)に御参加いただいた結果、有意義な成果を達成することができた。

大阪大学、大阪地方裁判所及び大阪弁護士会には、御多忙のところ本研修の実施に対し、多大な御協力をいただいた。この場を借りて感謝の気持ちを表したい。

この研修実施時期に併せて、法務総合研究所では、研修員派遣の責任者でもある上記アジモフ氏などを招へいして、国別特設研修の実施状況を視察する機会を与えるとともに、両国の倒産法制度につき意見交換を行い、さらには現行倒産法の起草者の一人でもある同氏には、カントリーレポート発表会の場で、ウズベキスタン倒産法の歴史及び現状と経済裁判所の役割について発表していただいた。この発表は、これまで調査が行き届かなかった経済裁判所及び倒産法制の歴史について詳細に述べられており、貴重な資料になると考え、本号に掲載することとした。

4 JICA では、倒産法注釈書作成支援について、現在プロジェクト化する計画であることから、充実したプロジェクト実施のため、大阪大学関係者だけでなく、他大学からも参加者を得て委員会を設立した。加わったのは、いずれも過去にウズベキスタンに JICA 短期専門家として派遣された早稲田大学大学院法務研究科遠藤賢治教授及び北海学園大学法学部伊藤知義教授、さらには大阪大学大学院法学研究科博士課程在学中から法整備支援に携わった経験を持つ、大阪経済法科大学法学部大江毅講師などである。

また、この委員会では、日本法制度の紹介のため本年1月から施行された新破産法のロシア語訳を作成する予定である。

末尾になるが、当部独自の活動として、これまで英文訳からの和訳しかなかったウズベキスタン倒産法を、ロシア語から和訳したので、これも本号に掲載することとした。

このセミナーの実施に当たり、通訳のナターシャ・メルギチョーワ様、JICE 研修監理員木村恭子様には大変お世話になりました。またウズベキスタン共和国倒産法の和訳については、北海学園大学法学部伊藤知義教授、東京弁護士会松嶋希会弁護士及び上記木村恭子様から、多数の有益な御助言をいただきました。また、名古屋大学法政国際教育協力研究センターから2004年2月に発刊された「ウズベキスタン民法典（邦訳）」も参考にさせていただきました。御協力いただいた皆様及び同センターには、この誌面を借りて厚く御礼申し上げます。なお、上記翻訳は当部の責任において行ったものであり、誤訳があった場合には、当部の力不足によるものですが、今後も改訂していく予定ですので、現時点での誤訳については、御寛恕願えれば幸いです。

第3回ウズベキスタン共和国法整備支援研修日程表

〔担当教官：工藤恭裕，丸山毅 事務担当：中川浩徳，外尾健一〕

月	曜	10:00	14:00
日		12:30	17:00
10	金	オリエンテーション 国際協力部 教官 工藤恭裕	講義：法文化の比較－西欧・日本・旧社会主義国 静岡大学人文学部法学科国際関係法講座 教授 大江泰一郎
10/2	土		
10/3	日		
10	月	日本の法制度概要(Q&Aセッション) 国際協力部 教官 工藤恭裕	市場経済と倒産制度 国際協力部 教官 工藤恭裕
10	火	比較倒産法制度 大阪大学大学院高等司法研究科 教授 池田辰夫	
10	水	破産実務 大阪大学大学院高等司法研究科教授，弁護士 出水順	
10	木	9:45～12:15 執行制度と倒産制度 大阪大学大学院高等司法研究科 教授 下村真美	企業診断 公認会計士 川村健
10	金	弁護士賠償責任保険 弁護士 峰島徳太郎	大阪地方裁判所における民事事件の取扱体制 ～16:00 大阪地裁部総括判事 吉野孝義
10/9	土		
10/10	日		
10/11	月	体育の日	
10	火	日本の裁判所における倒産実務 ～12:00 大阪地裁部総括判事 林圭介 <small>(於：大阪地方裁判所)</small>	債権者集会見学 裁判官との意見交換会
10	水	倒産と保全措置 ～12:00 大阪地裁判事 井上一成 <small>(於：大阪地方裁判所)</small>	民事再生の実務 弁護士 服部敬
10	木	9:30～11:00 研修員等との意見交換会 (池田教授，出水弁護士，下村教授，藤本助教授)	カントリーレポート発表会 「ウズベキスタンの倒産実務の現状と課題」
10	金	倒産実体法 名古屋大学大学院法学研究科教授 本間靖規	
10/16	土		
10/17	日	東京へ移動	

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00
10 /月 18		倒産法改正について 法務省民事局 局付 世森亮次	浅草花やしきの会社更生について(講義・見学) 弁護士 福田 大 助
10 /火 19		最高裁判所見学	13:00~14:00 倒産における租税の取扱いについて 所長表敬 国税庁徴収部徴収課課長補佐 冬木千成
10 /水 20		産業再生機構について 取締役 産業再生委員長 高木新二郎	13:30~16:30 倒産企業における労働者の保護について 厚生労働省労働基準局監督課労働条件確保改善対策室 室長補佐 伊藤敏明
10 /木 21		債権者から見た倒産制度(融資, 担保取引, 債権管理及び債権回収における銀行実務等) 東京リサーチインターナショナル 海外アドバイザー事業部長 三 島 隆 弘	~16:30 大阪へ移動
10 /金 22		国際倒産 弁護士 木 村 圭 二 郎 大阪大学大学院高等司法研究科教授 池 田 辰 夫	破産法注釈書作成についての協議(1) 大阪大学ワーキンググループ(出水弁護士, 池田教授, 下村教授)・国際協力部教官
10 /土 /23			
10 /日 /24			
10 /月 25		破産法注釈書作成についての協議(2) 大阪大学ワーキンググループ(出水弁護士, 下村教授, 藤本助教授, 仁木助教授)・国際協力部教官	
10 /火 26		破産法注釈書作成についての協議(3) 大阪大学ワーキンググループ(出水弁護士, 藤本助教授, 仁木助教授)・国際協力部教官	
10 /水 27		PCMワークショップ(1) JICA国際協力総合研修所 国際協力専門員 下田 道敬	
10 /木 28		PCMワークショップ(2) JICA国際協力総合研修所 国際協力専門員 下田 道敬	
10 /金 29		評価会(国際協力部, JICA大阪国際センター)	13:30~ 閉講式等 (終日:JICA大阪国際センター)

第3回ウズベキスタン共和国法整備支援研修員名簿 / List of Participants

1		サイドフ シュフラト ザファロヴィッチ Mr. SAIDOV Shukhrat Zafarovich Justice, The Supreme Economic Court 最高経済裁判所判事
2		ロパエワ ナタリヤ ヴァシリエヴナ Ms. LOPAEVA Natalya Vasilyevna Senior Advisor, The Supreme Economic Court 最高経済裁判所上席法律顧問
3		ママディヤロフ シュフラトジョン ブタヤロヴィッチ Mr. MAMADIYAROV Shuhratjon Butayarovich Deputy Chairman, Jizzakh Region Economic Court ジザク州経済裁判所副所長
4		アフメドワ グルチェフラ アディロヴナ Ms. AHMEDOVA Gulchehra Adilovna Deputy Chairman, Namangan Region Economic Court ナマンガン州経済裁判所副所長
5		ヌマノワ サフィエ ルスタモヴナ Ms. NUMANOVA Safie Rustamovna Judge, Syrdaria Region Economic Court シルダリア州経済裁判所判事
6		プラトフ バハディル ウトウクロヴィッチ Mr. PULATOV Bakhadir Utkurovich Head of Liquidation Department for Committee of Economic Insolvency of Enterprises 企業倒産委員会企業破産清算部長
7		ウマロフ ザキル サビルジャノヴィッチ Mr. UMAROV Zakir Sabirdjanovich Leading specialist, Committee for Economic Insolvency of Enterprises 企業倒産委員会上席法務官
8		コディロフ アヴァズベク アジモヴィッチ Mr. KODIROV Avazbek Azimovich Deputy head, Economic Department of General Public Prosecutors Office 最高検察庁経済部副部長
9		ママトフ ショディ スユノヴィッチ Mr. MAMATOV Shodi Suyunovich Head of State Registration of Judicial Persons Department for Ministry of Justice (MOJ) 司法省法人国家登録局長
10		シェルマトフ ウルグベク ウバイドオラエヴィッチ Mr. SHERMATOV Ulugbek Ubaydullaevich Senior Consultant, Economic Legislation Department of Ministry of Justice(MOJ) 司法省経済法立法部上席法務官
11		ボロトフ ミロディルジョン ホムジヨノヴィッチ Mr. BOROTOV Mirodiljon Khomudjonovich Senior Lecturer, Tashkent State Institute of Law タシケント法科大学主任講師
12		アブドゥラフマノフ イスカンダル Mr. ABDURAKHMANOV Iskandar 1st category court manager 第一級裁判所管理人（管財人）

【研修担当/Officials in charge】

教官/Attorney 工藤恭裕 (KUDO Yasuhiro), 教官/Attorney 丸山毅 (MARUYAMA Tsuyoshi)

主任国際協力専門官/Administrative Staff 中川浩徳 (NAKAGAWA Hironori), 国際協力専門官/Administrative Staff 外尾健一 (HOKAO Ken-ichi)

第3回ウズベキスタン共和国法整備支援研修 カントリーレポート発表会

日時：平成16年10月14日（木）14時～17時

場所：法務省法務総合研究所国際会議室

（大阪中之島合同庁舎2階）

「ウズベキスタン経済裁判所と倒産制度」

最高経済裁判所副長官

アジモフ・ムラット・カリモヴィッチ

御紹介いただきましてありがとうございます。ウズベキスタン最高経済裁判所副長官を務めておりますアジモフと申します。皆様におかれましては、お忙しい中御参加いただき誠にありがとうございます。

はじめに

本日は、始めにウズベキスタンの経済裁判所についてお話しし、その後、倒産事件がこの経済裁判所でどのように審理されているかについてお話ししたいと思います。倒産事件は経済裁判所が担当しますが、ウズベキスタンの法制度において、倒産は比較的最近取り入れた制度です。と申しますのは、倒産は、ウズベキスタンが独立してから取り入れた制度なのです。

経済裁判所の歴史及び組織

1991年にソ連邦が解体し、ウズベキスタンが独立しましたが、当初はそのまま社会主義時代の司法制度を受け継いでいました。ですから、ソ連の制度を引き継いで、一つの裁判所で民事、刑事両方を審理しておりました。また、民事事件といっても、夫婦において発生したような家庭のこと、労働法違反に関するもの、遺産相続など、複雑ではない簡単なものが主でした。これに対し、企業の経済活動における争いごとに関しては、特別に設けられた国家仲裁委員会が担当していました。これは、司法機関ではなく、行政機関でした。なぜかという、社会主義時代には私有権が認められていなかったからです。企業活動で生じた紛争というのは、単なる私人間の争いとは異なり、計画経済に従って定められたどの企業が、どのくらい生産し、だれに売ればいいのかということに合致しているかどうかの問題だったのです。

しかし、ウズベキスタンは、次第に、行政指令システムを排除し、市場経済の発展に向けて制度を改革していきました。そして1991年11月20日、新しい法律が採択されまし

た。これは現在の経済裁判所がまだ仲裁裁判所と呼ばれていた時代のものです。その第1条に記載された内容が最も重要であり、そこでは仲裁裁判所が行政機関ではなく、司法機関に変わったことに言及しています。私たちは、この日を経済裁判所の誕生日と考えています。そして、1992年12月8日にウズベキスタンの新憲法¹が制定され、その第22章には、司法制度についての規定があります。この章の中で、名称が「仲裁裁判所」から「経済裁判所」に変わりました。その後、1993年9月2日に国会は、新しい法律、つまり「裁判所法」を制定しました。そこで、経済裁判所の中で、最高経済裁判所を最高の裁判所とし、その下に下級経済裁判所が置かれるという組織が定められました。このように法制度自体は整えられてきたものの、裁判所がその機能を果たすために必要な基盤はまだ不足していました。裁判所がその機能を果たすためには物的、技術的整備が必要です。そこで、1993年の大統領令によって、経済裁判所に支払われる手数料のうち10%がその整備のための基金に充当されることとなりました。さらに、1996年の「経済裁判所の改善に関する大統領令」により、経済裁判所職員の数が増え、独立した建物、車など、物的な整備も整いました。この大統領令により、タシケント市経済裁判所が設けられた結果、現在の組織になりました。詳しく御説明しますと、ウズベキスタンの経済裁判所は二層になっており、すなわち上位である最高経済裁判所と、その下にあるタシケント市経済裁判所、カラカルパキスタン共和国経済裁判所、そして14の州に置かれた州経済裁判所です。

経済訴訟法典の制定

経済裁判所に申し立てられた訴訟の数は多くなり、新たな問題が生じました。これは、経済裁判所が判決を出しても、それが適正に執行されなかったということでした。この問題に対しては、1997年3月に「経済裁判所の判決執行の是正措置に関する大統領令」が出され、中央銀行、税務当局、検察庁及び経済裁判所の代表者からなる委員会が設けられ、裁判所の執行を監督するようになりました。そして1997年9月に国会で新しい経済訴訟法典²が制定され、今日まで使われています。なぜ新しい経済訴訟法典が採択されたかという点、訴訟手続自体も社会主義的なものから脱皮する必要があったからです。この新しい経済訴訟法典を制定するに際しては、それまで実務で積み立てられた経験が吸収され、その他外国の法典から必要となる部分を取り入れました。

続いて、経済訴訟法においてどのような手続が規定されているか手続順に簡単に御説明しますと、「どんな利害関係人も州経済裁判所に自由に申し立てを行うことができる」旨、つまり、州経済裁判所は第一審の裁判所であると定められており、ここで原則として、単独裁判官により審理され（経済訴訟法典第15条第1項）た上、1か月以内に判決が下され（同法典第125条）ます。もし、当事者が判決に不満の場合は、第一審判決から1か月以内であれば控訴することができます（同法典第158条）ます。控訴の審理もまた同じ州経済裁判所で行わ

¹ ICD ニュース4号81頁から90頁に名古屋大学大学院法学研究科杉浦一孝教授翻訳に係るウズベキスタン共和国憲法（仮訳）が掲載されている。

² ICD ニュース15号23頁から58頁に香取潤氏翻訳に係るウズベキスタン共和国経済訴訟法典（仮訳）が掲

れます(同法典第157条)が、今度は合議体で審理が行われます(同法典第15条第3項)。この控訴審で下される判決は、執行することができ(同法典第146条第3項)ますが、これに対する不服申立ても可能であり、その制度は、破棄審(同法典第22章)と呼ばれています。ここでは、下された判決が法律に違反していないかという観点から審理します。ここまでで、第一審、控訴審及び破棄審について御説明しましたが、ウズベキスタンにおいては、更に別の制度として監督手続(同法典第23章)と呼ばれるものがあります。この制度は、最高経済裁判所長官や検事総長が異議を申し立てることにより、最高経済裁判所幹部会が既に法的効力が確定した判決に対して、主にどのような審理により判決が下されたかという審理のやり方について、審理して判断を下します。

司法統計

では次に、統計に触れたいと思います。経済裁判所にどのような職員がいるかと申しますと、現在、裁判官が143人、書記官と専門官がそれぞれ130人、事務官が90人働いています。

事件数に関する統計を分析すると、事件数が常に増加していることが明らかになっています。例えば、1995年に11,700件の申立てが受理されました。1996年には11,550件、1997年に14,566件、1998年に28,598件、1999年に32,002件、2000年に33,347件、2002年に40,529件、2003年に55,187件、2004年は5月末の段階で58,644件と増加しています。

これまでが経済裁判所の成り立ちや現状についてでした。

倒産法制の発展

では次に、倒産法がどのように発展してきたかについてお話しします。先ほど述べたように、ウズベキスタンは、独立当初はソ連邦の社会主義時代の法律を引き継ぎました。ソ連邦時代では、支払不能という状態はありませんでした。経済主体はすべて国営企業でしたし、計画経済だったからです。しかし、市場経済化に向けて歩みだしたウズベキスタンは、すぐに倒産法を制定しなければならないことに気がきました。民営化、私有化が始まると、国営企業の経済活動は順調ではなくなり、徐々に負債がたまって取引の継続が不可能となり、最後は企業が活動できなくなりました。しかも抱えた負債はあまりに多額であったので、企業は清算することも困難な状態にあり、まして負債を整理して企業の再生を行うことなどありませんでした。

このような状況で、倒産制度を導入する必要性が高まり、1994年にウズベキスタンの国会は倒産法を制定しました。しかし、この法はたったの35条しかなく、網羅的なものでも体系的なものでもなく、具体的な規定さえ欠けた法律でした。その結果、非常に分かりにくく使いにくい法律であったため、実際、最初の1年間で2件の倒産申立てがあったのみで

載されている。

した。負債がたまった企業はかなりの数に上ったのに、2件しか申立てがなかったことに対し、政府は危惧を感じました。そこで、「国民経済における債務弁済、企業活動の促進、代表の責任を強化するための大統領令」が出され、司法省などに倒産法をもっと発展させるよう命令が下されました。そして1995年7月17日、「倒産法利用促進に関する内閣令」が出され、それに基づき政府委員会が設けられました。この委員会は、債務履行できなくなった企業の分析を行い、清算するという活動を行いました。その結果、その後の1年間では、47件の企業に関し倒産申立てがありました。さらに、1996年12月11日、「倒産法の更なる利用促進についての大統領令」により、企業倒産委員会が設けられました。これは研修員として参加しているプラトフ氏が所属している機関です。

先ほど申し上げたように、1995年に倒産したのは46企業であったのが、1997年には137企業に、さらに、1998年には439企業にまで増えました。最近の統計もお伝えしますと、2001年には1,100企業、2002年には1,250企業にまで増えました。2004年に関しては、6月末時点での統計でも1,349企業に上っています。

法改正についてお話ししますと、1998年には、最初に制定された倒産法では不十分であった条文の変更や追加が加えられ、第2版倒産法が制定されました。条文数に関して言えば、35条だったものが、改正後の法律では蓄積された実務を反映させて、133条にまで増えました。

改正された主な点は、倒産原因に関するものでした。従前は、しばらく待てば支払能力が回復して債務を弁済することが可能になるかも知れない場合でも倒産原因でしたが、改正により、支払能力の回復が見込めない完全な債務不履行のみが倒産原因と限定されました。それでも、改正された倒産法が施行されると、条文と実務の間で一致しない点が生じましたが、実務で修正されてきました。倒産法と実務との違いは、1999年6月12日に最高経済裁判所で行われた総会で、調査、意見交換などを行って分析され、疑問として挙げられていた44点に関する協議では、そのうちの26点について、総会で結論を出しました。1999年7月23日大統領令によってその内容が公布され、同月30日には内閣令で更に倒産法を改正する必要があるとしました。

それを受けて国会は、1999年8月20日、新しい法律を補足という形で制定しました。その後、第3版の倒産法の準備が始まりました。2001年から政府に委員会が設置され、これには私も参加しましたが、ここで第1草案が作られ、2002年12月に第2草案が作られ、それがそのまま国会において、2003年4月に第3版の倒産法、つまり現行の倒産法として制定されました。

この現行倒産法はとても詳細になりましたが、今はまだ私たちにとって分かりにくいところがあります。というのも、社会主義時代が長く市場経済に完全に移行していないため、解決されていない難しい問題がたくさん残っているからです。私の本日の発表は以上です。

最後に、今回倒産法という難しい法律にテーマを絞って研修を行ってくださった皆さんに感謝申し上げたいと思います。現在、私たちは倒産法の注釈書を作ろうとしていますが、倒産法を扱う検察官、弁護士、裁判官や企業倒産委員会で働く者が理解できるだけでなく、国

民すべての人にとって分かりやすい注釈書ができることを願っています。

ウズベキスタン共和国倒産法（仮訳）

（2003年4月24日制定）

目次

第1章 総則

- 第1条 本法の目的
- 第2条 倒産法制
- 第3条 主要概念
- 第4条 倒産原因
- 第5条 倒産事件の審理
- 第6条 経済裁判所に対し申立てをする権利
- 第7条 経済裁判所に対し債務者自身が申立てをする根拠
- 第8条 経済裁判所に対し申立てを行う，債務者又は清算委員会若しくは清算人の義務
- 第9条 債務者に関する経済裁判所への申立義務を怠った場合の，債務者の代表者，清算委員会
の委員又は清算人の責任
- 第10条 債権者集会
- 第11条 債権者集会の通知
- 第12条 債権者集会の招集手続
- 第13条 債権者集会の議決手続
- 第14条 債権者の債権の登録簿
- 第15条 債権者委員会
- 第16条 債権者委員会の選定
- 第17条 利害関係人
- 第18条 裁判所任命管財人
- 第19条 裁判所任命管財人の権限及び義務
- 第20条 裁判所任命管財人の同業組織
- 第21条 裁判所任命管財人の責任
- 第22条 裁判所任命管財人の報酬
- 第23条 倒産分野における国家統制
- 第24条 倒産分野におけるウズベキスタン共和国内閣の権限範囲
- 第25条 倒産事件に関する国家機関の権限範囲
- 第26条 カラカルパキスタン共和国，各地域及びタシケント特別市における倒産事件に
関する地方行政レベルでの公的機関の権限範囲
- 第27条 企業の経済的状态に関する情報の提出義務
- 第28条 倒産手続

第29条 裁判外手続

第2章 裁判外再生支援

第30条 裁判外再生支援の根拠

第31条 裁判外再生支援の対象及び主体

第32条 裁判外再生支援の基本的な方法

第33条 国家支援を含む裁判外再生支援の期間

第34条 国家支援を含む裁判外再生支援の終了

第3章 経済裁判所における倒産事件の審理

第35条 倒産手続開始の根拠

第36条 倒産事件の参加者

第37条 債務者による申立て

第38条 債務者による申立ての必要書類

第39条 債権者による申立て

第40条 債権の合算

第41条 債権者による申立ての必要書類

第42条 倒産事件に関する国家機関による申立て

第43条 租税機関その他権限を付与された機関による申立て

第44条 検察官による申立て

第45条 倒産事件の開始

第46条 債権者の債権を保全するための措置

第47条 倒産認定の申立てを受けた債務者の答弁

第48条 倒産事件に関する審理の準備

第49条 倒産事件の審理期間

第50条 倒産事件における裁判所の裁判

第51条 債務者の倒産認定、清算手続開始の決定

第52条 経済裁判所により下された司法判断に関する情報の公開

第53条 倒産手続の進行に関する情報の公開

第54条 債務者の倒産を認めない旨の経済裁判所の決定

第55条 倒産を認めない旨の経済裁判所の決定の効果

第56条 倒産手続の終了原因

第57条 倒産事件手続の停止

第58条 裁判費用及び裁判所任命管財人に対する報酬支払の負担

第59条 申立て及び不服申立ての審理

第60条 倒産事件に関する紛争について経済裁判所が下した決定に対する再審理の実施

第61条 債務者の定款資本に対し国が持分を有する場合の倒産手続の特則

第4章 監視

第62条 監視の導入

- 第63条 監視導入の効果
- 第64条 監視期間中における、債務者の権利の制限
- 第65条 一時管財人の任命
- 第66条 一時管財人の権限
- 第67条 一時管財人の義務
- 第68条 監視手続開始通知
- 第69条 債務者の財務分析
- 第70条 債権者の債権額の確定
- 第71条 第一回債権者集会の招集
- 第72条 第一回債権者集会において審議される問題
- 第73条 経済裁判所に対し、裁判上の再生支援開始を申請する第一回債権者集会の決議
- 第74条 経済裁判所に対し、外部管財の開始並びに債務者の倒産認定及び清算手続開始を申請する決議
- 第75条 監視の終了

第5章 裁判上の再生支援

- 第76条 裁判上の再生支援の申請
- 第77条 債務弁済計画に従った債務者の債務履行の確保
- 第78条 裁判上の再生支援開始手続
- 第79条 裁判上の再生支援実施の効果
- 第80条 再生支援管財人
- 第81条 再生支援管財人の権限
- 第82条 再生支援管財人の義務
- 第83条 裁判上の再生支援計画及び債務弁済計画表
- 第84条 債務弁済計画表の変更
- 第85条 裁判上の再生支援の期限前の完了
- 第86条 裁判上の再生支援の期限前の終了
- 第87条 裁判上の再生支援の完了
- 第88条 担保提供者による債務弁済
- 第89条 担保からの債務履行の結果に関する報告書
- 第90条 担保提供者による債務不履行の効果

第6章 外部管財

- 第91条 外部管財導入手続
- 第92条 外部管財導入の効果
- 第93条 債権者の債権に対する弁済猶予期間
- 第94条 外部管財人候補推薦手続
- 第95条 外部管財人の任命
- 第96条 外部管財人の解任

- 第97条 外部管財人の権限
- 第98条 外部管財人の義務
- 第99条 債権者の債権
- 第100条 債権者による異議の審理
- 第101条 債務者の財産の処分
- 第102条 債務者の契約の履行拒絶
- 第103条 債務者の契約の無効
- 第104条 外部管財中の債務者の金銭的債務
- 第105条 債務者の費用（支払）に関する調整
- 第106条 外部管財計画
- 第107条 外部管財計画の審査
- 第108条 外部管財期間の延長
- 第109条 債務者の返済能力回復のための措置
- 第110条 債務者の企業（営業）の売却
- 第111条 債務者財産の一部の売却
- 第112条 債務者の債権譲渡
- 第113条 債務者の財産の所有者又は第三者による債務者の債務の履行
- 第114条 債務者の増資
- 第115条 債務者の資産の変換
- 第116条 外部管財人の報告書
- 第117条 外部管財人の報告書の審査
- 第118条 経済裁判所による外部管財人の報告書の承認
- 第119条 債権者に対する支払に移行する決定を下した効果
- 第120条 特定の優先順位を有する債権者に対する支払を開始する旨の決定を下した効果
- 第121条 債権者に対する支払
- 第122条 債権者の債権の弁済
- 第123条 外部管財人の権限を終了させる手続

第7章 清算手続

- 第124条 清算手続の開始
- 第125条 清算手続開始の効果
- 第126条 清算管財人
- 第127条 債務者の倒産認定及び清算手続開始に関する情報の公開
- 第128条 清算管財人の権限及び義務
- 第129条 倒産法人の清算計画
- 第130条 破産（清算用）財団
- 第131条 債務者財産の評価
- 第132条 清算手続中における債務者の銀行口座

- 第133条 担保が付されている債権の弁済
- 第134条 債権の満足の優先順位
- 第135条 債務者の財産の売却
- 第136条 清算手続中の債務者の債権の売却
- 第137条 清算手続中の債務者の資産の変換
- 第138条 債権者に対する弁済
- 第139条 清算管財人の活動に対する監督
- 第140条 清算管財人の解任
- 第141条 外部管財への移行の可能性
- 第142条 清算手続の実施結果に関する清算管財人の報告書
- 第143条 債権者への弁済後の債務者の残余財産
- 第144条 清算実施手続の終了

第8章 和議

- 第145条 和議締結手続
- 第146条 倒産手続中に締結される和議の特殊性
- 第147条 和議の形式
- 第148条 和議の内容
- 第149条 経済裁判所による和議承認の条件
- 第150条 経済裁判所による和議の承認の効果
- 第151条 経済裁判所による和議の不承認
- 第152条 和議不承認の効果
- 第153条 和議の無効
- 第154条 和議の無効認定の効果
- 第155条 和議の不履行の効果

第9章 特定の範疇に入る債務者（法人）の倒産に関する特則

第1節 町形成企業及び類似企業

- 第156条 町形成企業及び類似企業の和解事件の審理
- 第157条 町形成企業又は類似企業の外部管財
- 第158条 外部管財の延長
- 第159条 債務者である町形成企業及び類似企業の売却条件
- 第160条 倒産宣告された町形成企業及び類似企業の財産の売却

第2節 農業企業の倒産

- 第161条 農業企業の倒産に関する特則
- 第162条 農業企業の監視、裁判手続による再生支援及び外部管理に関する特則
- 第163条 農業企業の財産及び財産権売却（譲渡）に関する特則

第3節 銀行の倒産

- 第164条 銀行の倒産認定の原因

- 第165条 (銀行の) 倒産事件審理の特則
- 第4節 保険者(保険機関)の倒産
 - 第166条 保険者の倒産事件審理
 - 第167条 保険者の集合財産の売却
 - 第168条 保険者が倒産した場合における保険契約及び(保険金受取人)の債権
 - 第169条 保険者に対する債権の弁済
- 第5節 証券取引に業として参加する者の倒産
 - 第170条 証券取引に業として参加する者の倒産の特則
 - 第171条 裁判所任命管財人の要件
 - 第172条 証券取引に業として参加する者の取引締結に対する制限
 - 第173条 監視, 外部管理及び清算手続に関する特則
- 第10章 個人事業者の倒産
 - 第174条 個人事業者の倒産に関する調整
 - 第175条 個人事業者の倒産認定に関する申立て
 - 第176条 債務の返済計画
 - 第177条 倒産財団に含まれない個人事業者の財産
 - 第178条 個人事業者による法律行為の無効
 - 第179条 個人事業者の倒産事件の経済裁判所による審理
 - 第180条 個人事業者の倒産を認定した場合の効果
 - 第181条 経済裁判所の判決の執行
 - 第182条 債権者の債権の審理
 - 第183条 債権者の債権を満足させる手続
 - 第184条 債務者である個人事業者の免責
- 第11章 簡易倒産手続
 - 第1節 清算中の債務者の倒産に関する特則
 - 第185条 清算中の債務者の倒産
 - 第186条 清算中の債務者の倒産事件審理に関する特則
 - 第187条 倒産中における債務者の清算否認の効果
 - 第2節 所在不明の債務者の倒産
 - 第188条 所在不明の債務者の倒産認定申立てに関する特則
 - 第189条 所在不明の債務者の倒産事件審理
- 第12章 最終章
 - 第190条 倒産につながる違法行為
 - 第191条 紛争解決
 - 第192条 倒産関係法規違反の責任

第1章 総則

第1条 本法の目的

本法の目的は、倒産分野における法人及び個人事業者の関係を調整することにある。

第2条 倒産法制

倒産法制は本法その他関連法令からなる。

本法は公的資金により運営されている組織には適用されない。

倒産に関するウズベキスタン共和国の国内法と同共和国が締結した国際協定が異なる場合には、国際協定が優先して適用される。

第3条 主要概念

本法は下記の主要概念を定める。

- ① 倒産（経済的破綻）－債務者が、債権者の金銭的債権に対し、その全額の弁済をすることができず、かつ（又は）経済裁判所により認定された義務的支払債務を履行することができない状態
- ② 和議－相互譲歩に基づき法律上の紛争を終了させる旨の当事者間の合意
- ③ 債権者－債務者が金銭的債務を負う相手方、及び（又は）義務的支払債務に関連した義務を履行する相手方である法人又は自然人。但し、債務者が生命、身体に害を及ぼしたことにより義務を負う相手方、及び債務者法人が参加を受けたことにより義務を負う法人の発起人（参加者）を除く。
- ④ 債権者集会（債権者委員会）の代表者－債権者集会又は債権者委員会により倒産事件への参加権限が付与された者
- ⑤ 監視－債務者の倒産認定の申立てを経済裁判所が受理した時点から次の手続に移るまでの間、債務者である法人に対し、債務者資産の保全及びその財務状況を分析する目的で、経済裁判所により適用される倒産手続
- ⑥ 義務的支払債務－国家予算又は国家基金に組み入れられる税金、手数料その他の義務的支払債務
- ⑦ 猶予－債務者である法人の金銭的債務及び（又は）義務的支払債務に関連する義務の履行猶予
- ⑧ 金銭的債務－民法に基づく契約その他法令により規定される原因に基づき、債務者が負う一定金額の支払義務
- ⑨ 裁判所任命管財人（一時管財人、再生管財人、外部管財人、清算管財人）－倒産手続実施のため経済裁判所が任命する者
- ⑩ 裁判外の再生支援－債務者である法人の発起人（参加者）、法人債務者の財産の所有者又は債権者その他の者が債務者の支払能力を回復させ、その倒産を予防するために執る手段
- ⑪ 裁判上の再生支援－債務者の事業管理権を再生管財人に移譲することなく債務者の支

払能力を回復させ、債権者に対する負債を清算するため、経済裁判所が法人債務者に対し適用する倒産手続

- ⑫ 外部管財－外部管財人に債務者の事業管理権を移譲した上で、債務者の支払能力を回復することを目的として、経済裁判所が法人債務者に対し適用する倒産手続
- ⑬ 清算手続－債権者の債権を比例的に弁済した上、債務者を債務から免責する目的で、経済裁判所が倒産認定された債務者に対し適用する倒産手続
- ⑭ 町形成企業又は町形成に関連する企業－従業員及びその家族が当該居住地の人口の半分以上を構成するか、従業員数が3,000名以上である法人、国防若しくは治安を保障する法人、又は自然独占の主体である法人
- ⑮ 債務者－債権者に対する金銭的債務弁済が不能である、及び（又は）義務的支払債務の履行が不能である法人又は個人事業者
- ⑯ 発起人（参加者）若しくは債務者である単一企業に属する財産の所有者の代表（代理人）－倒産手続において、発起人（参加者）又は債務者財産の所有者により権限を付与された者
- ⑰ 債務者の被雇用者の代表－倒産手続において、債務者の被雇用者らにより、被雇用者の利益を代表する権限を付与された人物
- ⑱ 農業企業－主な事業が農作物の生産である農業組合（シルカット）、農場又は小規模農業（デーカン）の法人

第4条 倒産原因

債務者の倒産原因は、債権者に対する金銭的債務又は強制的支払債務につき、支払期日から3か月以内に履行することができないと認められる状態をいう。

第5条 倒産事件の審理

倒産事件は経済裁判所によって審理される。

本法で規定する例外を除き、当該債務者に倒産原因が存在し、かつ、法人債務者の場合においては、これに対する債権が最低賃金の500倍以上である場合、個人事業者の場合においては、これに対する債権が最低賃金の30倍以上である場合には、経済裁判所が倒産事件の審理を開始することができる。

第6条 経済裁判所に対し申立てをする権利

債務者、債権者及び検察官は、債務者の金銭債務の不履行に関連し、債務者の倒産認定を求めて経済裁判所に対して申立てを行う権利を有する。

債務者、検察官、国税当局及びその他の所管当局は、債務者の義務的支払債務の不履行に関連し、債務者の倒産認定を求めて経済裁判所に対して申立てを行う権利を有する。

第7条 経済裁判所に対し債務者自身が申立てをする根拠

債務者は、債権者に対する金銭的債務及び（又は）義務的支払債務につき、本法第4条に規定する期間内に履行することができないことを示す状況がある場合に、自らの倒産認定を求めて経済裁判所に申立てを行う権利を有する。

本法に別段の定めがある場合を除き、法人債務者は、発起人（参加人）の決定又は債務者の財産の所有者若しくはその所有者により権限を付与された機関の決定により、債務者の倒産認定を求め、経済裁判所に申立てを行う。

第8条 経済裁判所に対し申立てを行う、債務者、清算委員会又は清算人の義務

以下の場合、債務者の代表者、個人事業者である債務者は、経済裁判所に申立てをする義務を負う。

- － 1名又は数名の債権者に対する債務を弁済することにより、他の債権者に対する金銭的債務及び（又は）義務的支払義務を全額履行することが不可能になる場合
- － 法人債務者の設立文書に従って、当該法人債務者を清算する権限を付与された機関が、債務者に関する申立てを経済裁判所に対して行う決定をした場合
- － 債務者である単一企業の財産の所有者により権限を付与された機関が、単一企業である債務者に関する申立てを経済裁判所に対して行う決定をした場合
- － 債務者の負担により債権者の債権を弁済した場合には、債務者の経済活動が不可能になると信じるに足る理由が存在する場合

清算委員会（清算人）は、法人債務者の清算中に債権者の債権を全額弁済することが不可能であると認めた場合には、債務者に関し、経済裁判所に対する申立てを行う義務を負う。

債務者、清算委員会又は清算人による申立ては、本条第1項及び第2項で規定されている状況が発生してから1か月以内に経済裁判所に対して行わなければならない。

第9条 債務者に関する経済裁判所への申立義務を怠った場合の、債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人の責任

債務者の代表者、清算委員会の委員、又は清算人が経済裁判所に対し申立てを行う義務を怠った場合、本法第8条第3項で規定されている期間満了後に発生する、債務者の債権者に対する金銭的債務及び（又は）義務的支払債務に関し補充的責任を負う。

第10条 債権者集会

倒産手続が申し立てられると、本法に基づき結成された債権者集会又は債権者委員会は全債権者の利益を代表する。経済裁判所が債務者の倒産認定に関する申立てを受け付けた時点から、債権者は債権の弁済を受けるために個別に債務者に請求する権利を有しない。

債務者に対する法的行為はすべて全債権者を代表して債権者集会又は債権者委員会が実行する。

債権者集会において投票権を持って参加するのは債権者であり、義務的支払債務の請求に関し本法が規定する場合においては、国税当局及びその他の所管当局が参加者となる。債務者の被雇用者の代表、裁判所任命管財人並びに発起人（参加者）及び債務者である単一企業に属する財産の所有者の代表（代理人）は債権者集会に参加し、意見を表明する権利を有する。

倒産事件に関与する債権者が1名のみである場合、債権者集会の専権である決定権は当該債権者が有する。

以下の事項に関する議決権は債権者集会の専権事項である。

- －和議合意の締結
- －債権者委員会の委員選任、委員数の決定及び期限前の権限終了
- －裁判上の再生支援又は外部管財の導入及びその期間延長に関する経済裁判所への申立て
- －債務者の倒産認定及び清算手続開始に関する経済裁判所への申立て
- －裁判上の再生支援計画の承認及び債務弁済予定表の是認
- －外部管財計画の承認

債権者集会の準備及び開催は裁判所任命管財人が行う。

本法が別段の定めをしている場合を除き、投票権を持って参加する債権者の債権の合計額が債務者の合計債務額の3分の2以上を占める場合に、債権者集会は、法律上有効に成立する。債権者から権限を付与された代表者は当該集会でその債権者を代表することができる。債権者集会の定足数に達しない場合、10日以内に再度招集される。当該債権者集会の日時及び場所の通知が債権者に対して正当になされた場合、その出席債権者数にかかわらず、当該債権者集会は法的に有効であるとみなされる。

債務者に対して債権を有すると認定された債権者は債権者集会で投票権を有する。

債権者集会においては議事が記録される。

債権者集会の議事録には、以下の書類が添付される。

- －債権者集会日付の債権者の債権登録簿
- －債権者代表資格（代理権）を裏付ける書類
- －債権者集会の参加者名簿
- －参考のため又は承認を得るため債権者集会の参加者に配布された資料
- －債権者及び所管当局が債権者集会の日時、場所について正当に通知を受けたことを証明する証拠
- －投票用紙
- －裁判所任命管財人の裁量により又は債権者集会の決定によって添付されるその他の資料

債権者集会の議事録及び添付書類は当該集会日から5日以内に経済裁判所に提出されなければならない。

第11条 債権者集会の通知

債権者、所管当局及び本法第10条の規定により債権者集会に参加する資格を得る可能性がある他の者に対し、債権者集会に関する通知が、当該集会日から2週間以上前に郵便で行われたこと又は他の方法により当該集会の5日以上前に通知が届いたことを確認することができる場合、当該集会の通知は正当になされたとみなされる。

債権者若しくは債権者集会への参加資格を有するその他の者に対し個別通知を行うに必要な情報を入手することが不可能である場合、又はそのような者に対し個別通知を行うことを不可能にする他の事情がある場合、ウズベキスタン共和国の内閣が決定する手続に従い公刊物において公示されれば、当該通知は正当になされたとみなされる。

債権者集会に関する通知は以下の情報を含まなければならない。

- －法人債務者の名称及び所在地
- －債権者集会の日時、場所
- －債権者集会の議題
- －債権者集会において審議予定の資料の入手方法
- －債権者集会参加者登録手続
- －債務者である個人事業者の氏名及び父称並びに住居

第12条 債権者集会の招集手続

債権者集会は、裁判所任命管財人の発議、債権者委員会の要求、債権者の金銭的債権及び（若しくは）義務的支払請求権の金額が、債権者の債権の登録簿に記載されている金銭的債権及び（若しくは）義務的支払請求権の合計金額の3分の1以上である場合、その債権者の要求、又は全債権者数の3分の1の債権者の発議により、招集される。

債権者集会の開催要求には、議題に含むべき事項の概要が含まなければならない。

裁判所任命管財人は本条第1項が規定する、債権者委員会又は債権者の要求により招集される債権者集会の議題概要の語句を変更することはできない。

本条第1項が規定する債権者委員会又は債権者の要求により招集される債権者集会は、関連する要求が裁判所任命管財人に提出されてから30日以内に裁判所任命管財人によって招集される。

債権者集会又は債権者委員会が別途定める場合を除き、債権者集会は債務者の所在地(住居)において招集される。同所において第一回債権者集会を開催することができない場合、債権者集会場所は裁判所任命管財人が定める。

第13条 債権者集会の議決手続

債権者集会で投票に付された事項については、出席債権者の投票数の多数決により決定される。

各債権者は、集会開催日の時点における債権総額に対し、債権額に比例した割合による投票権を有する。

債権者集会は全債権者の多数決の投票数によって以下の事項を決定する。

- －和議合意の締結
- －裁判上の再生支援又は外部管財の導入，及びその期間延長に関する経済裁判所への申立て
- －債務者の倒産認定及び清算手続開始に関する経済裁判所への申立て
- －裁判所任命管財人の任命，変更，及びその権限の終了に関する経済裁判所への申立て

本条第3項の規定に照らし，債権者集会において決定採択のための債権者投票数が不足している場合，債権者集会は再招集される。再招集された集会は，その場所，日時が債権者に正当に通知されたならば，出席債権者の債権者数の多数決により決定を採択する法的な権限を有する。

倒産事件の当事者は，債権者集会の決議に関し，経済裁判所に対し異議を申し立てる権利を有する。

第14条 債権者の債権の登録簿

裁判所任命管財人は，債権者の債権につき，登録を行う。

債権者の債権はウズベキスタン共和国の通貨の価値で登録されなければならない。

外国の通貨で表示された債権者の債権は，法律が定める手続に従って，債権登録されなければならない。債権者の債権登録においては，各債権者，各債権者の金銭的債権の額及び（又は）義務的支払請求額，各債権の弁済優先順位に関する情報が明記されなければならない。

債権者は債権に関して申告を行う際，省略のない商号，登録地（郵便宛先），パスポートの詳細（自然人の場合）及び銀行口座の詳細（存在する場合）を含む自分自身の情報を記載しなければならない。

債権者の債権登録簿に登載された者は，自己に関する情報の変更，第三者への債権の移譲に関する変更を含め，債務者に対する債権額，債権内容に変更があった場合，変更後の1週間以内に裁判所任命管財人に通知する義務を負う。裁判所任命管財人及び債務者は，債権者がそのような情報を提供しなかったために，又は情報提供が遅れたために発生するいかなる損害に対しても責任を負わない。

債権者は債権登録簿を閲覧することができる。裁判管財人は，債権者又はその代理人の要請により，当該要請を受理した日から5就業日以内に債権者に対し，当該債権者の債権額，内容，弁済優先順位に関する情報の抜粋を送付する義務を負う。そのような抜粋の作成，送付の関連費用は債権者が負担する。

債権者の債権登録簿の作成に際する紛争は，経済裁判所が審理する。

第15条 債権者委員会

債権者委員会は債権者の利益を代表し，裁判所任命管財人による手続を監督する。

債権者委員会に参加する債権者の代表者数は債権者集会で決定される。

債権者数が20人以下の場合、債権者集会はその決定により債権者委員会の機能を果たすこともできる。

債権者委員会は、その役割を果たすため、以下の権限を有する。

- －債務者の財務状況及び倒産手続の進捗状況に関する情報提供を裁判所任命管財人に対し要求すること
- －経済裁判所に対し裁判所任命管財人の行為（不作為）に関する不服を申し立てること
- －倒産事件に参加する代表者を任命すること
- －本法、及び裁判上の再生支援計画又は外部管財計画で規定されるその他の行為の遂行

債権者委員会は以下の事項を決定する権限を有する。

- －債権者集会の招集
- －裁判所任命管財人の任命、交替、解任に関し経済裁判所に申立てを行うよう債権者集会に対する勧告
- －債務者の大型取引、又は債務者に利害関係が生じる取引の承認又は不承認

債権者委員会の会議の議決段階で、当該委員会の各委員は投票権を1票有する。債権者委員会の委員はいずれも自己の投票権を移譲することはできない。

債権者委員会の決定は全委員の過半数による多数決によって採択される。

債務者被雇用者の代表者、裁判所任命管財人、発起人（参加人）又は債務者の財産所有者の代表者（代理人）は債権者委員会に出席し、意見を表明する権利を有する。

第16条 債権者委員会の選定

裁判上の再生支援、外部管財又は清算手続の実施期間中、債権者集会により、債権者委員会の委員が選任される。債権者集会は決定により、債権者委員会の全権を期限前に終了させることができる。このような決定は、債権者委員会の全委員に関して同時に行うときのみ採択することができる。

最も多い投票を得た候補者が債権者委員会の構成員に選任される。

債権者委員会の委員はそこから委員会議長を選任することができる。

債権者委員会が5人以上で構成される場合、その議長の選任は義務である。

第17条 利害関係人

債務者である法人の利害関係人は以下のものと定められる。

- －法律に基づき、債務者を主導する、又は債務者に従属する法人
- －労働契約が倒産手続開始時からさかのぼって1年以内に終了した場合を含み、債務者の代表者、監査評議会若しくは合議執行機関の構成員、又は主任会計士（会計士）
- －法人の発起人（参加者）

本法で規定する債務者である個人事業者の利害関係人とは、当該債務者の妻（夫）、直系の尊属親族及び卑属親族、姉妹、兄弟及びその卑属、妻（夫）の両親、姉妹、兄弟と理解される。

裁判所任命管財人及び債権者の利害関係人は本条第1項及び第2項に従って定められる。

第18条 裁判所任命管財人

高等教育を受け、2年以上の実務経験があり、倒産事件に関する国家機関から認定を受けた者が裁判所任命管財人として任命される。

以下の要件に当てはまる者は裁判所任命管財人として任命されない。

- －債務者又は債権者の利害関係人
- －取消し又は抹消されていない前科を有する者
- －倒産手続が開始された個人事業者
- －以前、裁判所任命管財人としての任務遂行中に債務者及び（又は）債権者に損害を与え、当該損害の賠償を行っていない者
- －他者（欠格者）の事業及び（又は）財産の管理に関連した事業に従事することを制限された者

経済裁判所は、倒産事件の参加者の提出した証拠に基づき、本条第2項に規定される理由が存在すると認められる場合には、裁判所任命管財人の候補者の任命を拒否し、又はその解任を拒否することができる。

裁判所任命管財人は、法律が定める手続に従い、倒産事件の参加者に対して与える損害に対し責任を負うことを、経済裁判所による任命日から10日以内に保証する義務を負う。

本条第4項の要件は略式倒産手続を実施する裁判所任命管財人には適用されない。

債権者集会は債務者の財産に対し保険を掛けるよう裁判所任命管財人に対し、要求する権利を有する。

第19条 裁判所任命管財人の権限及び義務

裁判所任命管財人は以下の権限を有する。

- －債権者集会を招集する
- －本法で規定する場合に債権者委員会の招集を要求する
- －国家費用を前払いせずに、経済裁判所に訴訟その他の申立てをする
- －本法第22条に基づき、報酬を受ける
- －債権者との間で締結した合意事項に別途定めがない限り、自分の権限遂行のために他者を契約ベースで雇い、その役務に対しては債務者の資産負担で支払う
- －業務期間満了前に経済裁判所に辞職を申し出る

裁判所任命管財人は法律に基づき他の権限を有することがある。

裁判所任命管財人は以下の義務を負う。

- －債務者の財産を保護する措置を執る
- －債権者の債権登録簿を記載する
- －債務者の財務状況を分析する
- －経済裁判所が決定する任務を遂行する
- －自己の任務の履行, 不履行により債務者, 債権者及び第三者に損害が発生した場合, 当該損害を賠償する

裁判所任命管財人は, 本法に基づき他の義務を負うことがある。

裁判所任命管財人は, 倒産手続を実施するに当たり, 債務者及び債権者の利益のために, 良心的かつ合理的な行動をとらなければならない。

第20条 裁判所任命管財人の同業組織

裁判所任命管財人の同業組織は任意で裁判所任命管財人を統合する非政府, 非商業組織である。

裁判所任命管財人の同業組織は, その利益を保護するため, 専門技術の向上, 維持のために招集される。

裁判所任命管財人の同業組織は, 以下の内容を活動とする。

- －裁判所任命管財人の研修プログラムを開発し, それを倒産事件に関する国家機関に提出し, 承認を得る
- －構成員の研修を実施し, 専門技術を向上する
- －組織の構成員である裁判所任命管財人の活動を分析する

裁判所任命管財人の同業組織は法律に基づき他の権限を有することがある。

第21条 裁判所任命管財人の責任

本法に基づく裁判所任命管財人の義務の不履行, 又はその不適切な履行のために, 債務者, 債権者に損害が生じた場合, 当該義務の不履行, 不適切な履行は当該裁判所任命管財人の解任の理由となる。

債務者, 債権者は裁判所任命管財人に対し, その行為 (不作為) により生じた損害の賠償を請求する権利を有する。

第22条 裁判所任命管財人の報酬

債権者との間の合意に別途定めがない限り, 裁判所任命管財人の報酬額及びその支払手続は債権者集会で決定され, 経済裁判所が承認し, 債務者の財務負担により支払われる。

裁判所任命管財人に対する追加報酬は職務終了時に集会が決定することができ, 当該管財人の活動完了時に支払われる。

第23条 倒産分野における国家統制

倒産分野における国家統制はウズベキスタン共和国内閣及び倒産事件に関する国家機関

が実施する。

倒産事件に関し国家機関がその権限範囲内で行った決定は全閣僚，国家委員会，政府機関，その他の所管機関，法人，自然人に対し強制力を有する。

第24条 倒産分野におけるウズベキスタン共和国内閣の権限範囲

ウズベキスタン共和国内閣は，

- －金銭的債務及び（又は）義務的支払債務に関する倒産手続において，債権者としてのウズベキスタン共和国が債権を届け出る統一的な手続を承認する
- －裁判所任命管財人として行動する者の資格審査手続，資格要件，専門技術，及び裁判所任命管財人登録簿の統一的な作成手続を承認する
- －裁判所任命管財人の活動手順を承認する
- －再生基金用資金の拠出及び支出手続を定める
- －定款資本の中に国家の持分が含まれている倒産企業の資産現金化手続を承認する
- －関連法令に基づいてその他の権限を行使する

第25条 倒産事件に関する国家機関の権限範囲

倒産事件に関する国家機関は，

- －支払能力欠如，経営不振又は財務的破綻した企業を明らかにするため，定款資本に国家の持分が含まれている企業の財務状況を観察（モニタリング）する
- －定款資本に国家の持分が含まれ，かつ（又は）ウズベキスタン共和国に対し金銭的債務を負う企業の倒産手続開始を経済裁判所に申し立てる
- －裁判所任命管財人の審査を行い，統一管財人登録簿を作成する
- －定款資本に国家の持分が含まれている企業の裁判外の再生支援，裁判上の再生支援及び外部管財計画を調整する
- －定款資本に国家の持分が含まれている企業の裁判外の再生支援（国家支援含む）及びその倒産手続を監督する
- －法律に基づいて裁判所任命管財人の活動を監督し，継続的であるか単発的であるか否かを問わず，裁判所任命管財人の重大な法律違反の場合の当該裁判所任命管財人の解任に関し，経済裁判所に申立てをする
- －企業の財務状況観察（モニタリング）が行われている期間において，企業の財務的経済的活動に関する資料の不提出又は提出遅延があった場合，当該企業の代表者その他の権限を持つ職員に対し罰金を科す
- －関連法令に基づいてその他の権限を行使する

倒産事件に関する国家機関に関する規則はウズベキスタン共和国内閣によって承認される。

第26条 カラカルパキスタン共和国、各地域及びタシケント特別市における倒産事件に関する地方行政レベルでの公的機関の権限範囲

カラカルパキスタン共和国、各地域及びタシケント特別市における倒産事件に関する地方行政レベルでの公的機関は、

- － 支払能力欠如、経営不振又は財務的破綻した企業を明らかにするため、定款資本に国家の持分が含まれている企業の財務状況の電子データベースを作成する
- － 倒産事件に関する国家機関の指示に基づき、定款資本に国家の持分が含まれ、かつ（又は）ウズベキスタン共和国に対し金銭的債務を負う企業の倒産手続開始を経済裁判所に申し立てる
- － 定款資本に国家の持分が含まれている企業に対する裁判外の再生支援（国家支援含む）及びその倒産手続を監督する
- － 管轄区域における企業の倒産手続経過を観察（モニター）する
- － 法律に基づいて裁判所任命管財人の活動を監督し、継続的であるか単発的であるか否かを問わず、裁判所任命管財人の重大な法律違反の場合の当該裁判所任命管財人の解任に関し、経済裁判所に申立てをする
- － 定款資本に国家の持分が含まれている企業の簡易倒産手続及び清算手続に際し、裁判所任命管財人の候補者リストを、経済裁判所の検討のため提出する権限を有する
- － 定款資本に国家の持分が含まれている企業において、その財務的経済的活動に関する資料の不提出又は提出遅延があった場合、当該企業の代表者その他の権限を持つ職員に対し罰金を科す
- － 関連法令に基づいてその他の権限を行使する

第27条 企業の経済的状态に関する情報の提出義務

倒産原因を発見した際、国家税務機関及び国家統計機関は定款資本に国家の持分が含まれている企業に関する情報を、倒産事件に関する国家機関及びその地方機関に提出し、かつ、当該国家機関の要請に応じて、当該企業の経済状況に関するその他の情報を提出しなければならない。

第28条 倒産手続

法人債務者の倒産事件を審理する際、以下の手続が行われる。

- － 監視
- － 裁判上の再生支援
- － 和議
- － 外部管財
- － 清算手続

個人事業者である債務者の倒産事件を審理する際、以下の手続が行われる。

- － 和議
- － 清算手続

第29条 裁判外手続

裁判外手続として債務者の裁判外の再生支援及び自発的清算（活動停止）がある。

第2章 裁判外再生支援

第30条 裁判外再生支援の根拠

裁判外再生支援は債務者の倒産手続の開始前に実施される。

本法第4条で規定されている倒産原因が発生した場合、債務者の代表者は、発起人（参加者）、債務者の経営機関及び債務者の財産の所有者に文書で通知する。

債務者の発起人（参加者）及び債務者の財産の所有者は、倒産を防止するため、経済裁判所に債務者の倒産認定に関する申立てをする前に、債務者の財務健全化のための方策を執る。債権者又はその他の者は、債務者の同意を得て、債務者の財務健全化のための方策を講じることができる。

第31条 裁判外再生支援の対象及び主体

裁判外再生支援の対象は、債務者である。

裁判外再生支援の主体となり得るのは、債務者法人の発起人（参加者）、債務者の財産の所有者、国家機関その他の者である。

第32条 裁判外再生支援の基本的な方法

裁判外再生支援の基本的な方法は次のとおりである。

- －未払いの債務の完済又は部分的弁済
- －競争力のある製品を製作するため新たな専門性を確立する
- －高度な技術を有する外部専門家の勧誘
- －職員の研修及び再研修
- －債務者の支払能力の回復及び活動の拡大に利害を有する法人又は自然人からの財政的支援
- －債権者に支払う履行期が到来している債務の返済猶予及び（若しくは）分割化、又は債務者の活動を継続するための債務の一部免除を内容とする債務者、債権者間の合意
- －裁判外再生支援の期間が終わるまで、義務的支払債務又は借金の返済の猶予
- －債務者である法人の組織再編成

裁判外再生支援手続は、その他の方法を含むことができる。

ウズベキスタン共和国内閣により権限を付与された機関は、公的基金を集め、裁判外再生支援手続を遂行する。

国家支援を含む裁判外再生支援実施の手続は、本法が規律する。

国家支援を含む裁判外再生支援手続の実施に当たり、従前の口座の一時的凍結を行った上、スム及び（又は）外国通貨の口座を取引銀行に新たに開く。再生支援口座の運用手続

に関しては、本法が定める。

第33条 国家支援を含む裁判外再生支援の期間

国家支援を含む裁判外再生支援は12か月から24か月の期間、実施される。

第34条 国家支援を含む裁判外再生支援の終了

国家支援を含む裁判外再生支援はあらかじめ定められた実施期間の満了又は実施が困難であると認定された時に終了することができる。

第3章 経済裁判所における倒産事件の審理

第35条 倒産手続開始の根拠

倒産手続は、本法第6条に合致した申立権者により申立書が提出されると、債務者の所在地（住居）における経済裁判所により開始される。

債務者の倒産事件は、本法の特色を考慮に入れた上、ウズベキスタン共和国の経済訴訟法の定めに従い、経済裁判所により審理されなければならない。

第36条 倒産事件の参加者

倒産事件の参加者は、

- －債務者
- －裁判所任命管財人
- －本法の定める方法で債務者に対する債権を届け出た債権者
- －倒産事件に関する国家機関
- －検察官の倒産申立てに基づいて審理される倒産事件においては、検察官

債務者の被雇用者の代表、債務者の創設者（参加者）又は債務者の財産の所有者、個人事業者である債務者の代理人、債権者集会（債権者委員会）の代表及びその他の者は、法律の定める条件に従い、倒産事件に参加することができる。

第37条 債務者による申立て

倒産認定に関する債務者の申立ては、債務者法人の代表者若しくは個人事業者又はその代理人が署名した文書を経済裁判所に提出して行う。

倒産認定に関する債務者の申立ては以下の内容を含む。

- －申立てが提出される経済裁判所の名称
- －債務者が争わない債権者の金銭債権額
- －生命、身体に対する損害賠償額、及び債務者の被雇用者に対して支払うべき給与と退職金の支払額
- －著者との契約に基づく報酬額
- －義務的支払債務額

- －債権者の債権を全額弁済することができない理由
- －裁判所が受理した債務者に関する申立てについての情報、及び争いなく債権を無効とするために提出された執行文書その他の文書に関する情報
- －現金及び受取債権を含む債務者の資産に関する情報
- －債務者の銀行口座番号、銀行の郵便宛先
- －添付書類一覧

倒産事件及び債務者の申立ての適切な裁判に必要なその他の情報を申立書に明記する。

自然人債務者に関する申立書においては、事業活動に関連しない債務に関する情報も明記する。

債務者はその申立書の写しを事件に参加する債権者及びその他の者に送付しなければならない。債務者の発起人（参加者）又は財産の所有者、債務者の被雇用者の代表が、債務者が経済裁判所に申立てをする前に選任された場合、債務者の申立書の写しを上記の人物に送付する。

第38条 債務者による申立ての必要書類

ウズベキスタン共和国の経済訴訟法が定める書類に加え、債務者の倒産認定に関する申立書は債務者の負債の存在及び債務の完済不能、債務者の申立ての根拠となるその他の条件を証明する書類を添付する。

下記の書類も添付する。

- －債務者である法人の創業に関する書類、法人又は個人事業者の国家登録を確認する書類
- －申立人に対する債権者及び債務者の一覧、これには各債権勘定、債務勘定の説明、郵便宛先の表示を含む。
- －最近の決算日の貸借対照表又はその代わりとなる書類
- －債務者である個人事業者の財産の構成及びその価値に関する書類
- －債務者の倒産認定申立てを経済裁判所に提出することに関する債務者の財産の所有者又は債務者の発起人（参加者）の決定
- －債務者の被雇用者集会在、債務者の倒産認定申立て前に開催され、その集会で倒産事件審理に参加するために債務者の被雇用者の代表が選任された時の議事録

原本及び公証人の認証を受けた写しのみが、本条第1項及び第2項に規定する書類として認められる。

第39条 債権者による申立て

債権者の申立ては書面を経済裁判所に提出することにより行う。債権者が法人である場合、その申立書は当該法人の代表者又はその代理人が署名をし、債権者が個人事業者である場合は、申立書は当該自然人又はその代理人が署名する。

債権者の申立てには以下の内容を含む。

- －申し立てが提出された経済裁判所の名前
- －申立人の氏名，郵便宛先
- －債務者の氏名，郵便宛先
- －申し立てられた債務者の金銭債務及びその履行期日
- －法的効力を有する裁判所の裁判など債権者の債権の有効性に関する証拠
- －申し立てられた債権に関する債務者の承認を確認する証拠，公証人が署名した執行証書
- －添付書類の一覧

倒産事件及び債権者の申立てに関する適切な裁判に必要なその他の情報を債権者の申立書に記載し，債務者の陳述書を添付することができる。

債権者は申立書の写しを債務者に送付しなければならない。

第40条 債権の合算

債務者の倒産認定に関する債権者の申立ては，債務者の複数の異なる債務の合計額に基づいて行うことが可能である。

債権者は債務者に対する債権を合算し，一つの申立てとして裁判所に提起する権利を有する。そのような申立書は，債権を合算した債権者全員が署名する。

第41条 債権者による申立ての必要書類

債務者の倒産認定に関し債権者が提出する申立書には，ウズベキスタン共和国経済訴訟法が定める書類に加え，債権者に対する債務者の金銭的債務の存在，当該債務額及び債権者の申立ての根拠となる他の状況を証明する書類を添付する。

債権者の代理人が署名した申立書には，当該申立書に署名した人物の代理権を証明する委任状を添付する。

以下の書類も添付する。

- －債務者に対する債権を審理した経済裁判所の判決
- －強制執行令状（強制執行令状，債務者が受けた支払命令，公証人その他の者による執行保証）又は債権に対する債務者の承認を確認する証拠

第42条 倒産事件に関する国家機関による申立て

定款資本にウズベキスタン共和国の持分が含まれている又はウズベキスタン共和国に対し債務を負っている債務者の倒産手続開始に関する倒産事件を担当する国家機関の申立ては，債務者の経済的破綻を証明する関連書類を添付した書面により，これを行う。

第43条 租税機関その他権限を付与された機関による申立て

租税機関及びその他権限を付与された機関による債務者の倒産認定に関する経済裁判所に対する申立ては，本法第39条及び第41条で規定する要件を満たさなければならない。

租税機関及びその他権限を付与された機関による債務者の倒産認定の申立書には、法律に基づき、義務的支払債務に対する措置を講じたことの証明を添付しなければならない。

第44条 検察官による申立て

検察官は以下の場合、経済裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる権利を有する。

- －倒産状態にあることを隠匿していることが判明した場合
- －債権者の利益保護のために必要な場合

検察官の経済裁判所への申立てには、本法第39条及び41条に規定されている要件が適用される。

第45条 倒産事件の開始

裁判官は、倒産の申立てがなされてから5日以内に、当該申立てを受理して倒産事件を開始するか、申立てを却下するか、差し戻すかを決定しなければならない。

裁判官は、ウズベキスタン共和国経済訴訟法及び本法に定められた要件に従ってなされた申立てについて、これを取り扱うため受理しなければならない。

債務者の倒産認定の申立てを受理した場合、裁判官は、監視手続を開始し、一時管財人を選任する旨の決定を出すことができる。

債務者の倒産認定に関する申立ての受理及び倒産事件開始に関する経済裁判所の命令は、租税機関若しくはその他の所管当局、又は債務者の所在地（住居）を管轄する裁判所執行官に対し、経済裁判所から送付されなければならない。債務者である法人は、本社及び支社の所在地を管轄する上記の人物（機関）に対し、倒産事件開始に関する命令の写しを送付する義務を負う。

裁判官は、本法第5条第2項の要件が満たされていない場合には、債務者の倒産認定に関する申立てを却下する。

裁判官は、本法第37条から第44条において定められた要件に合致しない債務者の倒産認定申立てに対しては、これを差し戻さなければならない。債務者の代表者にとって倒産の申立ては義務であるが、本法第38条が定める書類を伴っていない場合には、経済裁判所は、当該申立てを受理した上で、倒産事件審理準備中に、不足している書類の提出を要求する。

第46条 債権者の債権を保全するための措置

倒産事件の参加者の申立てに基づき、経済裁判所はウズベキスタン共和国経済訴訟法に従い債権者の債権を保全する措置を執る権限を有する。

当該手続法が定める債権保全措置に加え、経済裁判所は裁判所任命管財人の同意を得ていない取引を禁止したり、有価証券、通貨その他の資産を保全するために第三者に移譲することを債務者に義務付けたり、債務者の財産を保全するためのその他の措置を執ることができる。

債権者の債権保全のための措置は、倒産手続の一つの導入、経済裁判所による債務者倒産の不認定又は経済裁判所による和議承認がなされるまで効力を有する。

経済裁判所は本条第3項が規定する状況の発生前に債権者の債権保全手段を取り消すことができる。

経済裁判所が債権者の債権を保全する措置を決定した場合、この決定は、倒産審理の参加者による不服申立ての対象となる。

第47条 倒産認定の申立てを受けた債務者の答弁

債務者は、経済裁判所が、債権者、租税機関又はその他の権限を付与された機関からの申立てを受理することを決定した受理日から5日以内に、経済裁判所、申立人及び倒産事件に参加するその他の者に答弁を送付することができ、かつ、申立書に特定されていない債権者全員に債務者倒産認定の手続開始を通知することができる。申立人及び倒産事件に参加するその他の者に対する債務者の答弁写し送付証明を経済裁判所に送付する答弁書に添付する。

債務者倒産認定の申立てに対する答弁はウズベキスタン共和国経済訴訟法で規定されている情報を含まなければならない。債務者の回答がなくても、倒産事件審理が妨げられることはない。

第48条 倒産事件に関する審理の準備

倒産事件に関する裁判審理の準備は、ウズベキスタン共和国経済訴訟法で規定されている手続に基づき、かつ、本法の定めるところにより裁判官が実施する。

債務者の倒産認定申立日から10日以内に、裁判官は債務者の監視を開始するか否かを決定する。

債権者の債権に対し債務者が異議を申し立てる場合、裁判官は債務者の異議の根拠を確認する。

裁判官は、債務者の異議申立て（一時管財人の申立て）の根拠確認は、倒産事件審理開始の1か月より前に実施しなければならない。

裁判官は、債務者の異議申立ての根拠確認の結果に基づき、債権者の債権登録簿の中に債権者の債権を含むべきか否かに関する決定を出す。債務者の異議申立ての根拠が認められなかった場合、この決定において、債権者の債権額及び債権弁済の優先順位を特定しなければならない。

債権者の債権に対する債務者の異議申立ての根拠確認の結果下された経済裁判所の決定に対しては不服申立てをすることができる。不服申立てによって、当該決定の執行は停止されない。

倒産事件の審理準備中及びその審理中、経済裁判所は、債務者の財務状況確認を目的とする調査を実施する権限を有する。

第49条 倒産事件の審理期間

倒産事件は、債務者の倒産認定申立受理に関して決定が出された日から3か月以内に経済裁判所において審理される。倒産事件審理のための期間は例外的に2か月を超えない範囲で延長することができる。

第50条 倒産事件における裁判所の裁判

経済裁判所は、倒産事件を審理した結果、以下の裁判のうち一つを下さなければならない。

- －債務者の倒産認定、清算手続を開始する判決
- －債務者の倒産を認定しない判決
- －裁判上の再生支援の開始、及びその期間延長の決定
- －外部管財の開始、及びその期間延長の決定
- －倒産事件手続終了決定
- －債務者の倒産認定申立てに関し審理を行わない決定
- －和議認可決定

本法に別段の定めがある場合を除き、倒産事件に関する裁判所の決定は、直ちに執行しなければならない。

第51条 債務者の倒産認定、清算手続開始の決定

経済裁判所は、本法第4条の定める倒産原因が認められ、かつ、裁判上の再生支援若しくは外部管理を導入する理由、和議を承認する理由又は倒産事件手続を終了させる理由のいずれも存在しない場合、債務者である法人の倒産を認定し、清算手続を開始する旨の決定をする。

債務者の倒産認定、清算手続の開始、清算管財人の任命、及び清算管財人の報酬に関する指示は、債務者である法人の倒産認定及び清算手続開始に関する経済裁判所の判決に含むべきである。

債務者の倒産認定及び清算手続開始に関する経済裁判所の判決は控訴可能である。

債務者である自然人の倒産認定に関する経済裁判所の決定は、債務者の個人事業者としての登録を無効とする認定を含むべきである。

第52条 経済裁判所により下された司法判断に関する情報の公開

監視、裁判上の再生支援、外部管理の開始、倒産事件手続の終了、裁判所任命管財人の任命、交代、解任に関する経済裁判所の命令、債務者の倒産認定及び清算手続の開始に関する決定、並びに上記決定の取消又は変更に関する決定は、公共機関誌において公開する。当該機関紙のコピー数、発行頻度、期間、及びそのための資金供給手続、費用はウズベキスタン共和国内閣が決定し、利害関係人による当該情報への自由な利用を妨げるようなものであってはならない。

本法に従って公開される司法判断の情報は、ウズベキスタン共和国内閣が定める方法でマス・メディアの電子手段を通じて公開される。

裁判所任命管財人は、司法判断を受理した日から3日以内に本条第1項が定める公共機関誌発行者に公開する情報を送付する。

公開のために送付された司法判断の情報は受理された日から10日以内に公開しなければならない。

本法に別途定めがある場合、又は債権者集会若しくは債権者委員会の決定による場合を除き、本条第1項で述べられている情報の公開に関連する費用は、債務者の金銭的資産から支払われる。債務者に金銭的資産がない場合、当該情報公開のための費用は裁判所任命管財人が出費し、債務者の財産負担で返済される。

公開費用を返済するために債務者の財産が不十分である場合、債務者の倒産認定申立てをした債権者が返済する。

経済裁判所が下した司法判断に関する情報は他のマス・メディアでも公開することができる。

第53条 倒産手続の進行に関する情報の公開

倒産手続進行に関する情報は公共機関誌で公開することが義務付けられている。

本条第1項で定める情報公開の費用返済は、本法、又は債権者集会、若しくは債権者委員会が別途定める場合を除き、債務者の財産負担である。当該公開費用の返済のために債務者の財産が十分でない場合、返済は債権者集会又は債権者委員会の決定に従う。

債務者の債権者数が50名以上又はその数が判明できない場合、債務者の倒産手続開始に関する情報は公開が義務付けられている。

公開が義務付けられている情報は債権者集会又は債権者委員会の決定に従い、他のマス・メディアで公開することができる。

倒産手続の進行に関して公開される情報は以下の内容を含む。

- －債務者の氏名及びその郵便宛先
- －司法判断を下した経済裁判所の名前、開始した倒産手続の公開日、その表題、及び倒産事件番号（符号）
- －任命された裁判所任命管財人の氏名（名、姓）及びその郵便宛先
- －経済裁判所が決定した倒産事件の次回期日
- －本法で定める場合における他の情報

第54条 債務者の倒産を認めない旨の経済裁判所の決定

経済裁判所は、以下の場合において、倒産を認めない決定をする。

- 1 倒産原因が認められない場合
- 2 経済裁判所が倒産事件に関する決定を出す前に債権者の債権が弁済された場合
- 3 虚偽の倒産認定

本法で規定するその他の場合において、経済裁判所は債務者の倒産認定を認めない旨の決定を出すことができる。

債務者に十分な清算財産があると証明された場合、経済裁判所は債務者の申立てに基づき、裁判所が定める期間内（30日を越えない）に債権者の要求に応じるよう債務者に勧告することによって、倒産事件の審理を延期する権利を有する。

第55条 倒産を認めない旨の経済裁判所の決定の意味

債務者の倒産を認めない経済裁判所の決定は、倒産認定に関する申立受理、又は監視の開始の結果、課された制限すべてを無効にする理由となる。

第56条 倒産手続の終了原因

経済裁判所は以下の場合、倒産手続を終了する。

- －裁判手続による再生支援期間中に債務者の財政的支払能力回復
- －外部管理期間中に債務者の財政的支払能力回復
- －和議の成立
- －倒産事件に参加する債権者全員が申し立てた債権を放棄
- －倒産手続中に債権者の債権登録に含まれた債権がすべて清算される

経済裁判所は法律に基づく他の場合において倒産事件の手続を終了することができる。

第57条 倒産事件手続の停止

倒産手続は経済訴訟法が規定する理由により停止することができる。

倒産事件の手続停止により、経済裁判所が裁判所任命管財人の行為（不作為）及び債権者の債権額、構成、弁済の優先順位に関する紛争の申立て、不服申立てを審理することが妨げられることはない。

倒産手続停止の場合、経済裁判所は本法第50条が定める司法判断を下すことはできない。

裁判手続の停止により経済裁判所が本法の定める命令を下すこと、又は裁判管財人、倒産に参加する他の者が本法の定める行為を履行することが妨げられることはない。

第58条 裁判費用及び裁判所任命管財人に対する報酬支払の負担

支払が猶予された又は分割払いとなった国税の支払、本法第52条及び第53条で規定する手続に基づいた公共（定期的）機関誌への情報公開費用、及び裁判所任命管財人に対する報酬を含む裁判費用は債務者の財産で負担し、優先順位に関係なく弁済を受ける。

和議では本条第1項で定める費用負担とは別の負担を規定することができる。

倒産原因がないために経済裁判所が債務者の倒産を認めない場合、本条第1項で規定されている費用は、債務者の倒産認定に関する申立てを経済裁判所に提出した債権者が負担し、各債権者はその債権額に比例して費用分担する。

裁判費用及び裁判所任命管財人に対する報酬の負担手続は、倒産事件を審理する結果、経済裁判所が出す決定又は命令の中で説明する。

第59条 申立て及び不服申立ての審理

監視、裁判手続による再生支援、外部管理又は清算手続の段階で本法に基づき提出された裁判所任命管財人と債権者の紛争、又は裁判所任命管財人と債務者の紛争に関する裁判所任命管財人の申立て、及び自らの権利、及び合法的な利益の侵害に関する債権者の不服申立ては、当該申立て受理日から1か月以内に経済裁判所で審理される。裁判所任命管財人の申立書及び債権者の不服申立書には、その審理に参加するその他の者に申立書の写しを送付した証拠を添付する。上記の申立て又は不服申立ての審理後、経済裁判所は命令を発する。この命令は法律が定める手続と期限に従って不服申立てをすることが可能である。

本条第1項に定める手続に従い、以下の事項を審理する。

－労働契約に基づく労働者の給与及び退職手当の金額及びその内訳に関する裁判所任命管財人及び債務者の被雇用者の代表者間の紛争

－債権者、発起人（参加者）の代表若しくは債務者の財産の所有者がその権利、合法的な利益を侵害する裁判所任命管財人の行為（不作為）に対して申し立てる不服

経済裁判所の命令に対し不服申立権を有しない者によりなされ、本条第1項及び第2項で定められた手続に従わずなされ、又はそのような申立ての根拠となる証拠が添付されずになされた申立て又は不服申立てにおいては、申立書が返却される。

第60条 倒産事件に関する紛争について経済裁判所が下した命令に対する再審理の実施

経済裁判所が、倒産事件の申立て、不服申立て（申請）及び紛争を審理した後下す決定は、ウズベキスタン共和国経済訴訟法及び本条の規定する特則の定める手続に従い再審理される。

経済裁判所が、倒産事件に関する紛争の審理を行った上で下した命令は、発令10日後に法的効力を持つ。

倒産事件に関する紛争の審理に参加した者は不服申立ての権利を有する。

本条第1項で述べる経済裁判所の命令に対する不服申立ては、発令日から10日以内に行い、受付後10日以内に審理されなければならない。

経済裁判所が上訴審として倒産事件紛争の審理を行い、下す命令は、破棄審や監督審により審理されない。

第61条 債務者の定款資本に対し国が持分を有する場合の倒産手続の特則

債務者の定款資本に対し国家が持分を有する場合、経済裁判所は手続の開始について倒産事件に関する国家機関に通知しなければならない。倒産事件に関する国家機関はそのような通知を受理した日から2週間以内に裁判外再生支援手続実施の可否について経済裁判所に連絡する。

裁判外再生支援実施に債権者が合意すれば、倒産事件は終了する。

裁判外再生支援実施を債権者が否認すれば、本法が定める手続に従い、倒産事件の審理が行われる。

第4章 監視

第62条 監視の導入

債務者の倒産認定に関する申立てが経済裁判所によって受理された日から倒産事件が継続している間、監視が行われなければならない。ただし、本法に基づき、債務者に対して他の倒産手続が適用される場合はこの限りではない。経済裁判所は、倒産事件を開始する場合においては、申立受理決定において、監視手続の開始を指示する。

第63条 監視導入の効果

監視が導入されたときから、以下の効果が生じる。

－債務者の財産から満足を受けるための執行文が付与された債務名義の執行は停止される。ただし、生命・身体に対する損害及び精神的損害に関する賠償請求権に加え、給与債権、著作契約に基づく債権及び扶養請求権に関する司法判断が、債務者の倒産認定申立てを経済裁判所が受理する以前に確定し、そのような司法裁判に基づく債務名義は除く。債務者の倒産認定申立てを受理した旨の経済裁判所の命令は、執行停止理由となる

－債務者の法人発起人（参加者）が、その立場からの離脱に伴い、債務者の財産からの持分の分配を受け、債権を弁済させることは禁止される

－発行された有価証券に関し配当金やその他の支払いをすることは禁止される

－債権相殺により債務者の債務を履行させることは、それが本法第134条及び第169条に定められた債権者の債権の優先順位に反する場合、禁止される

債務者の資産から返済を受けようとする債務者への請求は、本法に定められた債権届出手続に合致してされた場合にのみ認められる。

第64条 監視期間中における、債務者の権利の制限

債務者の代表者及び経営機関は、監視手続の開始により解任されるものではなく、本条第2項及び第3項に定められた制限下で自己の権限を行使し続ける。

債務者の経営機関は、一時管財人の文書による同意を得た場合に限り、以下の法律行為を行うことができる。

－不動産を賃貸し、担保権を設定し、又はその他の処分を行う取引

－その帳簿価額が債務者の全資産の帳簿価額の10%以上を占める財産の処分に関する取引

－消費貸借契約（貸付）における受領及び交付、保証及び銀行保証を行うこと、債権譲渡、債務引受、及び債務者の財産の委託管理契約締結に関する法律行為

債務者の経営機関は以下の決定をする権限を有しない。

- －債務者の組織変更（新設合併，吸収合併，分割，分離及び形態変更）及び清算
- －法人設立及び他の法人への参加
- －代表部創設又は支店開設
- －債務者の発起人（参加者）に対する債務者の配当金支払い，又は利益（収入）の分配
- －株式の発行を除く，債務者の債券又はその他証券の発行
- －発行済株式の株主からの取得

第65条 一時管財人の任命

債権者又は倒産事件に関する国家機関が推薦する候補者の中から一時管財人が経済裁判所によって任命される。

一時管財人を任命する経済裁判所の命令は，管財人に対する報酬額とその支払方法を定める。

一時管財人に対する報酬額は債権者集会の関連決定に基づき，経済裁判所が変更することができる。

一時管財人は自己の解任を経済裁判所に申し立てる権利を有する。

一時管財人の解任請求が認められた場合，経済裁判所は債権者が推薦する候補者から新しい一時管財人を任命する。債権者が一時管財人の候補者を推薦しない場合，経済裁判所は倒産事件に関する国家機関が推薦する候補者の中から一時管財人を任命する。新しい一時管財人が任命されるまで，従来の一時管財人は任務を継続する。

第66条 一時管財人の権限

一時管財人は以下の権限を有する。

－法令で定められた要件に違反して，債務者が締結又は履行した契約の無効認定及び無効契約の無効結果の援用を求め，経済裁判所に自分名義で申し立てる

－監視期間中，本法第63条が規定する場合においては，債権者による債権の取立てに対する異議申立てをする

－債権者の債権に対する債務者の異議の正当性を判断するための審理に参加する

－本法第64条の規定外の契約についての，一時管財人の同意を得ない契約締結の禁止，第三者の下への財産の移転及びそのような行為の無効確認など，債務者の財産を保全するための追加措置を経済裁判所に対し申請する

－経済裁判所に対し，債務者の代表者の解任を申請すること

－債務者の活動に関するあらゆる情報及び文書を入手すること

一時管財人には関係法令に基づくその他の権限も認められる。

債務者の経営機関は，一時管財人の請求により，債務者の活動に関するすべての情報を提供する義務を負う。

第67条 一時管財人の義務

一時管財人は以下のことが義務付けられている

- －債務者の財産を保全する措置を講じる
- －債務者の財務状況を分析する

－債務者の債権者を特定して債権登録簿を記載し、債務者に対する監視手続が開始された事実を債権者に対し通知する

- －第一回債権者集会を招集し、開催する

一時管財人は、関係法令に基づき、他の義務を負うことがある。

一時管財人は、監視終了時においては、経済裁判所の審理予定日の遅くとも5日前までに、自己の活動に関する報告及び債務者の財務状況に関する情報を経済裁判所に提出し、債務者の支払能力回復可能性について意見を提出し、また、本法第10条で規定された書類を添付した第一回債権者集会の議事録を提出しなければならない。

第68条 監視手続開始通知

一時管財人は本法52条に規定されている手続に従い、任命された日から3日以内に債務者の監視手続開始に関する情報を官報で公開するために送付する。

監視手続開始通知の公開から10日以内に、一時管財人は確認された債権者全員（過去の給与請求権を有する者を除く）に債務者の監視手続開始に関する経済裁判所の命令について通知する。

債務者の管財人は債務者の被雇用者、発起人（参加者）又は債務者の財産の所有者に、債務者の監視手続開始に関する経済裁判所の命令を通知する。

債権者（過去の給与請求権を有する者を除く）への通知は、債権者がそのような通知を受理した日を確認できるような連絡方法で行う。

過去の給与請求権を有する債権者への通知は、債務者の被雇用者の全体集会を招集し開催して行う。

債務者の発起人（参加者）への通知はその全体集会を招集して、又は法律若しくは設立文書に基づきそのような集会を招集する権限を有する法人の経営機関に対し、債務者の監視手続開始に関する情報を送付して行う。

債務者の監視手続開始に関する通知は以下の情報を含む。

- －債務者の名称（氏名及び父称）並びにその郵便宛先
- －債務者の監視手続開始命令を発した経済裁判所の名前、そのような命令の発令日及び倒産事件番号
- －任命された一時管財人の氏名及び父称並びにその郵便宛先
- －経済裁判所が決定した倒産事件審理の日時、場所
- －通知送り主（一時管財人又は債務者の代表者）の裁量によるその他の情報

第69条 債務者の財務分析

債務者の財務分析は、裁判費用及び裁判所任命管財人への報酬を債務者の財産で負担することの可否、並びに債務者の支払能力回復の可能性を判断するために行われる。

一時管財人は債務者の財産目録作成の結果も含め、債務者の財務分析、及び債務者の財産登録状況を証明する文書の分析結果に基づき、将来の倒産手続開始の可能性についての意見を表明し、今後開始されるべき倒産手続を正当化する根拠を述べる。

債務者の財務分析の結果、債務者が裁判費用を負担するのに十分な資産を有しないと判明した場合、債権者は、裁判費用の負担先を定める決定を得たときに限り、外部管財開始を求める申立てを経済裁判所に行う権利を有する。

第70条 債権者の債権額の確定

債権者は、第一回債権者集会に参加するため、債務者の監視手続開始に関する通知が公共機関誌に公開されてから30日間、債務者に対する自己の債権を届け出る権利を有する。債権者の請求は、請求の根拠となる裁判所の決定その他の書類を添付して、経済裁判所、債務者及び一時管財人に送付される。

下記の場合、債務者は、経済裁判所に対し、その確定を認めるだけの根拠を有する債権者の請求についての異議を申し立てる権限を有する。

一債権者がその債権の確定が認められるための根拠として届け出た司法判断を取り消し又は変更する内容の法的効力を有する司法判断が存在する場合、また、根拠として届け出られた司法判断の効力を停止し又はその執行の方法及び手続を変更する司法判断が存在する場合も同じである

一債権者がその債権の確定が認められるための根拠として届け出た文書（債務承認書、公証人による公証がなされた執行証書など）を取り消し又は変更する内容の文書が存在する場合、また、根拠として提出された文書の効力を停止する文書が存在する場合も同じである

一債権者がその債権の確定を認められるための証拠として提出した書類に定める債務の返済期日、返済手続及び返済条件を変更するという合意が債務者と債権者との間で結ばれた場合

一債務者が債務を全部、又は一部弁済した場合

一届け出られた債権につき義務を負う者の変更に関する証拠が存在する場合

一時管財人は、債権者の債権を確定させるための証拠として債務者が自己の債務を認めた証明書が文書として提出され、かつ、債務者の債務承認が、他の債権者の権利及び法的利益を侵害した、及び（又は）理由のないものであると一時管財人が信じるに十分な理由がある場合、本法の要件を満たして確定が認められる債権者の債権につき、経済裁判所に対し、異議申立てをする権限を有する。

債権者の請求についての債務者及び一時管財人の異議は、適切に債権の届出を受けてから1週間の期間は、経済裁判所に申し立てることができる。異議申立てを受けた債権者の

債権は経済裁判所の法廷で審理される。経済裁判所は、その結果に基づき、債権者の債権登録簿に当該債権を登録するか否かについて決定を出す。指定された期限内に債務者又は一時管財人の異議を申し立てなかった債権は、債権者が届け出た金額で債権者の債権登録簿に登録される。

債権者の債権を裏付けるものがない、又は十分な証拠によって裏付けられないと認定された場合、当該申立ては戻されるべきである。そのような債権の証拠は、その後の倒産手続実施中に提出することができる。

第71条 第一回債権者集会の招集

一時管財人は第一回債権者集会の開催日を決定し、判明した全債権者、債務者の被雇用者の代表、及び第一回債権者集会に参加する権限を有するその他の者（機関）に当該日程の通知をする。第一回債権者集会に関する通知は本法第11条で定められた手続に従って、一時管財人が行う。第一回債権者集会は債務者の倒産認定に関する申立てを受理した際に経済裁判所が下した決定に従い、経済裁判所での審理の遅くとも10日前に開催される。

本法第70条第1項が規定する手順に基づき債権を届け出て、その債権が債権者の債権登録簿に登録された債権者は第一回債権者集会に参加し、投票する権利を有する。

債務者の発起人（参加者）又は債務者の財産の所有者の代表、及び債務者の被雇用者の代表は第一回債権者集会に参加し、審議する権利を有する。当該集会に上記の者が欠席しても、集会を無効と認定する根拠にはならない。

第72条 第一回債権者集会において審議される問題

第一回債権者集会は、以下の決議をする権限を有する。

- －裁判上の再生支援又は外部管財の開始を経済裁判所に申請
- －債務者の倒産認定及び清算手続の開始を経済裁判所に申請
- －債権者委員会の人的規模及び委員の選任
- －再生支援管財人、外部管財人又は清算管財人の候補者の承認
- －その他本法に定められた事項

第73条 経済裁判所に対し、裁判上の再生支援開始を申請する第一回債権者集会の決議

裁判上の再生支援開始を経済裁判所に申請する第一回債権者集会の決議は、支援の期限に関する提案及び承認された債務返済計画を含まなければならない。

裁判上の再生支援開始に関する経済裁判所への申請を決議した第一回債権者集会は、一時管財人の解任を経済裁判所に申請する権限を有する。経済裁判所にそのような申請を行うに際し、債権者集会は再生支援管財人の候補者を推薦することができる。

第74条 経済裁判所に対し、外部管理の開始並びに債務者の倒産認定及び清算手続開始を申請する決議

外部管理の開始を経済裁判所に請求する第一回債権者集会の決議には、外部管財の期限に関する提案及び外部管財人候補者の推薦、そしてその候補者に関する情報を含まなければならない。

債務者を倒産認定し、清算手続を開始することを経済裁判所に申請する第一回債権者集会の決議は、清算手続の期限に関する提案及び清算管財人の候補者の推薦、そしてその候補者に関する情報を示さなければならない。

第75条 監視の終了

本条に別段の定めがある場合を除き、経済裁判所は、第一回債権者の決議に基づき、債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する判決、裁判上の再生支援若しくは外部管財の開始決定、又は和議認可決定を下し、倒産事件手続を終了する。

本条に別段の定めがある場合を除き、第一回債権者集会が倒産手続を申請する決議をしなかった場合、又は本法第10条が定める期限内に経済裁判所に決議を提出しなかった場合、経済裁判所は、倒産原因が存在するのであれば債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する判決を下す。

第一回債権者集会が債務者倒産認定及び清算手続開始を経済裁判所に申請することを決議した場合、又はいかなる決議も経済裁判所に提出されなかった場合、経済裁判所は、発起人（参加者）、債務者財産の所有者、倒産事件に関する国家機関又は第三者の申請に基づき、裁判上の再生支援を開始する決定を出す権限を有する。ただし、申請人が債務弁済計画に応じて債務者の義務履行を保証した場合に限る。

再生支援管財人、外部管財人又は清算管財人が任命されるまで、当該任務はすべて、一時管財人の任務を遂行してきた者が実施する。

経済裁判所が債務者の倒産を認定して清算手続を開始し、外部管理を開始し、又は和議を認可した時点で監視は終了する。

第5章 裁判上の再生支援

第76条 裁判上の再生支援の申請

監視期間中、債務者、債務者の発起人（参加者）又は債務者の財産の所有者及び第三者は、裁判上の再生支援の開始を経済裁判所に申請するよう第一回債権者集会に要求するか、又は裁判上の再生支援の申請を直接経済裁判所に対して行う権限を有する。

自己に対する裁判上の再生支援の開始を求める債務者による申請には、再生支援の期限及び債務弁済計画を示した債務者の裁判上の再生支援計画を添付しなければならない。

裁判上の再生支援開始を経済裁判所に申請するよう第一回債権者集会に要求した者は、債権者が上記要求書及び添付書類の内容を熟知できるよう時間的猶予を与えるため、遅くとも第一回債権者集会の開催日から2週間前までに、一時管財人に対し、それらの文書を提出しなければならない。

債務者に対する裁判上の再生支援の開始を求める発起人（参加者）又は債務者財産の所

有者による申請には、再生支援計画、債務弁済計画表、債権者集会に対し裁判上の再生支援の開始を要求することに賛成投票を投じた発起人（参加者）のリストを含む債務者発起人（参加者）総会の議事録、債務弁済計画に従った債務者の債務の履行を保証する文書を添付しなければならない。

債務者に対する裁判上の再生支援開始を求める第三者の申請は、債務弁済計画及び債務弁済計画に従った債務者による履行を当該第三者が保証する証拠を添付しなければならない。

複数の者が、債権者集会に対し、経済裁判所に申請するよう要求する場合、債務弁済計画表に沿った債務者による履行の保証に関しては、それらの者間での合意により決定される。

第77条 債務弁済計画に従った債務者の債務履行の確保

債務弁済計画に基づく債務者の債務履行は、本法で定められた方法により担保することができる。

債務弁済計画を実行する債務者の債務は、経済裁判所が裁判上の再生支援開始の決定を発した時から保証されたとみなされる。

法令に別段の定めがある場合を除き、債務履行のための担保提供に関する合意は文書で行わなければならない。債権者側においては、そのような合意は債権者集会（債権者委員会）の代表が署名し、経済裁判所の主導による裁判上の再生支援が開始された場合は一時管財人が署名する。もう一方の当事者側は、債務弁済計画に基づいて債務者による義務履行のための担保を提供した者（以下、義務履行のための担保提供者という。）が署名する。

提供される担保額は、裁判上の再生支援開始の事案を検討するために招集される債権者集会の開催前の直近の決算日の貸借対照表に記録されている債務者の債務額の20%以上でなくてはならない。

所有権その他の物権の形態で債務者に属する財産権を含む債務者の財産は、債務弁済計画に基づいた債務者の義務履行の担保も目的物として用いることができない。

債務弁済計画の変更又は債務者に関する新しい倒産手続の開始は、債務履行のために提供される担保を終了させる理由とならない。

第78条 裁判上の再生支援開始手続

本法第75条第3項で規定されている場合を除き、裁判上の再生支援は債権者集会の決議に基づき、経済裁判所が開始する。

裁判上の再生支援を開始する経済裁判所の決定は、裁判上の再生支援の期限、経済裁判所が承認した債務弁済計画表、債務履行のための担保を提供した者、及び担保の額及び形態に関する情報、並びに任命された再生支援管財人及びその報酬を示さなければならない。

裁判上の再生支援を開始する経済裁判所の決定に対しては不服申立て（異議申立て）を行うことができる。当該決定に対する不服申立て（異議申立て）により、その執行は停止

されない。

裁判上の再生支援は、義務履行のために担保を提供した者によって債権者の債権を弁済するために、24か月間を超えない期間実施され、この期間は、経済裁判所が最大6か月間延長することができる。

第79条 裁判上の再生支援実施の効果

裁判上の再生支援実施中、債務者の経営機関は、本章が規定する制限を受けて、その権限を行使する。

裁判上の再生支援実施中、

- －債務の履行を担保するために従前採用された措置を取り消す
- －倒産手続の範囲内で、債務者の財産が凍結され、財産権を処分する債務者の権利が制限される
- －裁判上の再生支援中に発生した金銭的債務及び義務的支払債務の不履行又は不完全履行につき、違約金（罰金、遅延損害金）の加算や他の経済（金融）的制裁が課されることはなく、これにより利息も生じない

債務弁済計画表に従って返済される金銭的債権及び（又は）義務的支払請求権に基づいた債権者の債権の利子は、ウズベキスタン共和国民法典第327条で規定されている手続及び利率に基づき発生する。このような利子は経済裁判所が裁判上の再生支援を開始する命令を発した時点から債権者の債権が弁済されるまで、又は債権が弁済されない場合においては、債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する判決が下されるまでの期間、債権者の債権に発生する。

経済裁判所は、債権者集会、債務履行のための担保を提供した者、再生支援管財人から出された、債務者の代表者が裁判上の再生支援計画を実施しない又は不適切に実施している旨の情報、又は債務者の代表者が債務者、債権者若しくは債務履行のための担保を提供した者の権利若しくは法的利益を行為（不作為）により侵害している旨の情報を記載した申請に基づき、債務者の代表者を解任する権限を有する。このような場合、経済裁判所は、債務者の代表者の任務を再生支援管財人に行わせることができる。経済裁判所は、債務者の代表者をその任務執行から解任する決定を下し、この決定に対しては不服（異議）申立てをすることができる。

債権者集会、又は債権者委員会の同意がない場合には、債務者の発起人（参加者）又は債務者の財産の所有者は、債務者の組織変更（新設合併、吸収合併、分割、分離及び形態変更）及び清算を行う決定を出すことはできず、債務者も以下の法律行為を行うことができない。

- －不動産の賃貸、不動産への担保権設定、有限会社若しくは補充責任会社の定款資本（定款資本金）に対する不動産の出資、又は不動産に関するその他の処分に関連する契約
- －その帳簿価額が債務者の全資産の帳簿価額の10%以上を占める財産の処分に関する

る契約

－消費貸借契約（貸付）における受領及び交付，保証及び銀行保証を行うこと，債権譲渡，債務引受，及び債務者の財産の委託管理契約締結に関する契約

－法令の定める手続に従い，その締結に再生管財人又は債権者が利害関係を有する契約

再生支援管財人及び債権者は，法令が定める手続に従い，債務者の法律行為の無効認定を求める権限を有する。

第80条 再生支援管財人

再生支援管財人候補者は，債権者集会又は債務履行のための担保提供者が，経済裁判所に対して推薦する。

再生支援管財人は，裁判上の再生支援開始時からその完了時まで，又は期限前の終了時まで任務を行う。

経済裁判所は，再生支援管財人本人からの申立て，又は債権者委員会若しくは債務履行のための担保提供者からの申請に基づき，そして本法が定める別の場合において，再生支援管財人をその任務から解任することができる。再生支援管財人を解任し，新しい再生支援管財人を任命する。経済裁判所の決定に対しては不服（異議）申立てをすることができる。当該決定に対する不服申立て（異議申立て）により，その執行は停止されない。

裁判上の再生支援中に債務者が支払能力を回復した結果，倒産事件手続が終了すると，再生支援管財人の権限も終了する。

経済裁判所が外部管財の開始を決定し，又は債務者の倒産を認定して清算手続の開始する判決を下し，かつ，部巢の者が外部管財人又は清算管財人に任命された場合，再生支援管財人は，外部管財人又は清算管財人への引継ぎが行われるまで任務を続行する。

第81条 再生支援管財人の権限

再生支援管財人は以下の権限を有する。

－債務者の代表者に対し，現在の債務者の活動並びに再生支援計画に定められている施策及び債務弁済計画表の実施経過に関する情報を債務者の代表者に要求する権限

－債権者の債権を返済するための金融資産を遅滞なくかつ完全に金融資産を数え上げるよう債務者の代表者に要求する権限

－債務者が実施する財産調査に参加する権限

－債権者に対する短期債務を期限内に履行するよう債務者を監督する権限

－本法第79条第5項が規定する場合において，債務者が実施した法律行為及び決定を承認し，そのような法律行為及び決定に関する情報を債権者に提供する権限

－本法第59条及び第70条が規定する場合において，その定める手続に従い，債権者の債権の承認若しくは債権者の債権の確定を認定する事由の確認，又は債権者の債権の審理に関する債務者の不作為につき，経済裁判所に対し，不服を申し立てる権限

- －本法第79条第4項が規定する場合において、債務者管財人をその任務から解任するよう経済裁判所に対し申請する権限
 - －債務者の財産の第三者への譲渡を含む、債務者財産保全のための追加措置を講じ、又はそのような措置を取り消すよう、経済裁判所に対して申請する権限
- 再生支援管財人は、法令により、その他の権限を持つことができる。

第82条 再生支援管財人の義務

再生支援管財人は以下の義務を負う。

- －債権者の債権登録簿を記載する
- －本法第12条に定められている場合に債権者集会を招集する
- －債務者が提出する裁判上の再生支援計画及び債務弁済計画表の実施経過報告書を検討し、それに対する意見を債権者集会に提出する
- －債権者集会及び債権者委員会に対し、裁判上の再生支援の実施経過に関する情報を提供し、そして企業の定款資本に公的持分が含まれる場合には、倒産事件に関する国家機関に当該情報を提供する

救済措置管財人は法律に基づきその他の義務を負うことがある。

第83条 裁判上の再生支援計画及び債務弁済計画表

債務者の代表者、債務者の発起人（参加者）又は債務者の財産の所有者が作成した裁判上の再生支援計画は、再生支援期間中、債務弁済計画に従って債権者の債権を弁済するために必要な資金を調達する方法を示さなければならない。裁判上の再生支援計画は、債権者集会の承認を得なければならない。

裁判上の再生支援計画は、企業（事業）又は債務者の財産の一部売却を示すことができる。企業（事業）又は債務者の財産の一部の売却は、本法第110条及び第111条で規定されている手続に従い実施される。

債務弁済計画表は全債権者に対する債務弁済を示さなければならない。債務弁済計画表は、経済裁判所の承認を受けなければならない。

裁判上の再生支援期間中に発生した債務者の債務に関する債権者の債権の弁済は、本法第133条、第134条及び第169条に規定されている手続に基づき弁済される。

債務者は債務弁済計画の期限より前に債務を履行する権利を有する。

第84条 債務弁済計画表の変更

債務者が、債務弁済計画表に沿った履行をすることができなかつた（債務を定められた期日及び（又は）定められた金額弁済することができなかつた）場合、債務者は、履行期の到来から2週間の期間内、債権者に対し債務弁済計画表の変更を認可するよう申し入れることができる。申入書の写しは再生支援管財人に対して提出されなければならない。この申入書に基づき、再生支援管財人は、申入書の写しを受領したときから2週間以内に債

権者集会を招集しなければならない。債権者集会は、債務弁済計画表に変更を加える決議をした場合には、経済裁判所に対し、債務弁済計画表変更の承認を申請することができる。

倒産事件の開始について適時に通知を受けず、経済裁判所により債務弁済計画表が承認された後に加わった債権者の債権、又は監視手続中に弁済期日が到来した債権は、経済裁判所の決定により、債務弁済計画表に組み入れられる。

経済裁判所は債権者の債権登録簿に記載されている債権に関連した部分のみ債務弁済計画表を変更する決定を出すことができる。

第85条 裁判上の再生支援の期限前の完了

経済裁判所が定めた裁判上の再生支援期間満了期日以前に、債務者が債務弁済計画表で定められているとおり債権者の債権すべてを弁済した場合、債務者の代表者は、本法第87条が定める手続に従い、裁判上の再生支援の期限前完了に関する報告書を経済裁判所に提出する。債務者の代表者による裁判上の再生支援の期限前完了報告書及び債権者による不服申立ては、経済裁判所の裁判体で審理される。

再生支援管財人は、法令の定める手続に従い、債務者の代表者により提出された裁判上の再生支援の期限前完了報告書の審理を行う裁判所法廷の日時、場所につき、その債権が債務弁済計画表に記載されている債権を有する債権者全員に対し、通知しなければならない。

経済裁判所は、債務者の代表者による裁判上の再生支援の期限前完了報告書及び債権者の不服申立ての審理の結果、

- －負債の未弁済は存在せず、債権者の不服には根拠がないと認定する場合、債務者の代表者管財人の報告書を承認し、倒産事件手続を終了する
- －弁済されていない債務があり、債権者の不服に根拠があると認定する場合、債務者の代表者の報告書を承認しない

債務者代表者の報告書を承認して、倒産事件の手続を終了させる、又は当該報告書を不承認とする決定を出し、このような決定に対しては不服（異議）申立てをすることができる。

第86条 裁判上の再生支援の期限前終了

裁判上の再生支援の期限前終了理由は以下のとおりである。

- －裁判上の再生支援中の、債務弁済計画表に定められた、債権者の債権を返済する期日に対する、度重なる又は重大な（1か月以上の期間）債務者の違反
- －債務者による債務弁済計画表の実行を不可能にする明らかな事情の存在

再生支援管財人は、自らの意思で、又は債権者委員会の決議に基づく義務として、本条第1項の定める理由が発生してから2週間以内に、債権者集会を招集し、裁判上再生支援の期限前終了を経済裁判所に申請するか申し立てるかという問題を審議するために債権者集会を招集する。

債務者の代表者は、債務弁済計画及び裁判上の再生支援計画の実施結果に関する報告書を債権者集会に提出する義務を負う。当該報告書には、直近の決算日における債務者の貸借対照表、損益計算書、弁済債権額の記録を添付した債権者の債権登録簿、債権者の債権の弁済を証明する書類を添付しなければならない。再生支援管財人は、債務者の代表者がこれらの報告書を提出した際には、債権者集会に当該報告書に対する自己の意見を提出しなければならない。

債権者集会は、債務者の代表者の報告書及び再生支援管財人の当該報告書に対する意見を審議した結果、外部管財の導入又は債務者の倒産を認定しての清算手続の開始を経済裁判所に申請する議決をする権限を有する。債権者集会は、債権者集会の議事録の写し、及び債権者集会の当該議決に反対投票した債権者、又はこの件に関する投票に参加しなかった債権者の不服申立書を債権者集会の申立書に添付する。

経済裁判所は、債権者集会の申請に基づき、外部管財の導入又は債務者を倒産認定しての清算手続の開始をする判決を下す。

第87条 裁判上の再生支援の完了

債務者の代表者は、裁判上の再生支援の定められた満了期日の遅くとも15日前までに、当該支援の実施結果に関する報告書を経済裁判所に提出しなければならない。この報告書は直近の決算日における債務者の貸借対照表、債務者の財務状況に関する報告書、弁済債権額の記録及び弁済を証明する書類を添付した債権者の債権登録簿、債務者の代表者の報告書に対する再生支援管財人の意見、債権が弁済されなかった債権者の不服申立書を添付しなければならない。債務者の代表者の報告書と債権者の不服申立ては経済裁判所で審理される。

再生支援管財人は、法令の定める手続に従い、債務者の代表者により提出された裁判上の再生支援実施報告書の審理を行う裁判所法廷の日時、場所につき、その債権が債務弁済計画表に記載されている債権を有する債権者全員に対し、通知しなければならない。

経済裁判所は、裁判上の再生支援実施結果に関する債務者管財人の報告書及び債権者の不服申立ての審理の結果に基づき、

- －未弁済債務は存在せず、債権者の不服には根拠がないと認定する場合、債務者の代表者管財人の報告書を承認し、倒産事件手続を終了する決定を出す
- －弁済されていない債務があり、債権者の不服に根拠があると認定する場合、債務者の代表者の報告書を承認しない

経済裁判所は、債務者の代表者が提出した報告書を承認しない場合、外部管財導入の決定を出すか、又は債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する判決を下す。

第88条 担保提供者による債務弁済

担保提供者による弁済を要求する債権者の権利は、経済裁判所が、裁判上の再生支援を終了又は完了する決定を下した時から発生する。債務履行のために担保を提供した者に対

する請求は、債権者集会（債権者委員会）の代表者又は再生支援管財人が行う。

債務履行のために担保を提供した者が、債務を履行した結果得られた金銭的財産は、債権者との決済のために債務者の勘定に繰り入れられる。債権者との決済は、本法が定める手続に従い、債務者が実行する。

再生支援管財人は、債権が弁済についての証拠が提出され次第、債権者の債権登録簿にそれに応じた記載を行う。

第89条 担保からの債務履行の結果に関する報告

債権者との決裁完了時又は経済裁判所が定めた債権者の債権弁済期間満了時、再生支援管財人は、担保提供者による債務者の債務履行の結果に関する報告書を経済裁判所に提出しなければならない。再生支援管財人の報告書及び債権者からの不服は、経済裁判所の法廷で審理される。そのような報告書の要件並びにその提出手続及び審理手続は本法第116条及び117条が定める。

経済裁判所は、再生支援管財人の報告書及び債権者の不服を審理した結果に基づき、

－未弁済債務は存在せず、債権者の不服には根拠がないと認定する場合、再生支援管財人の報告書を承認し、倒産事件手続を終了する決定を出す

－弁済されていない債務があり、債権者の不服に根拠があると認定する場合、再生支援管財人の報告書を承認せず、外部管財の導入決定又は債務者の倒産を認定し清算手続を開始する判決を下す

第90条 担保提供者による債務不履行の効果

債務履行のための担保を提供した者が債権者の債権弁済のために経済裁判所が定めた期限内に提供した担保により債務を履行することができず、外部管財を導入する理由がない場合、経済裁判所は、債務者の倒産を認定し清算手続を開始する判決を下す。

債務履行のための担保提供者が、債権弁済のために経済裁判所が決めた期限内で、担保提供により発生した債務を履行できなかった場合、担保提供者は、法令に従い、債務者の債務につき債権者に対する連帯責任又は補充責任を負う。

第6章 外部管財

第91条 外部管財導入手続

経済裁判所は、債務者の支払能力が回復する現実的可能性が認められる場合、債権者集会からの申請に基づき、又は定款資本に国家の持分が含まれている企業について、倒産事件に関する国家機関からの申立てに基づき、経済裁判所は外部管理を導入する。

外部管理導入に関する経済裁判所の決定は、即時執行されなければならない、法律が定める期間中、不服（異議）申立てが可能である。

本法に別段の定めがある場合を除き、外部管財は12ないし24か月間導入される。裁判上の再生支援及び外部管財の期間は、合計して36か月間を超えてはならない。

経済裁判所は、定められた外部管財の期間につき、債権者集会の申請、倒産事件に関する国家機関の決定又は外部管財人の申立てに基づき、本条第3項が定める期限内で、延長又は短縮することができる。

第92条 外部管財導入の効果

外部管財を導入した時点から、

一債権者の代表者は、任務から解任され、債務者の経営事項は、外部管財人が取り扱う。外部管財人は、債務者の代表者の労働契約の終了又は他の任務への異動命令を出さなければならない

一債務者経営機関の権限が終了する。債務者の代表者及び債務者の他の経営機関の権限は、本法に基づいてその他の者（機関）に移行すべき権限を除き、外部管財人に移行される。債務者の経営機関は、外部管財人の任命から3日以内に当該法人の会計書類、その他の書類や、印鑑、スタンプ、資料、その他の貴重品を外部管財人に引き渡さなければならない

一債権者の債権を担保するためにそれ以前に執られた措置は取り消される

一債務者の財産凍結及び債務者の財産処分権限に関して課されるその他の制限は、倒産手続の枠組み内でのみ課することができる

一本法第93条が定める例外を除き、金銭的債務及び（又は）義務的支払債務に関し、弁済の猶予期間が導入される

外部管財完了時において、金銭債務又は義務的支払債務に基づいて、債務者が債権者に支払わなければならない、違約金（罰金、遅延損害金）並びに損害賠償金は、外部管財導入時に存在した金額で支払うようにすることができる。

第93条 債権者の債権に対する弁済猶予期間

債権者に対する債務弁済猶予期間は、外部管財導入前に履行期日が到来した金銭的債務及び（又は）義務的支払債務に適用される。ただし、債務者に関し監視又は裁判上の再生支援が導入された後のものを除く。

本条第1項で規定されている金銭的債務及び（又は）義務的支払債務については、弁済猶予の有効期間内においては、

一行政執行文書その他の非司法的（承諾の必要のない）文書に基づいて資産を回復することが禁じられる

一金銭的債務及び義務的支払債務並びに支払義務のある利息につき、その債務不履行又は不完全履行に関し、違約金（罰金、遅延損害金）及びその他の財務的（経済的）制裁を科すことはできない。ただし、債務者に関し監視又は裁判上の再生支援が導入された後のものを除く

ウズベキスタン共和国民法典第327条に規定されている金額、手続に基づいた利息が外部管財開始時における金銭債権及び（又は）義務的支払請求権に基づく債権者の債権額

に関して発生する。この利息は、ある優先順位の債権につき、債務者の外部管財開始日から、経済裁判所が、それと同じ優先順位の債権の支払開始を内容とする決定を出し、又は債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する判決を出すまで発生する。発生した利息は債務の元本と同時に債権者に支払われる。

本法第102条に基づいて外部管財人が契約履行を拒否したことにより発生した損害賠償権にも支払猶予期間が適用される。

本条第2項及び第3項の規定は、履行期が外部管財導入後に到来した金銭上の債務及び(又は)義務的支払債務には適用されない。

法的労働関係から発生する債権、扶養債権及び著作契約に基づく報酬債権には支払猶予期間は適用されない。また、法令に定められている手続に基づき、公衆の生命、身体に対する損害に関する賠償権にも適用されない。

第94条 外部管財人候補推薦手続

外部管財導入を経済裁判所に申請する議決をした債権者集会は、外部管財人の候補者を決議により選ぶ。

外部管財人の候補者は、債権者又は倒産事件に関する国家機関が債権者集会に推薦することができる。

本法第13条で規定されている債権者集会の議決手続に基づいて債権者の投票数の過半数を獲得した候補者は、経済裁判所に推薦される。

経済裁判所が、債権者集会の議決なしに外部管財を開始した場合、債権者集会は経済裁判所が外部管財を開始する決定を下したときから3週間、外部管財人の候補者を検討、承認及び推薦する権限を有する。

外部管財人の候補者が債権者集会で推薦されなければ、経済裁判所は倒産事件に関する国家機関が推挙した候補者の中から外部管財人を任命する。

第95条 外部管財人の任命

外部管財人は外部管財の開始と同時に、経済裁判所が任命する。

外部管理の開始時と同時に外部管財人を任命できない場合、経済裁判所は外部管理開始後から10日以内に外部管財人を任命する。

経済裁判所は外部管財人の任命に関する決定を発する。

外部管財人の任命決定は即時執行されなければならない、不服(異議)申立てが可能である。

第96条 外部管財人の解任

外部管財人は以下の理由により経済裁判所が解任できる。

—外部管財人に課せられた任務の不履行又は不適切な履行の場合、債権者集会の決定に基づいて、この場合、債権者集会の議決は新しい外部管財人の候補者に関する情報

を含まなければならない。

- －倒産事件に関する国家機関の決定
- －本人の申出
- －本法第18条に従い、外部管財人の任命を妨げる事情が発覚した場合
- －本法が定めるその他の場合

経済裁判所の外部管財人をその任務から解任する決定は即刻執行されなければならない、不服（異議）申立てが可能である。当該決定に対する不服（異議）申立ては、その執行を停止しない。

第97条 外部管財人の権限

外部管財人は代表者の権限を行使する。

外部管財人は以下の権利を有する。

- －債権者集会及び債権者委員会を招集する
- －本法第101条の定める制限の下で債務者の財産を処分する
- －債務者のために和議契約を締結する
- －本法第22条に基づき、報酬を受け取る
- －本法又は債権者との合意に別段の定めがない限り、自己の任務遂行のため、他者を債務者の資産から支払う報酬で雇用する
- －予定よりも早い自己の任務遂行の終了を求める申立書を経済裁判所に提出する
- －本法第102条が定める手続に従い、債務者の契約の履行を拒否する

任務の執行中に、外部管財人は倒産の原因となった債務者の行為に関連する金銭的債務の補充的責任を負う第三者に、法律に基づき、請求をする権利を有する。

外部管財人は法令に基づいたその他の権利を有することがある。

第98条 外部管財人の義務

外部管財人は下記の義務を負う。

- －債務者の財産を管理下に置き、財産調査を実施する
- －第三者のところに存在する債務者の財産を捜索、発見し、債務者に取り戻すための措置を講ずる
- －外部管財及び債権者との和解を実施するために特別口座を開設する
- －外部管財計画を作成し承認を得るために債権者集会（委員会）に提出する
- －帳簿、統計記録をとり、報告する
- －定められた手続に従って、債務者に対する債権者の請求に異議を申し立てる
- －債務者の有する債権を回収するために措置を講じる
- －債権者の債権登録簿を記載する
- －外部管財計画実施の経過及び結果の報告書を債権者集会に提出する

外部管財人は法律に基づいて他の義務を負うことがある。

第99条 債権者の債権

債権者は外部管財の有効期間中何時でも債務者に対し債権を請求する権利を有する。

当該債権請求は債務者の郵便宛先の外部管財人に対し送付される。本条第4項に基づいて確定されると思われる債権者の債権は当該債権を確定したものと決定付ける書類を添付して外部管財人に送付されなければならない。

外部管財人は債権者の請求を審理し、審理の結果、当該債権の受領後2週間以内に債権者の債権登録簿に記載する。外部管財人は当該請求の受領後1か月以内に審理の結果を関連債権者に通知する。

債権者は通知受領後1か月以内に、債権者の請求に関する外部管財人の審理結果について倒産事件を審理している経済裁判所に異議を申し立てることができる。

債権者の債権に対して本条第3項で定められている期間内に異議申立てがされなかった場合、その債権額、構成、弁済優先順位は外部管財人が決定したとおり確定したものとみなされる。

第100条 債権者による異議の審理

外部管財人が決定した構成、額、弁済優先順位 of 債権に対して本法第99条が定める期間内に申し立てられた債権者の異議は、その異議が受領された日から1か月以内に経済裁判所が審理する。

経済裁判所は、債権者による異議を審理した結果、根拠があると認められた異議が出された債権者の債権につき、債権額、構成、弁済優先順位を特定する決定を出す。

債権者の異議を審理した結果に基づき、経済裁判所が下した決定に対しては、不服（異議）申立てをすることができる。倒産事件の枠組み内での債権者の異議の審理結果に基づいて下される決定その他の司法判断は、その実施に関連する債権者から債務者に対する債権の審理において、既に下された司法判断としての効力を有する。

労働契約に基づいた労働者の給与及び退職手当の金額及び構成に関する、債務者の被雇用者の代表による異議申立ては、本条が定める手続に従って審理される。

第101条 債務者の財産の処分

債務者の財産の所有者又は設立文書が権限を与えている機関は、本法が特に定める例外を除き、債務者の財産処分に関して決定し、又は当該財産処分に関する外部管財人の権限を制限する権限を有しない。

本法又は外部管財計画が別途定める場合を除き、大口取引又は利害関係が生じる取引は、債権者集会又は債権者委員会の同意を得て外部管財人が実行する。

大口取引は、契約締結時におけるその簿価が債務者の全資産の簿価の10%を超える不動産その他の債務者の財産の処分を含む。

利害関係が生じる取引とは、取引の当事者が外部管財人又は債権者に関し、利害関係人であるものをいう。

第102条 債務者の契約の履行拒絶

外部管財人は外部管財開始後の3か月間、倒産事件の開始前に締結された債務者の契約の履行を拒絶する権限を有する。

債務者の契約の履行の拒絶は、下記の要件の一つが存在する場合において、部分的に又は全面的に当事者全員が履行していない契約に関してのみ行われる。

－債務者の契約の履行により、類似する状況の下締結された同じ契約と比べて、債務者に対し損失が生じる

－契約が長期（契約期間が1年以上）のもので又は長期でのみ債務者に有利な結果が得られるようになっている

債務者の契約は債務者の支払能力回復を妨げるほかの条件が存在し、部分的に又は全面的に当事者全員が履行しなかった合意事項に関して否認される。

本条第2項及び第3項で定められている場合において、外部管財人の拒絶の意思表示を当事者全員が受理した時点で契約が解除されたとみなされる。

債務者の契約相手は債務者に対し、契約拒絶により発生する実際の損失の賠償請求権を有する。

第103条 債務者の契約の無効

経済裁判所は、外部管財人の申立てに基づき、法令が定める要件に従って、外部管財開始前に締結されたものを含む債務者の契約の無効と認定することができる。

利害関係人と債務者が締結した契約は、その取引の結果、債権者に損失が生じたか、生じる可能性がある場合、外部管財人の申立てに基づいて経済裁判所が無効と認定することができる。

債務者の倒産認定申立てを受理した後に、債務者が別の債権者その他の者と締結した契約は、それが特定の債権者の金銭的債権に対する弁済優先順位に関わる場合、外部管財人又は債権者の申立てにより無効と認定できる。

倒産手続開始後、又は債務者の倒産認定申立て提出前の6か月以内に締結された契約が、債務者の参加者の持分の解約によるその持分の支払（割り当て）に関する場合、当該契約は外部管財人又は債権者の申立てに基づき無効と認定でき、そのような契約から得られた収入は債務者に返還しなければならない。この場合の参加者とは、本法第134条における第6優先順位を有する債権者と認定される。

第104条 外部管財中の債務者の金銭的債務

外部管財実施中に発生した債務者の金銭債務額が債権者の債権登録簿の総額の20%を超える場合、新たに債務者の金銭債務を発生させる契約は、外部管財計画で定められているものを除き、外部管財人は、債権者集会又は債権者委員会の同意を得た場合にのみ、これを締結することができる。

本条第1項に違反して締結された契約は、債権者、又は当該契約が前任の外部管財人に

よって締結された場合においては、新たに任命された外部管財人の申立てに基づき、経済裁判所によって無効と認定することができる。

第105条 債務者の費用（支払）に関する調整

債務者の被雇用者に対する給与支払も含め、債務者の支出増加に関する決定は、法律に規定されている場合を除き、債権者集会又は債権者委員会の同意を得た場合にのみ、外部管財人が下すことができる。

第106条 外部管財計画

外部管財人は任命後1か月以内に外部管財計画を作成し、その承認を受けるため債権者集会に提出しなければならない。

外部管財計画は以下の内容を含む。

－債務者の支払能力回復のための対策、その実施のための条件、方法、実施費用、他の債務者の費用

－債務者の支払能力回復期限

債務者の支払能力は本法第4条が定める倒産原因が認められなくなった場合、回復したと認められる。

債権者集会又は債権者委員会の要求により、外部管財人は外部管理の進捗について債権者に報告しなければならない。

外部管財計画の実施は、倒産事件提起後に発生した金銭的債務又は義務的支払債務につき、これを履行する責任が、債務者の財産の買主に移行する場合を除き、必ずしも債務者の経済活動を終了させるものではない。

第107条 外部管財計画の審査

外部管財計画は外部管財開始後2か月以内に外部管財人が招集した債権者集会で審議される。外部管財人は債権者集会の開催日時、場所について全債権者に文書で通知し、集会日の2週間前までに外部管財計画について債権者にできる限り周知する。

外部管財人、債務者の発起人（参加者）又は債務者財産の所有者の代表者、及び債務者の被雇用者の代表者は、債権者集会に出席する権限があり、意見を表明する権限を有する。

外部管財計画は、集会の出席債権者の過半数が賛成票を投じた場合、承認されたとみなされる。

債権者集会は以下の決議のうち一つを採択する権限を有する。

－外部管財計画を承認する

－外部管財計画を否認し、経済裁判所に対し、倒産認定及び清算手続開始を申請する

－外部管財計画を否認し、経済裁判所に対し、外部管財人をその任務から解任し、新外部管財人候補者の承認を申請する。この決議においては、新しい外部管財計画を審理するために招集する次の債権者集会日を定めなければならない。次回集会日は上記

決定から1か月以内でなければならない。

債権者集会が承認した外部管財計画及び債権者集会の議事録は、当該集会日から5日以内に外部管財人が経済裁判所に提出する。

外部管財計画が本条第1項及び第5項に定められている期限内に経済裁判所に提出されない場合、経済裁判所は債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する判決を下す権限を有する。

第108条 外部管財期間の延長

債権者集会が、当初定められた期間を超える外部管財計画を議決した場合において、経済裁判所は、外部管財期間の延長又は承認された外部管財計画の実施が債務者の支払能力回復につながると考える十分な理由があるときは、外部管財期間を延長する決定を出す。延長期間を含め外部管財期間は本法第91条で定められている期間を超えてはならない。

第109条 債務者の返済能力回復のための措置

外部管財計画は債務者の支払能力回復のために以下の措置を含むことができる。

- －生産活動の変更
- －利益を生まない生産の中止
- －売掛金の回収
- －債務者の財産の一部売却
- －債務者の債権の譲渡
- －第三者による債務者の債務の履行
- －集合財産として債務者の企業（事業）売却
- －業務担当者の交替

外部管理計画は債務者の支払能力回復のために他の措置を執ることができる。

倒産事件に関する国家機関の申立てに基づき、経済裁判所は、本条第1項で定められた措置に加え、定款資本に国家財産の持分が含まれる企業につき、活用されていない施設の一時閉鎖する決定を出すことができる。

第110条 債務者の企業（営業）の売却

外部管財計画は、債権者の債権を満足させるため、債務者の企業（営業）を集合財産として売却することを定めることができる。

債務者の企業（営業）売却するに当たり、土地、建物、築造物、器具、在庫品、原材料、製品、請求権、更には債務者を識別するための資産（商号、商標、サービスマーク）、債務者の商品、製品、施設その他債務者に属する独占権も含め、他者に移譲不可能な権利、義務を除き、企業活動遂行のために必要な、債務者に属するあらゆる種類の財産を譲渡する。企業（営業）を売却するに当たり、その（債務者の）財産に関する査定を行わなければならない。財産評価人への報酬は債務者の財産負担で支払われる。

外部管財人は、買主が取引銀行から適切な保証を得られることを条件に、債権者集会又は債権者委員会の同意を得て、1年を超えない期間の分割払いで企業（営業）を売却することができる。

企業（営業）を売却する際に、売却日に有効な労働契約はすべて引き続き有効である。雇用者の権利、義務は企業（営業）の買主に引き継がれる。

企業（営業）の売却は、本条又は外部管財計画が別段の定めを置く場合を除き、公開入札で実施される。入札の形態と条件は債権者集会又は債権者委員会が決定する。

企業（営業）の財産に流通制限が課されている財産が含まれている場合、企業（営業）の売却は非公開入札で行われ、それには、法令に基づき当該財産に対する所有権又は他の財産権を有する権限を持つ人物のみが参加することができる。

法令に別段の定めがある場合を除き、企業（営業）の入札開始売値は財産の査定を考慮に入れ、債権者集会又は債権者委員会が決定する。

債務者が、外部管財期間満了の遅くとも30日以上前に企業（営業）の売却から得られた金銭を受領することが入札の条件として定められなければならない。

外部管財人は自分自身で入札を開催するか、又は債務者財産による負担で入札のための専門機関を利用する。入札を開催する専門機関は債務者、外部管財人の利害関係人であってはならない。

外部管財人は入札開催日の遅くとも30日前には企業（営業）売却の公開入札に関する告示を公共機関誌に掲載しなければならない。その告示には以下の情報を含まなければならない。

- －企業（営業）に関する情報及び情報入手方法
- －公開入札参加申込書提出の期限、期間及び場所
- －企業（営業）の入札開始売値
- －公開入札実施及び結果発表の日時場所
- －売買契約締結及び支払の条件及び期間
- －法令の定めるその他の情報

告示に掲載した期限内に申込みが1件もなかった場合、又は1件しかなかった場合、企業（営業）売却の公開入札は不成立と見なされ、本条第8項ないし第11項が定める条件の下で入札案内を繰り返し行う。企業（営業）が1回目の入札で売却されなかった場合、入札案内を繰り返し行う。

入札が不成立に終わるか、企業（営業）が売却されなかった場合、外部管財人には、債権者集会又は債権者委員会の決議に基づき、本条及び本法第53条で定められている手続きに従い、20日以内に企業（営業）の売却に関する新しい情報を公開する。企業（営業）の入札開始価格は債権者集会又は債権者委員会が決定した額まで減額することができるが、15%以上の減額であってはならない。

企業（営業）売買契約は入札結果の告示日から10日以内に、落札者と外部管財人の間で結ばなければならない。落札者と入札開催者は入札日に入札結果に関する議事録に署名

し、この議事録は契約としての効力を有する。入札者が入札結果議事録又は売買契約書に署名しなかった場合、提供した保証金を失う。この場合、保証金として提供された金銭は、債務者の財産に組み入れられ、そこから入札開催者の費用が差し引かれる。

企業（営業）が本条第14項で規定された条件で売却されなかった場合、本法に別段の定めがある場合を除き、外部管財人は債権者集会又は債権者委員会の決定に基づき、企業（営業）を公売による入札に付し、公共機関誌に当該公売を掲載した日から1か月以内に最高値で入札した者と売買契約を締結する権限を有する。

債務者が企業（営業）売却の対価により債権者の債権をすべて満足させることができる場合、経済裁判所は、外部管財人の申立てに基づき、倒産手続を終了しなければならない。

企業（営業）売却の対価が債権をすべて満足させるに至らない場合、外部管財人は、和議契約の締結を債権者に提案する。和議が成立しなければ、経済裁判所は、外部管財人の申立てにより、債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する決定を出す。

企業（営業）売却の対価は倒産財団に当たり、本法第133条、第134条及び第169条が規定する優先順位で分配されなければならない。

第111条 債務者財産の一部の売却

外部管財計画及び本条に別段の定めがない限り、外部管財人には、債務者の財産調査を実施し、その財産の査定後、当該財産の一部を公開入札で売却開始する権限を有する。

債務者財産の一部売却は債務者の経済活動を不可能にするものであってはならない。

流通制限がある財産は非公開入札で売却され、法令に基づき、当該財産に対する所有権又は他の財産権を有する権限を持つ者のみが参加することができる。

財産の入札開始価格は、法令に別段の定めがない限り、財産評価人による債務者の財産の査定を考慮し、債権者集会、又は債権者委員会で決定する。

債権者財産の一部売却の入札は、本法第110条で規定されている手続に従って実施される。

外部管財人は、買主が取引銀行から適切な担保が得られることを条件に、債権者集会の同意を得て、債務者財産の一部につき、一年を超えない分割払いで売却する権限を有する。

外部管財中に、外部管財人は債権者集会の同意を得て、債務者の低価値財産、早期消耗財、原材料の残り、製品を入札以外の方法で売却する権限を有する。

第112条 債務者の債権譲渡

外部管財計画に別段の定めがない限り、外部管財人は債権者集会又は債権者委員会の同意を得て債務者の債権を公開入札で売却し、譲渡することができる。

外部管財計画に、公開入札を行わず特定の買主に売却する可能性が含まれている場合、又は債権が入札を通じて売却されなかった場合、債権者集会又は債権者委員会は債権の売却につき、価格その他の条件を決定する。

第113条 債務者の財産の所有者又は第三者による債務者の債務の履行

債務者の発起人（参加者）又は債務者の財産の所有者は外部管財終了前であれば何時でも、債権者の債権登録簿に基づいて債権者全員の債権を同時に弁済する権利を有する。

第三者による債務者の金銭的債務の履行は、そのような履行が債権者の債権登録簿に基づいて債権者全員の債権を同時に弁済する場合には許可される。

債権者が、支払実行のために必要な自己に関する情報を提供する義務に違反した結果、本条第1項及び第2項に基づいてその債権者の債権を弁済できない場合、又は債権者がいかなる方法であっても履行を受けることを回避した場合、金銭は、債務者の所在地（住居）に所在する公証人又は裁判所に預けられる。

第114条 債務者の増資

公開型株式会社である債務者の支払能力を回復するために、外部管財計画は債務者の増資を定めることができる。増資による定款資本の増額は、債務者の株主総会の申請に基づいてのみ外部管理計画に含むことができ、当該申請の決議は外部管財完了日の6か月以上前に外部管財人に送付されなければならない。

債務者である株式会社の増資による定款資本増額は債権者集会が決定しなければならない。債務者の定款資本増額の決定により、定款資本で定められた公開株数の変更、増加が必要な場合、定款資本増額の決定は法令が定める手続きに基づき債務者の定款が変更、追加された後でのみ行うことができる。

債務者の増資は現金払込という条件の公募で割り当てられる。債務者の株主は、株式保有数に比例した数の株式を本条第4項に基づいて決められた価格で購入する新株引受権を享受する。

株式は額面以上の価格で株主に割り当てられる。ただし、そのような価格で提供された全株式の販売は債権者全員の債権を完済するのに十分な現金を生み出すことを条件とする。株主間の割当価格は、債務者の外部管財人が決定し、債権者集会又は債権者委員会が承認しなければならない。

債務者の新株引受権の株主による行使期間は、債権者委員会が決定するが、株式の割当について知らせた日から30日以内であってはならない。

債務者の既存株主に対し割り当てられなかった株式は、外部管財人が公開入札で売却する。債務者の倒産認定及び清算手続開始の判決が出された場合、以前からの債務者の株主ではなく、直近の新株発行により債務者の株式を取得した者は、法令の定める手続きに従い、その株式の購入価格の範囲で、債務者に対する債権を請求する権利が与えられる。

第115条 債務者の資産の変換

債務者の財産に基づき、公開型株式会社を1社又は数社設立することによって債務者の資産を変換する。

債務者の資産変換は、債権登録簿に記載のある債権者全員が賛成票を投じた場合に、外

部管財計画に取り入れることができる。

債務者の財産に基づいて公開型株式会社を1社又は数社設立することによる債務者資産の変換は、債務者財産の所有者又は設立文書で授権を受けた債務者経営機関の当該行為に関する決定に基づいて外部管財計画に含めることができる。

外部管理計画が公開型株式会社1社の設立を定めている場合、財産権を含め企業活動用に割り当てられた債務者の財産全体は、会社の定款資本に含められる。

外部管理計画が公開型株式会社数社の設立を定めている場合、種々の活動に割り当てられる財産を企業の定款資本に含める。外部管財計画は、設立される株式会社の定款資本に含むべき債務者の財産構成を決定する。

設立される株式会社の定款資本額は、財産評価人が組み入れられる予定の財産に関し決定した査定額に基づき、債務者の財産の所有者又は設立文書により当該行為実施を授権された債務者経営機関の提案を考慮に入れて決定される。

債務者の資産の変換は、そのような決定がなされる前に結ばれた労働契約の有効性に影響を与えるものではなく、雇用者の権利及び義務は新しく設立された株式会社に引き継がれる。債務者が受けた様々な種類の活動許可については、法令に定められた手続に従って、再取得しなければならない。

債務者の財産の査定価格が債権者の債権額を越えるならば、債務者の財産に基づいて設立された公開型株式会社の株式は債務者の財産構成に含められ、法律により別段の定めがある場合を除き、公開入札で売却することができる。

債務者の財産に基づいて設立された公開型株式会社の株式売却により、債権者全員の債権を満足させるための金融資産勘定を確保する。

債務者の財産に基づいて設立された公開型株式会社の株式の売却は、本法第110条で定められた手続に従って実施される。

外部管財計画は、債務者の財産に基づいて設立された公開型株式会社の株式を証券市場において売却するよう定めることができる。

債権者の債権は、本法第133条及び第134条により定められる優先順位に従って満足を受ける。

債務者の財産の査定額が債権者の債権登録簿に記載のある債権額以上である場合、そして債権者全員が債務者の資産変換に賛成した場合、債権者集会は、債務者の財産の所有者又は債務者の設立文書により授権を受けた債務者経営機関の当該資産変換実施に関する同意なしに、債務者の財産すべてを公開型株式会社の定款資本に含める資産変換の決定をすることができる。上記の会社の定款資本額は査定者が含めるべきと決定した財産の査定額に基づいて定める。この場合、外部管財人は、債務者の資産を変換する前に、給与債権、扶養費徴収請求権を満足させるための銀行口座に入金し又は現金を振り替えるための執行証書に基づく債権、義務的支払請求権及び労働関係から生じる債権と同じ優先順位を有すると定めている著作契約に基づく報酬支払請求権、並びに刑事犯罪及び行政法規違反行為の結果、財産に及んだ損害の市民間の賠償請求権を弁済しなければならない。

株式会社の定款資本の持分分配は、債権者がその債権登録における持分に比例して、株式会社の発起人（参加者）になる権限が付与されている債権者とともに実行する。

債権者への支払を完了した後、外部管財人は本法第142条の要件に従った報告書を作成し、第144条の定める手続に従い、債務者企業の倒産手続を終了する。

債務者の資産の変換は、倒産手続が実施される銀行、保険会社及び証券市場の専門家には適用されない。

第116条 外部管財人の報告書

外部管財人は、外部管財期間満了時、債権者集会を招集する権限を有する者（機関）の請求により期日前に外部管財を終了する理由が存在する場合、及び債権者全員に対し債権者の債権登録簿に基づいた債権の満足を与えるに十分な金銭的資力が得られた場合には、債権者集会における審査のため報告書を提出しなければならない。

債権者集会が報告書を審査した結果、一定優先順位の債権者に対する支払を決定した場合には、外部管財人はその報告書を経済裁判所に提出しなければならない。

外部管財人の報告書は以下の情報を含まなければならない。

- －直近の決算日における債務者の賃借対照表
- －資産の動向に関する報告
- －債務者の財務状況に関する報告
- －債務者の金銭的債務及び義務的支払債務に関する債権者の債権の弁済に向けて使用することが可能な金銭的資力に関する情報
- －債務者が有する受取債権の説明及び債務者が有する未決済の債権に関する情報
- －債務者の未決済の債務勘定の弁済の可能性に関するその他の情報

債権者の債権登録簿は外部管財人の報告書に添付されなければならない。

外部管財人は、報告書の提出と同時に、債権者集会において以下の一つの提案を行う。

- －債務者の支払能力が回復したことによる外部管財の終了、及び債権者に対する支払いへの移行
- －和議の締結
- －外部管財期間の延長
- －外部管財の終了及び経済裁判所に対する債務者の倒産認定及び清算手続の開始に関する申請

第117条 外部管財人の報告書の審査

外部管財人の報告書は、外部管理期間が満了すると定められた期間から10日以内、若しくは外部管財の期日前の終了原因が発生してから15日以内、又は債権者集会を招集する権限を有する者（機関）の要請により債権者集会が招集される場合、招集から1か月以内に実施される債権者集会で審査される。

外部管財人は本法第11条に定められた手続に基づき、外部管財人の報告書を審理する

債権者集会の開催について全債権者に通知しなければならない。

外部管財人は、外部管財期間が満了すると定められたときから、その前の少なくとも15日間、又は債権者会議が招集されると定められた日から、その前の少なくとも10日間、報告書の内容をあらかじめ知る機会を与えなければならない。

外部管財人の報告書の審理の結果に基づき、債権者集会は以下のうち一つの決議を採択する権限を有する。

- －債務者の支払能力が回復したことによる外部管財の終了、及び債権者に対する支払への移行を経済裁判所に申請する
- －定められた外部管財期間の延長を経済裁判所に申請する
- －債務者の倒産認定及び清算手続開始を経済裁判所に申請する
- －和議の締結

第118条 経済裁判所による外部管財人の報告書の承認

債権者集会で審理された外部管財人の報告書及び債権者集会の議事録は当該集会が開催された日から5日以内に経済裁判所に送付される。

債権者の債権登録簿、及び債権者集会での決議に反対し、又は投票に参加しなかった債権者からの不服申立書は外部管財人の報告書に添付しなければならない。

外部管財人の報告書及び債権者の不服申立書は経済裁判所の法廷で審理される。外部管財人及び不服申立てをした債権者に対しては、審理の日時、場所を通知される。これらの者が裁判所に出頭しなくても、倒産事件の審理が妨げられることはない。

以下の場合、経済裁判所は外部管財人の報告書を承認しなければならない。

- －債権者の債権登録簿に従い、債権者の債権がすべて弁済される
- －債権者集会において、債務者の支払能力回復のため外部管財を終了し、債権者の債権の弁済に移行する旨の決議がなされる
- －債権者集会において特定の優先順位を有すると認定された債権者への支払を開始する旨の決議がなされる
- －外部管財人が特定の優先順位を有すると認定された債権者への支払を開始する旨の申請をする
- －債権者と債務者の間で和議が締結される
- －債権者集会において、経済裁判所に対し、外部管財期間延長の申請を行う旨の決議がなされる

経済裁判所は以下のことが認定される場合、外部管財人の報告書を否認する。

- －債権者の債権登録簿に基づいた債権を完済できない
- －債務者の支払能力が回復されたという兆候がない
- －特定の優先順位を有する債権者への支払を開始する理由がない
- －和議終結を妨げる状況が存在する

外部管財人の報告書の審理の結果、経済裁判所は以下の決定の一つを下す。

- －債権者の債権登録簿に基づいて全債権が弁済された場合、又は経済裁判所が和議を承認する場合、倒産事件手続を終了する
- －債務者の支払能力回復のため外部管財管理を終了することを求める、債権者集会の申請を受け入れる場合、債権者に対する支払を開始する
- －特定順位の債権者に対する支払を開始することを求める、債権者集会又は外部管財人からの申請を受け入れる場合、特定の優先順位の債権者に対する支払を開始する
- －外部管財の延長を求める申請を受け入れる場合、外部管財を延長する
- －本条第5項で定められている状況が発覚した場合、外部管財人の報告書を否認する経済裁判所は、以下の場合、債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する判決を下す。
 - －債務者の倒産認定及び清算手続開始を求める債権者集会の申請が存在する
 - －経済裁判所が、外部管財人の報告書を承認しない
 - －外部管財人の報告書が外部管財期間満了後1か月以内に提出されない
 - －債権者集会が本法第117条第4項第1号、2号及び第4号が定めるいずれの決定も下さない

第119条 債権者に対する支払に移行する決定を下した効果

債権者に対する支払に移行する経済裁判所の決定が下された場合、債権者の債権登録簿に従い債権者全員に対して支払を開始する理由となる。

債権者に対する支払への移行に関する経済裁判所の決定は、債権者に対する支払期間は、当該決定が下された後6か月を超えない期間でこれを定める。債権者への支払の終了及びその支払に関する外部管財人の報告書についての経済裁判所の審査が完了した後、倒産手続は終了する。

経済裁判所が定めた期間内に債権者に対する支払が執行されなければ、経済裁判所は債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する判決を下す。

第120条 特定の優先順位を有する債権者に対する支払を開始する旨の決定を下した効果

特定の優先順位を有する債権者に対する支払開始する旨の決定を経済裁判所が下すと、債権者の債権登録簿に従って、債権者に対する支払を開始する理由になる。

特定の優先順位を有する債権者に対する支払を開始する旨の経済裁判所の決定は、以下の事項を示さなければならない。

- －弁済されるべき債権の優先順位
- －その優先順位の債権者に対して支払を完了する期限、ただし、決定を下してから2か月間を超えてはならない
- －その優先順位の債権に対して支払がなされる割合

経済裁判所は、ある債権者の債権が支払開始の決定を受けた優先順位で弁済されなければならないと判断する場合、その債権者の債権の弁済の優先順位を変更する決定を出す権限を有する。

特定の優先順位を有する債権者に対する支払が、経済裁判所が定めた期日までに行われない場合、又は決められた支払割合で行われない場合、債権者は、ウズベキスタン共和国民法典第327条で定められた利率で、支払開始決定の日から当該債権者の債権が全額、又は決められた支払割合で弁済されるまでの間、未払の金額に対する利息の加算を請求する権限を有する。

第121条 債権者に対する支払

債権者に対する支払は、債権者又は優先順位を有する債権者に対する支払に関し経済裁判所が決定を下した日から、外部管財人が債権者の債権登録簿に基づいて実施する。

債権者に対する支払は、本法が定める手続に従って実施される。

外部管財人は、債務者の金銭的債務及び(又は)義務的支払債務が履行された時点から、債権者の債権登録簿に事実に応じた情報を記載する。

第122条 債権者の債権の弁済

支払により満足を受けた債権者の債権のほか、解約料、更改の合意及びその他の方法による債務消滅の合意がなされた債権、並びに本法第134条及び第138条に従って支払を受けたとみなされる債権は、弁済されたものとみなす。

第123条 外部管財人の権限を終了させる手続

倒産事件手続の終了又は債務者の倒産を認定し清算手続を開始する経済裁判所の決定により、外部管財人の権限は終了する。

外部管財人が和議を締結し、又は債権者の債権の弁済を終了させた場合には、外部管財人には、新しい代表者が選任(任命)されるまで、債務者の代表者としての任務を遂行しなければならない。

外部管財人は、債務者の代表者を選任(任命)する問題を検討するため、自己の発案で、債務者の経営機関を招集する権限を有する。債務者、その他の経営機関及び債務者の財産の所有者の権限は回復する。

経済裁判所が債務者の倒産を認定して清算手続を開始する決定を出し、外部管財人以外の者を清算管財人として任命した場合、外部管財人は、業務を清算管財人に引き継ぐまで、引き続き自己の任務を遂行する。外部管財人は、清算管財人が任命されてから遅くとも3就業日以内に清算管財人に業務を引き継がなければならない。

第7章 清算手続

第124条 清算手続の開始

経済裁判所による、債務者が倒産したとの認定により、清算手続が開始される。

清算手続の期間は1年を超えてはならない。経済裁判所は、必要と認める場合には、この期間を延長することができる。

清算手続の期間延長は倒産事件の参加者の申立てにより、又は経済裁判所の職権により行うことが可能である。

清算手続の期間延長に関する経済裁判所の決定に対しては、不服（異議）申立てをすることができる。

第125条 清算手続開始の効果

経済裁判所が、債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する決定を下した時点から、

－債務者の財産の譲渡に必然的につながる、又は債務者の財産を第三者に使用させるために引き渡すことにつながる契約の締結は、本章が定める手続によってのみ認められる

－債務者の負うすべての金銭的債務及び猶予を受けている義務的支払債務はすべて履行期が到来しているものとみなされる

－すべての債務者の債務に関し、違約金（罰金、遅延損害金）及び利息の発生は停止される

－債務者の財務状況に関する情報はもはや機密情報（商業秘密も含む）の範疇に属さない

－債務者の財産に対しての請求に課されるいかなる制限も取り除かれる。

－執行証書による執行はすべて中止される。金銭的債権、義務的支払請求権及びその他の財産的請求権に基づく請求、他の財産請求権は清算手続の枠組み内でのみ債務者に行使することができる。ただし、所有権確認請求、精神的苦痛に係る損害賠償請求、相手方の不法占有からの資産の取戻請求権、不当利得返還請求権、取引無効の認定請求権及びそれを理由とした原状回復請求権、その取引の結果、取引違反、取引無効認定効果の援用、及び日常業務に係る請求権は除く。

本条第1項第6号に基づき執行が中止された執行証書は、法令に定められた手続に従い、執行官（裁判所職員）によって、清算管財人に渡されなければならない。債務者のすべての債務の返済は、清算手続の枠組みでのみ認められる。

経済裁判所が債務者の倒産認定及び清算手続開始を決定したときから、それ以前に債務者の経営機関が債務者財産の管理運営から除外されていない場合は、債務者の経営機関は、債務者財産の管理運営から除外され、債務者の代表者の権限は停止され（債務者の代表者との労働契約は停止される。）、債務者の事業を管理する権限は清算管財人に委ねられ、債務者の財産の管理運用する所有者の権限も終了する。清算管財人は、債務者の代表者との労働契約を終了し、又は債務者の代表者を別の職務に異動させる指示を出す。

本章で定めがある場合には、債務者の発起人（参加者）は、清算手続中、倒産事件の参加者としての権限を行使することができる。

第126条 清算管財人

経済裁判所は、債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する判決を下すに際し、外部管

財人の任命と同様の手続で清算管財人を任命する。定款資本の中に国家の持分が含まれている企業の倒産認定の際には、倒産事件に関する国家機関は清算管財人の候補者を推薦することができる。

第127条 債務者の倒産認定及び清算手続開始に関する情報の公開

債務者の倒産認定及び清算手続の開始に関する情報の公開は本法第52条及び第53条が定める手続に従い、清算管財人が実施する。

債務者の倒産認定及び清算手続開始に関する情報の公開には以下の事項を含める。

- －倒産認定された債務者の名称（氏名、父称）及びその他必要事項
- －倒産事件を審理する経済裁判所の名前、事件番号
- －債務者の倒産認定及び清算手続開始を経済裁判所が決定した日
- －債権者による債権届出期間、この期間は、当該情報公開日から2か月間以上でなければいけない
- －債権者が債務者に自己の債権を届け出るための郵便宛先
- －清算管財人に関する情報

清算管財人は、債務者の倒産認定及び清算手続開始に関する情報を、自己の任命日から10日以内に公共機関誌に送付しなければならない。

第128条 清算管財人の権限及び義務

清算管財人任命のときから、債務者の事業運営及び財産処理に関するすべての権限が清算管財人に移管される。

清算管財人には、以下の権限が与えられる。

- －本法第101条に従い、債務者の財産を処分する
- －債務者の代表者との労働契約を含め、被雇用者との労働契約を終了する
- －本法第102条で規定されている手続に従い、債務者の契約の履行拒否を表明する
- －法令で定める理由が存在する場合、債務者が締結した契約の無効認定のため訴訟を提起する
- －法律に基づき、第三者がその行為（不作為）のために債務者の倒産を引き起こした結果、法令の規定により債務者の金銭的債務又は義務的支払債務の補充的責任を負うことになった場合、この第三者に債権の請求を行う。そのような債権額は債権者の請求額の総額と清算用財団の合計額との差額により、決定される。回収できた金額は清算財産に組み入れられ、本法第133条、第134条及び第169条で定められた優先順位に従った債権者の債権の弁済のためにのみ使用することができる

清算管財人は法令に基づいて他の権限を有することがある。

清算管財人は以下の義務を負う。

- －債務者の財産を管理下に置き、財産調査を実施し、債務者財産の保全のための措置を講じる

- －債務者の財務分析を実施する
- －債権者集会及び債権者委員会を招集する
- －債務者の債権を回収するための措置を講じる
- －清算において、債務者の被雇用者の権利及び法的利益を保護し、労働契約の来るべき終了について被雇用者に通知する
- －債権者の債権登録簿を記載し、それらの債権を審査する
- －第三者のところにある債務者の財産を探索、発見し、債務者に取り戻すための措置を講じる
- －法令に従い、強制的に保管する必要がある債務者の書類を移動する

法令により、清算管財人は他の義務を負うことがある。

債務者の経営機関（外部管財人）は、清算管財人の任命から3就業日以内に、債務者の会計書類、その他の文書、印鑑、スタンプ、資料、その他の貴重品が清算管財人に移管しなければならない。債務者法人の代表者及び個人事業者本人を含む、債務者の経営機関（外部管財人）は、上記の義務を履行しない場合、法令による責任を負う。

第129条 倒産法人の清算計画

倒産法人の清算計画には以下の事項を含まなければならない。

- －倒産した法人の財務状況に関する情報
- －債権者の債権が弁済を受ける、条件、手続、優先順位及び割合
- －債務者の財産の所有者、被雇用者団体の利益に対する考慮
- －売却されなければならない財産の目録
- －財産売却の日時、場所及び方法
- －裁判費用、清算管財人に対する報酬並びに専門家及びその他の者の活動に対する報酬の支払条件

倒産法人の清算計画は債権者集会の同意を得て、初めて承認される。その同意には、全債権額の3分の2以上を占める債権者の賛成が必要である。清算計画が承認されず、かつ、債権者が決められた期限内に、独自の倒産法人の清算計画を提出しなかった場合、清算管財人は自分自身の計画を承認する。

倒産事件が、債務者自身が倒産事件の発議者である場合、債務者は自分自身の清算計画を提出する権利を有する。

財産の売却及び債権者の債権の満足は、本法第133条、第134条、第135条及び第169条が定める手続に従い、承認された清算計画に基づいて実施される。

第130条 清算用財団

倒産した法人の全資産は、それが貸借対照表に記載されているか否かにかかわらず、清算用財団の基礎を構成する。

以下は清算用財団に含んでならない。

- －債務者の被雇用者が私的に所有している財産
- －賃借権により、債務者が使用している委託管理下の財産
- －本法第133条第1項で定められている場合を除く担保物権
- －債務者の寄託を受けている商品
- －法令により、債務者に属さないその他の財産

債務者の貸借対照表に、他の用途では使用できない、商業用を含む社会的及び公共的構造基盤施設が含まれている場合、清算管財人は、債務者が倒産宣告を受けてから1か月以内に、当該地域の公共機関にそれらの財産を残存価格で譲渡する。

第131条 債務者財産の評価

清算手続中、清算管財人は債務者の財産調査を実施し、当該財産の価値を査定する。そのような活動を実施するために、清算管財人は、債権者集会又は債権者委員会が他の費用負担先を定めていない限り、債務者の財産による費用負担で鑑定人やその他の専門家を使用する権限を有する。企業の定款資本に国家の持分が含まれている場合、当該企業の財産の査定のため、鑑定人を使用しなければならない。債権者集会又は債権者委員会は、当該鑑定役務に対する支払義務を負う担当者を、その同意を得て任命する権限を有する。その担当者は、後ほど、債務者の財産勘定から、行った支払の償還を受ける。

清算手続中に、不動産により代物弁済（解約料の支払）がなされる場合、債権者集会又は債権者委員会が別途定める場合を除き、そのような不動産は、弁済前に査定を受けなければならない。

担保に供されている債務者の財産は、義務として定められている手続に従い、鑑定人が鑑定しなければならない。

第132条 清算手続中における債務者の銀行口座

清算手続中、清算管財人は債務者の銀行口座をスム、外国通貨それぞれ一つだけを利用しなければならない（以下、「債務者の単一口座」という。）。清算手続の開始時に判明し、又は清算手続中に判明した債務者のその他の銀行口座は、即刻、清算管財人により、閉鎖されなければならない。これらの口座に残っている口座残高は単一口座に振り替えられなければならない。

清算手続中に入金された現金も、債務者の単一口座に預金される。

本法第133条、第134条及び第169条で定められた手続に従い、債権者への支払は、債務者の単一口座から行われ、以下の事項も同じ口座から支払わなければならない。

- －清算管財人への報酬支払に関連した費用
- －日常の公共料金及び業務支出の支払
- －倒産事件手続中に実施された情報公開に関連する費用及び債務者の債権者への通知に関連する費用
- －その他清算手続実施に関連する費用

清算管財人は、債権者集会又は債権者委員会の要求に応じ、債権者集会又は債権者委員会に対し、債務者の現金の使用に関する報告書を提出する。

第133条 担保が付されている債権の弁済

担保が付されている債権の弁済は債務者の担保財産（担保の目的物）売却から得られた現金から行う。当該資産の残金により本法第134条で定められた優先順位で債権者の債権を弁済する。

抵当財産（担保の目的物）売却の売上金が担保を付している債権者の被担保債権を完済するのに不十分な場合、残債権は本法第134条で定められた優先順位に従って弁済される債権の満足に向けられる。

第134条 債権の満足の優先順位

裁判所任命管財人への報酬、日常業務の公共料金及び業務支出、並びに債務者の財産の保険に関わる費用は、最高順位で弁済を受ける。倒産事件が提起された後に債務者が負うに至った債務に関する債権を満足させるための支出、及び生命・身体に対する市民間の損害賠償請求権も、同様に取り扱う。

第1番目の優先順位で弁済されるべき債権は以下のとおりである。

- －義務的支払債務の満足ため、及び給与支払用金銭の交付のための支払証書（執行証書）に基づく債権
- －養育費を徴収して債権を満足させるための銀行口座に入金し又は金銭を振り替えるための執行証書に基づく債権
- －義務的支払請求権及び労働関係から生じる債権と同じ優先順位を有すると定めている著作契約に基づく報酬支払債権
- －刑事犯罪及び行政法規違反行為の結果、財産に及んだ損害に関する市民間の賠償請求権

第2番目の優先順位で弁済されるべき債権として、強制保険、銀行ローン及び銀行ローンのために加入した保険に基づいた債権がある。

第3番目の弁済優先順位が与えられるのは、担保付債権である。

第4番目の弁済優先順位が与えられるのは、担保が付与されていない債権である。

第5番目の弁済優先順位が与えられるのは、株主の債権である。

第6番目の弁済優先順位が与えられるのは、他の残りの債権すべてである。

各優先順位の債権は、それに優先順位の債権が全額弁済されていなければ、弁済を受けることはできない。

集められた金銭が同じ優先順位の債権すべてを全額弁済するには不十分であると判明した際には、そのような債権は各債権当事者に対する未払債権額に比例して弁済される。

支払実施結果については、公共機関誌に特別通知欄として掲載されなければならない。

債務者の債権の満足及び倒産事件の費用の支払の後の残余財産及び清算手続中に売却さ

れなかった財産は、参加者（発起人）又は清算された債務者の財産の所有者が受け取る。
財産が不十分なために満足を受けられなかった債権は弁済されたとみなされる。

第135条 債務者の財産の売却

債権者集会又は債権者委員会が債務者の財産売却のために異なる手続を定める場合を除き、清算管財人は、債務者の財産調査及び財産査定を実施した後、公開入札でこれらの財産の売却に着手する。

債務者の財産売却手続と期間（予定）は、債権者集会又は債権者委員会の認可を受けなければならない。

債務者の財産売却手続及び期間につき、清算管財人が、債権者に対し、自己の提案を提出した後1か月以内に、債権者集会又は債権者委員会が当該手続、期間（予定）を認可しない場合、債権者集会若しくは債権者委員会又は清算管財人は、発生した意見の不一致の解決を経済裁判所に申し立てることができる。経済裁判所は、その意見不一致を審理した結果に基づき、財産売却のための手続及び期間（予定）を承認するか、清算管財人をその任務から解任する。

清算手続中に財産売却の期間（予定）変更を要するような事情が生じた場合には、清算管財人は、そのような事情が生じてから1か月以内に期間（予定）変更の提案を作成し、債権者委員会又は債権者集会に提出しなければならない。

流通性が限られている債務者の財産は非公開入札でのみ売却することができる。法令に基づいて、当該財産に対する所有権又は他の財産権を保有する権限を持つ者のみが非公開入札に参加する。

清算管財人は、自分自身で入札を開催することも、契約に基づいて入札を開催する専門機関に委託することもできる。入札を開催する専門機関は債務者又は清算管財人の利害当事者であってはならない。

債務者の企業（営業）又は財産の売却は、本法第110条及び第111条が定める手続に従って実施される。

第136条 清算手続中の債務者の債権の売却

債権者集会又は債権者委員会が債務者の債権の売却について他の手続を定めない限り、清算管財人は、債務者の債権を公開入札にかける権限を有する。

入札における債務者の債権売却は本法第112条が規定する基準を守って実施される。

第137条 清算手続中の債務者の資産の変換

債務者の資産の変換は、債権者の債権登録簿に記載のある債権者全員が賛成票を投じたことを条件として、債権者集会の決議に基づいて清算手続中に実施することができる。

債務者の資産の変換には、債務者の財産の所有者又は設立文書でこれに相応する契約を締結する権限が与えられている債務者経営機関の同意は必要でない。

債務者の資産変換は本法第115条で規定されている手続及び条件に従って実施される。

第138条 債権者に対する弁済

清算管財人は、債権者の債権登録簿に記載がある債権者に対し支払を行う。

債権者の口座に現金を振り替えることが不可能である場合、清算管財人は、未済合計金額を債務者の所在地（住居）に所在する公証人又は裁判所に預け入れ、そのことについては債権者に対して通知がなされなければならない。公証人又は裁判所に預け入れられてから、3年以内に、債権者が、その金銭を受け取らなければ、それに相応した金額が公証人又は裁判所から国家予算に繰り入れられる。

清算手続開始の公表内容の中で定められた債権者の債権届出期間満了後に届け出られた債権、及び清算手続開始後発生した義務的支払債権は、届出時期に関わらず、定められた届出期間内に届出がなされた債権者の債権が満足を受けた後に残っている債務者の財産から満足を受ける。定められた期間内に届出がなされた債権者の債権の弁済順位は、本法第134条に基づいて決定される。

債権者の債権は以下の場合弁済されたとみなされる。

- －満足を受けた場合
- －解約料支払の合意に達した場合
- －清算管財人が相殺を主張し、又はその他債務消滅の理由が存在する場合

債権の相殺及び解約料支払による債務の消滅においては、優先順位と比率の原則に基づいてのみ、届出債権は満足を受ける。解約料支払の合意による債務弁済は、その合意が債権者集会又は債権者委員会の同意を得ている場合に認められる。清算手続において、債務者の債務を更改する合意により、債権を清算することは許可されない。

債務者の財産が不十分なために満足を受けることができなかった債権者の債権も弁済されたとみなされる。債権者が経済裁判所に異議を申し立てなかった、又は経済裁判所が債権の根拠を認めない場合、清算管財人が承認しなかった債権もまた弁済されたとみなされる。

清算管財人は、債権者の債権の弁済に関する情報を債権登録簿に記載する。

第139条 清算管財人の活動に対する監督

清算管財人は、自己の活動、清算手続開始時及び手続中における債務者の財務状況及び財産状況に関する情報並びにその他の情報を内容とする報告書を、少なくとも毎月1回、債権者集会又は債権者委員会に提出しなければならない。

清算管財人の報告書は以下の情報を含まなければならない。

- －債務者の財産調査及び査定の経過及び結果に関する情報を含め、倒産財団の形成に関する情報
- －債務者の単一口座に入金された金銭の額及びその入金元
- －債務者の財産換価経過及びその財産換価により得られた金額
- －裁判手続を含め、第三者に対する債権から回収するために提起する債権数及びその金額

- －債務者の財産の保存措置並びに第三者の支配下に存在する債務者の財産の発見及び回収請求に関する措置
- －債務者の契約を無効と認定する措置及び債務者の債務の履行拒絶を宣言する措置
- －債権者の債権の総額を記載する債権登録簿及び各優先順位ごとに分かれた債権登録簿を記載する活動
- －清算手続期間中もその活動を継続する被雇用者数及び清算手続期間中に契約が終了する被雇用者数
- －清算手続実施中における、債務者の銀行口座を閉鎖する活動及びその結果
- －清算手続実施のために要した費目ごとに分類された金額

清算管財人の報告書には、債務者に関連する清算手続実施に関する他の情報を含まなければならない。その内容は清算管財人自身が定め、また、債権者集会若しくは債権者委員会又は経済裁判所の要求によっても定められる。

清算管財人は、経済裁判所の要求により、清算手続実施に関連するすべての情報を提供しなければならない。

第140条 清算管財人の解任

経済裁判所は、以下の場合、清算管財人をその職務執行から解任することができる。

- －清算管財人に委任された任務を遂行しない又は不適切な遂行を行っている場合に、債権者集会若しくは債権者委員会の申請又は倒産事件に関する国家機関の申立てを受けて
- －本人からの申立てに基づいて
- －法令で定めるその他の場合

経済裁判所は、清算管財人の解任と同時に、本法第126条が定める手続に従い、新しい清算管財人を任命する。

清算管財人をその任務から解任に関する経済裁判所の命令は即時執行され、不服（異議）申立てをすることができる。

第141条 外部管理への移行の可能性

裁判上の再生支援及び（又は）外部管財手続が、債務者に関して導入されたことがなく、かつ、債務者の支払能力は回復することができると思えるに足る、財務情報の分析情報などの十分な根拠が現れた場合、清算管財人は、そのような状況が判明してから1か月以内に、清算手続を終了し、外部管理に移行する旨の申請を経済裁判所に対して行う問題を検討するために、債権者集会を招集しなければならない。

清算手続を終了し、外部管理に移行する旨の経済裁判所に対する申請を行う債権者集会の議決は、債権者集会においてそのような決議をするか否かを審理する時点でいまだ支払を受けていない総債権の過半数の投票により採択される。

清算手続を終了し、外部管理に移行する旨の経済裁判所に対する申請を行う債権者集会

の議決は、外部管財の期間並びに外部管財人の候補者及びその候補者に関する情報の提案を含まなければならない。

第142条 清算手続の実施結果に関する清算管財人の報告書

債権者に対する支払が終了した後、清算管財人は清算手続の結果に関する報告書を経済裁判所に提出しなければならない。

清算手続の実施結果に関する報告書には以下の物が添付される。

- －債権者財産売却を証明する文書
- －弁済を受けた債権者の債権額の情報を含む債権登録簿
- －債権者の債権を弁済したことを証明する文書
- －債権者の債権清算後残余した債務者の財産及び清算手続中売却に出されたが売却されなかった債務者の財産に関する情報。ただし、債権者が債権の弁済としてそのような財産を受け取ることを拒否し、かつ、債務者の発起人（参加者）又は債務者の財産の所有者が債権者の債権清算後残余した財産に対する権利を請求しなかったことを条件とする。

第143条 債権者への弁済後の債務者の残余財産

清算管財人は、債権者の債権清算後残余した財産について、債権者が債権の弁済としてそのような財産を受け取ることを拒否し、かつ、債務者の発起人（参加者）又は債務者の財産の所有者が権利を請求しない場合、そのような財産を国家機関の地方事務所に対して通知する。

国家機関の地方事務所は、そのような通知を受領してから1か月間、当該財産を自己の勘定に繰り入れ、保管費用すべてを負担する。地方機関が当該財産の受入れを拒否又は回避する場合、清算管財人は、その関係地方機関に当該財産の受入れを強制するよう求めて、経済裁判所に対し、申立てをする権限を有する。経済裁判所は、財産引渡しに関する文書に基づき、清算手続終了決定を出す。

定款資本に国家の持分が含まれている企業の財産で、清算手続中に売却に出されたが売却されず、債権者が、それを自己の債権の弁済として受け取ることを拒否したものは、国家にその所有権が移転し、清算管財人は、当該財産を国家機関の地方事務所の財産勘定に移行する。経済裁判所は、財産引渡しに関する文書に基づき、清算手続終了決定を出す。

第144条 清算実施手続の終了

経済裁判所は、清算管財人が提出する清算手続の実施結果報告書を審査した後、清算手続終了決定を下し、清算管財人に対し、法人の国家登録を実施している機関に10日以内に当該決定を提出することを義務付ける。

経済裁判所の決定は、債務者の清算に関して、清算事実を法人の統一国家登録簿に記載する根拠となる。そのような決定が提出されたときから3日以内に、その決定内容に応じ

た記載が登録簿になされなければならない。

債務者の清算事実が、法人の統一国家登録簿に記載された時点で、清算管財人の権限は終了し、清算手続は終了したものとみなされ、債務者は清算されたとみなされる。

第8章 和議

第145条 和議実施手続

債務者及び債権者は、経済裁判所における倒産事件の審理のどの段階においても、和議を締結する権限を有する。

債権者集会は、債権者を代表して和議を締結する決議を採択する。和議締結に関する債権者集会の決議は、債権者数の過半数の投票を得、かつ、その債権が債務者の財産により担保されている全債権者の賛成投票を条件に採択されたとみなされる。和議締結問題に関する債権者の代理人の投票権は、その委任内容に明確に定められていなければならない。

債務者を代表して和議を締結する決定は、場合に応じ、債務者の個人事業者若しくは債務者の代表者又は外部管財人若しくは清算管財人が行う。

和議において権利及び義務を引き継ぐと規定される第三者は、和議への参加が認められる。

和議は、倒産事件の清算手続の終了を指示する決定においてなされる経済裁判所の承認を受けなければならない。和議が清算手続中に締結される場合、経済裁判所は和議を承認し、債務者の倒産認定及び清算手続の開始に関する判決は執行されない旨の決定を出す。

和議は、経済裁判所が承認した日から債務者、債権者及び和議に参加する第三者に対し法的効力を有し、義務を生じさせる。法的効力を生じた和議の一方的な実施拒否は認められない。

和議締結に賛成した債権者又は債務者の発起人（参加人）若しくは債務者財産の所有者は、和議締結に反対した又は投票に参加しなかった債権者に対して負う金銭的債務及び（又は）義務的支払債務を履行する権限を有する。この場合、債権者は、債務者に代わって申出がなされた履行の提供を受領しなければならない。履行を受けた債権者の権利は、債務者の債務の履行を行った者に移転する。

第三者は、和議に基づき、債務者の金銭的債務若しくは義務的支払債務の債務者による履行につき保証若しくは銀行保証を提供し、又は債務の履行を行う権限を有し、同様に、その適切な履行を他の方法で保証する権限も有する。和議が第三者の利益となる債務者財産の譲渡を内容とする条項を含む場合、当該和議は、第三者に提供される当該財産は、債権者の債権の弁済を確保するための担保を構成するという条件でのみ締結することができる。

第146条 倒産手続中に締結される和議の特殊性

債務者を代表して和議を締結する決定は、監視及び裁判上の再生支援中においては債務者の代表者が、債務者の代表者がその任務から解任された場合には裁判管財人が行う。

和議が、法令又は債務者の設立文書により債務者の経営機関の決定（承認）に基づいて締結するとされる債務者の法律行為を定める場合、債務者を代表しての和議締結は、適切な決定を得て初めて締結することができる。外部管財及び清算手続中における和議の締結については、そのような決定（承認）は必要ない。

債務者、裁判所任命管財人又は債権者との関係で利害関係人である第三者と和議を締結する場合、和議は、利害関係を生じさせる法律行為の締結を定めている旨の情報を、その利害関係の性質とともに明らかにしなければならない。和議は、倒産事件開始後に発生した債務を除き、倒産手続開始日の時点で履行期が到来している債権者の債権に適用される。

第147条 和議の形式

和議は書面で締結される。

債務者である個人事業者、債務者の代表者又は裁判所任命管財人が債務者を代表して和議に署名する。債権者集会で権限を付与された者が、債権者を代表して和議に署名する。

第三者が和議に参加する場合、その第三者又はその代理人がその第三者の名で和議に署名する。

第148条 和議の内容

和議は、債務者の金銭的債務の額、履行手続及び履行期間に関する条項、並びに（又は）解約料若しくは更改契約の見返りとしての、債務免除による、又は法令が規定するその他の方法による債務者の債務の終了に関する条項を含まなければならない。

和議は、以下の条項を含むことができる。

- －金銭的債務履行の猶予又は分割化
- －債務者の債権の譲渡
- －第三者による債務者の金銭的債務の履行
- －債務減額
- －法令に基づいた義務的支払債務の支払期日及び支払手続の変更
- －法令に違反しない、その他の方法による債権者の債権の満足

和議の締結に関する投票に参加しなかった債権者及び締結に反対した債権者に対する和議の条件は、同じ優先順位を有する債権者で締結に賛成した者より不利益であってはならない。

和議で別段の定めを置く場合を除き、債務者自身の債務の履行の担保として提供された債務者の財産は、担保に付されたまま維持される。

第149条 経済裁判所による和議承認の条件

和議は、本法第134条第1項が定める費用の支払及び債権の満足、並びに給与支払用現金の交付が定められている支払文書に基づいた請求権の弁済後にのみ、経済裁判所が承認することができる。

債務者、外部管財人又は清算管財人は、和議への署名がなされてから5日以内に経済裁判所に対し、和議の承認の申立てをしなければならない。

和議の承認を求める申立てには以下を添付しなければならない。

- －和議本文
- －和議締結の決議をした債権者集会の議事録
- －債務者に対する債権者の債権登録簿
- －本条第1項で特定された、費用の返済及び債務が満足を受けたことを証明する文書
- －和議締結に関する議題の投票に参加しなかった債権者、又は和議締結に反対投票した債権者の異議申立文書
- －法令に基づくその他の文書

経済裁判所は、利害関係者に対し、和議を審理する期日を通知する。通知を受けた者が出席しない場合においても、倒産事件の審理は妨げられない。

第150条 経済裁判所による和議の承認の効果

監視、裁判上の再生支援、外部管財及び清算実施の手続中における、経済裁判所による和議の承認は、倒産事件手続の終了原因となる。

裁判所任命管財人の権限は、経済裁判所により和議が承認された時点で終了する。

法人債務者の外部管財人及び清算管財人は、債務者の代表者が任命(選任)されるまで、引き続き自己の権限を執行する。

和議が承認されたときから、場合に応じて、債務者である個人事業者若しくは債務者の代表者、外部管財人若しくは清算管財人又は第三者は、債権者に対する債務の弁済に着手する。

第151条 経済裁判所による和議の不承認

本法第149条第1項で規定されている費用の支払及び債権を満足させる義務が履行されない場合、経済裁判所は和議を承認しない。

経済裁判所は以下の場合においても和議を承認しない。

- －本法が定める和議締結手続に対する違反の場合
- －和議形態の不遵守の場合
- －第三者の権利を侵害する場合
- －和議の条項が法令と矛盾する場合

和議を不承認に関しては、経済裁判所が決定を発し、この決定に対しては、不服(異議)申立てをすることが可能である。

第152条 和議不承認の効果

経済裁判所が和議不承認決定を発した場合、和議は締結されていないとみなされる。

経済裁判所の和議不承認決定が発せられたことにより、新たな和議の締結が妨げられることはない。

第153条 和議の無効

以下の場合、債務者、債権者、検察官又は自己の権利及び法律上の利益が侵害された者の申立てに基づき、経済裁判所は、和議を無効と認定することができる。

- －和議が、ある債権者にとって特別に有利であり、又はある債権者の権利及び法律上の利益を制限する条項を含んでいる
- －法令が定めるその他の合意無効原因が存在する

第154条 和議の無効認定の効果

和議の無効認定は倒産手続の再開原因となる。倒産手続の再開については、経済裁判所が決定を発し、この決定に対しては、不服（異議）申立てをすることが可能である。

和議の無効が認定される場合、その支払期日の猶予若しくは分割払いの措置又は債務減額がなされた債権については、その満足を受けていない部分につき、復活する。

和議の無効が認定されたことにより、本法第149条第1項で規定された費用の支払及び債権に対する弁済を債務者に返却する必要は生じない。

本条による調整を受けない部分については、法令が定める契約無効と同様の効果が生じる。

和議の無効が認定された場合、経済裁判所は、本法第52条及び第53条の定める手続に従い、債務者の財産による負担で、債務者の倒産事件の再開についての通知を、公共機関誌において公表しなければならない。

本法に違反せず、和議の条項に従って支払がなされた債権者の債権は、弁済されたのみとみなされる。自己にとって特別に有利な、又は他の債権者の権利若しくは法律上の利益を制限する和議の条項に基づいて弁済を受けた債権者は、和議の実行に基づいて受領したもののすべてを返却する義務を負う。このような場合、このような債権は、債権登録簿に再び記載される。

第155条 和議の不履行の効果

債務者が、和議債務を履行しない場合には、債権者は、法令の定める手続に従い、和議が定める金額の債権を訴訟に提起する権利を有する。

新たな倒産手続が開始された場合、締結された和議に関する債権者の債権額は、和議が定める条件によって決定される。

第9章 特定の範疇に入る債務者（法人）の倒産に関する特則

第1節 町形成企業及び類似企業

第156条 町形成企業及び類似企業の和解事件の審理

町形成企業又は類似企業である債務者が金銭的債務に基づいた債権者の債権の弁済及び（又は）義務的支払債務の履行をせず、かつ、そのような債務及び（又は）義務が発生してから6か月以内に履行されない場合には、経済裁判所は、それらの企業の倒産事件を開

始する。ただし、債務者に対する債権額が最低賃金の5,000倍以上であることを条件とする。

町形成企業又は類似企業の倒産事件を審理する際に、国家機関の関連地方機関及び（又は）関連省庁、国家委員会、政府機関、経済管理機関は事件の参加者とみなされる。

企業を町形成企業又は類似企業と定める手続はウズベキスタン共和国の内閣が定める。

第157条 町形成企業又は類似企業の外部管財

町形成企業又は類似企業の外部管財は、債権者集会の決定に基づき、又は当該決定がない場合は、国家機関の地方事務所、省庁、国家委員会、政府機関、経済管理機関が債務者の債務履行のための担保を提供することを条件に、それらの申立てに基づき、経済裁判所を開始することができる。

町形成企業又は類似企業の外部管財計画は、債権者集会に提出される前に国家当局の地方事務所の承認を得なければならず、企業が国家防衛命令を執行している場合は、省庁、国家委員会、政府機関又は経済管理機関が承認しなければならない。

国家当局の地方事務所、省庁、国家委員会、政府機関又は経済管理機関による申立てがあり、それらの機関が債務者の債務履行のために担保（国家保証提供を含む）を提供する場合、裁判上の再生支援が債務者に対して実施されたことがなければ、経済裁判所は債務者につき、裁判上の再生支援実施の決定をすることができる。

第158条 外部管財の延長

町形成企業又は類似企業の外部管財は国家当局の地方事務所による申立てがある場合、経済裁判所が最大1年間まで延長することができる。

町形成企業又は類似企業の事業への投資、労働者の雇用、新しい雇用の創出、及び債務者の支払能力を回復させるための他の方法による当該企業の財務再生計画は、本条第1項で定める期間、外部管財を延長する理由になる。

町形成企業の外部管財期間は国家機関の地方事務所、省庁、国家委員会、政府機関又は経済管理機関の申立てにより、それらの機関が債務者の金銭的債務及び（又は）義務的支払債務の担保を提供できることを条件にして、5年間まで延期することができる。この場合、債務者とその保証者は本条で定める期間内に債権者に対する支払を開始しなければならない。

本条第3項が定める債権の弁済ができない場合は、債務者の倒産認定及び清算手続開始の根拠となる。

第159条 債務者である町形成企業及び類似企業の売却条件

債権者の債権を満足させるため、債務者である町形成企業及び類似企業の集合財産としての売却は外部管財中に実施可能である。町形成企業及び類似企業の売却は、競争買い付け又は競売で実施する。

競争買い付けによる町形成企業の売却の必要的要件は以下のとおりである。

- －町形成企業の売却時に当該企業の被雇用者の70%以上について雇用を維持
- －町形成企業の事業内容が変わる場合、買主は当該企業の従業員に研修を実施するか又は仕事を与えることを義務とする。

治安維持に関わる企業の競争買い付けによる売却の必要的要件は以下のとおりである。

- －国家の治安維持に関わる企業の集合財産及び流動資産は用途に応じて使用されることを保証
- －国家の治安維持に関連した事業の実施に関する契約を債務者が履行し、防衛、治安分野における国家のニーズに対応

自然独占の主体である企業の競争買い付けによる売却の必要的条件は以下のとおりである。

- －自然独占に関する法律の対象である商品の供給契約に基づいて債務者の義務を負うこと、及び顧客が利用できるよう商品（物品、サービス）を製造、販売することを買主が同意
 - －特定の事業に免許が必要な場合、当該事業実施のために買主が免許を取得すること
- 本条第2項ないし第4項で規定されていない競争買い付けの条件は、本法第13条で定められる手続に従い、債権者集会の同意を得て決定される。

町形成企業又は類似企業が競争買い付けで売却されない場合は、競売で売却しなければならない。

国家の治安維持遂行に関わる財産を企業が所有し、その財産の流通が制限されている場合、当該企業の売却は非公開入札で競争買い付けの形態で実施する。法令に従って当該財産に対する所有権又は他の財産権を持つ権限を有する者だけがそのような入札に参加することができる。

国家の治安維持遂行に関わり、かつ流通していない企業の財産は、当該財産の存在について外部管財人が当該財産の所有者に通知した時から遅くとも3か月以内に、当該所有者に引き渡されなければならない。

省庁、国家委員会、政府機関、経済管理機関は、入札の結果記録に署名後1か月以内に、国家治安維持に関わる企業を入札で定められた価格で購入する優先権を有する。

国家機関の地方事務所は、入札結果記録に署名後1か月以内に、自然独占の主体である企業を入札で定められた価格で購入する優先権を有する。

第160条 倒産宣告された町形成企業及び類似企業の財産の売却

倒産宣告された町形成企業及び類似企業の財産を売却する際、清算管財人は最初の入札で企業を集合財産として売却に出す。

町形成企業及び類似企業の財産が集合財産として売却されなかった場合、債務者の財産の売却は本法第111条に従って実施される。

自然独占の主体である企業の財産で商品（物品、サービス）の製造、流通の過程で使用

されるものは、集合財産としてのみ売却に出される。

清算管財人は、自然独占の主体である債務者の企業の商品（物品、サービス）供給の契約履行を終了する場合に国民の生活条件又は当該企業の継続的製造サイクルの維持に支障を来す場合、清算手続中の当該契約の履行を確保しなければならない。

自然独占の主体である債務者企業に関する清算手続は経済裁判所の決定が出され、清算管財人が任命された後6か月以内に完了しなければならない。上記期間満了後に当該企業の財産が売却されずに残った場合、清算管財人は債権者集会の決議を受けて、又は債権者集会が拒否した場合は国家当局の地方機関の決定を受けて、本法第115条で規定されている手続に従って資産を変換し、清算手続を完了する。

第2節 農業企業の倒産

第161条 農業企業の倒産に関する特則

農業企業の倒産手続を開始する前に、法令が定める手続に従い、裁判外の再生支援を適用することができる。

裁判外の再生支援中に、自然災害や他の不可抗力により農業企業の生産量が減少し、財務状況が悪化した場合、裁判外の再生支援期間は12か月間延長することができる。

倒産事件の審理中、国家機関の地方事務所は、倒産事件の参加者とみなすことができる。

第162条 農業企業の監視、裁判手続による再生支援及び外部管理に関する特則

企業の監視、裁判上の再生支援及び外部管財は農産物の販売（生産、加工）に必要な期間を考慮に入れ、農作業終了までの期間導入される。監視期間は3か月を超えてはならず、裁判上の再生支援及び外部管財期間は本法第91条第3項で規定されている期間を超えてはならない。

裁判上の再生支援期間又は外部管財期間中に、自然災害や不可抗力により企業の生産量が減少するか財務状況が悪化した場合、裁判上の再生支援期間又は外部管財期間は12か月まで延長できる。

本法第86条に基づいた裁判上の再生支援の期間前の終了は、農作業の完了及び農産物の販売に必要な期間を考慮して実施する。

第163条 農業企業の財産及び財産権売却（譲渡）に関する特則

債務者の財産を売却（譲渡）する際に、裁判所任命管財人及び債務者の代表者は農業企業を集合財産として最初の入札で売り出す。

債務者の財産の購入優先権及び土地区画所有権の優先権は、農作物の生産に従事し、債務者の土地区画に直接隣接した土地区画を持つ者が有する。当該財産の売却（譲渡）の際、裁判所任命管財人及び債務者の代表者は当該財産の調査、財産権の価値の査定を実施し、当該財産を査定価格で売却にする。

本条第2項に掲げる者が農業企業の財産及び財産権を購入する意思を通知しない場合、

裁判所任命管財人又は債務者の代表者は、本法に基づき企業を売却する。

農業企業が倒産の結果清算された場合、当該企業に提供された土地区画は、法令の定める手続に従い、他の者に譲渡又は移転される。

第3節 銀行の倒産

第164条 銀行の倒産認定の原因

銀行の倒産認定申立ては、当該銀行の活動許可を中央銀行が取り消した後に経済裁判所に提出し、審理される。

第165条 (銀行の) 倒産事件審理の特則

債務者である銀行の債務弁済不能の結果生じる関係及び銀行の倒産事件審理の特則は、法令が定める手続に従い、調整される。

銀行については外部管財は導入されない。

本法第36条が定める者以外に、ウズベキスタン中央銀行及び市民銀行預金保険基金が事件に参加する。

第4節 保健機関（保険者）の倒産

第166条 保険機関の倒産事件審理

債務者である保険機関の倒産事件審理の際に、本法第36条が定める者以外に、保険活動の監督に関する国家機関が経済裁判所での審理に参加する。

第167条 保険機関の集合財産の売却

保険機関の集合財産の売却は、本法第110条に基づき、外部管財の過程において実施できる。

保険機関のみが、保険機関の集合財産の買手になり得る。

外部管財中に保険機関の集合財産を売却する際、保険機関の財産売却以前に保険金支払事由が発生しなかった場合、その保険契約に基づく権利及び義務はすべて買主に移転する。

清算手続実施中に、債務者である保険機関の倒産認定日以前に保険金支払事由が発生しなかった場合、当該保険契約の権利及び義務の移転につき買主が同意する場合のみ、保険機関の集合財産は売却することができる。

第168条 保険機関が倒産した場合における保険者（受取人）の債権

経済裁判所が保険機関の倒産認定及び清算手続開始の判決を出した場合、当該機関を保険会社として締結された契約はすべて、当該契約に基づいて保険金支払事由が経済裁判所の決定以前に発生しなかった場合、本法第167条第3項及び第4項が定める場合を除き、終了する。

法令が別途定める場合を除き、保険者（受取人）は、本条第1項が定める理由により終

了した保険の契約に基づき、契約の有効期間と保険が掛けられた期間の差異に比例して保険会社に支払われた保険料一部の返還を請求する権利を有する。

保険機関の倒産認定及び清算手続開始に関する経済裁判所の判決以前に保険金支払事由が発生した場合、その保険契約に基づき、保険者（受取人）は清算管財人に対し、保険金支払を請求する権利を有する。

第169条 保険者の債権の弁済

経済裁判所が保険機関の倒産認定及び清算手続の開始判決を下した場合、債権者の債権は、以下の優先順位で弁済されなければならない。

- －第1優先順位：強制生命保険契約に基づいた債権者の債権
- －第2優先順位：他の強制保険契約に基づいた債権者の債権
- －第3優先順位：他の保険会社の債権
- －第4優先順位：義務的支払債務を定める支払文書（執行証書）に基づく債権

上記債権全額の弁済後、社会保険に関連した債権及び刑事犯罪及び行政法規違反行為の結果、財産に及んだ損害に関する市民間の賠償請求権が弁済を受ける。

第5優先順位として他の債権者の債権が弁済される。

第5節 証券取引に業として参加する者の倒産

第170条 証券取引に業として参加する者の倒産の特則

経済裁判所の審理に参加する企業（自然人）として、本法第36条で定められている者以外に、証券市場の機能を調整、監督する権限を付与された国家機関が、証券取引に業として参加する法人又は自然人の倒産事件への参加者とみなされる。

本法が定めていない、証券取引に業として参加する者の倒産手続の特則並びに当該者の顧客の権利及び利益の保護のための手段は、法令により定めることができる。

証券取引に業として参加する者の倒産予防手続及び支払能力回復のための裁判外の再生支援実施については、本法が定める。

第171条 裁判所任命管財人の要件

証券取引に業として参加する者の倒産事件に関する裁判所任命管財人は、裁判管財人として役割を果たすため認証されなければならない、証券市場の機能を調整、監督する権限を付与された国家機関から認可されなければならない。

第172条 証券取引に業として参加する者の取引締結に対する制限

証券取引に業として参加する者の取引締結に対する制限は、当該者の倒産手続中に課されるものであるが、倒産事件開始後、顧客からの委任を受けて実行する、証券市場における顧客の証券の取引には及ばない。

第173条 監視、外部管理及び清算手続に関する特則

監視導入時から一時管財人は任命後10日以内に、証券取引に業として参加する者である債務者に自らの証券を渡した証券市場の投資家に対し、倒産事件の開始と一時管財人の任命について通知を送付する義務を負う。証券取引に業として参加する者が保管する、顧客の証券及びその他の財産は、倒産財団に組み込んではない。

外部管財又は清算手続の導入時に、外部管財人又は清算管財人と顧客との間の合意が別段の内容を定める場合を除き、顧客の残りの証券は当該顧客に返却される。

同一種類の証券（同じ発行人、分類、種類、番号）の返却に関する顧客の請求が証券取引に業として参加する者が保有する証券数を超える場合、顧客に対する証券の返却は顧客の債権に比例して行われる。弁済されなかった顧客の債権は金銭的債権とみなされ、本法第7章が定める手続に基づき弁済（返済）される。

証券取引に業として参加する者の外部管財中に、外部管財人は顧客の同意を得て、また、顧客のために、債務者に渡された顧客の証券を、その管理のため証券取引に業として参加する別の者に移管する権限を有する。

第10章 個人事業者の倒産

第174条 個人事業者の倒産に関する調整

本章に別段の定めがある場合を除き、第1章ないし第3章において定められた規則は、個人事業者の倒産関係にも適用される。

第175条 個人事業者の倒産認定に関する申立て

個人事業者の倒産認定に関する申立ては、当該企業家、債権者、検察官、国家税務当局及び他の当局が経済裁判所に提出することができる。

債権者は自然人の倒産認定を申し立てる権利を有する。ただし、生命、身体に加えられた損害の賠償請求権、扶養請求権、その他の個人的債権を有する債権者は除く。

個人事業者の倒産認定を実施する際、債権者は生命、身体に加えられた損害の賠償請求権、扶養請求権及び他の個人的債権を申し立てる権利を有する。倒産手続適用時に申し立てられなかった当該債権者の債権は、個人事業者の倒産手続完了後も引き続き有効である。

第176条 債務の返済計画

債務の返済計画は個人事業者に関する申立書に添付し、写しを債権者及び事件に参加するその他の者に送付する。

債権者の異議申立てがなければ、経済裁判所は債務の返済計画を承認することができ、これは倒産手続を最大2か月間停止する根拠となる。

債務の返済計画は以下の事項を含まなければならない。

- －実施期間
- －債務者、その家族のために残される生活費月額

－債権者の債権への支払のために充てられる金銭の月額

経済裁判所は倒産事件の参加者の申立てにより、実施期間の延長、短縮、及び債務者、その家族のために残される生活費月額の増額、減額など、債務返済計画を変更する権限を有する。

債務者の債務返済計画実施により債権者の債権が全額返済された場合、倒産手続は終了する。

第177条 倒産財団に含まれない個人事業者の財産

法令に基づいて、個人事業者の財産に対して債権の申立てができない場合、当該財産は倒産財団に含まれない。

経済裁判所は、債務者又は倒産事件のその他参加者の申立てにより、法令に基づいて、個人事業者が債権を有するが、その債権が売買できない場合、又は売却売上金が債権者の債権弁済に実質的な影響を与えない場合、当該財産及び売上金は倒産財団に含めないと定める権限を有する。

本条第2項の規定により倒産財団に含まれない個人事業者の財産の合計額は最低賃金の50倍を超えてはならない。そのような財産の一覧は経済裁判所が決定を發して承認する。

第178条 個人事業者による法律行為の無効

債務者の倒産認定に関する申立てが経済裁判所に提出された後に行われた、利害関係人（企業）への個人事業者の財産譲渡又は他の方法による財産移行に関連した法律行為は無効である。

経済裁判所は、債権者の請求により、取引の主体である個人事業者の法律行為の無効を認定する場合、契約の目的物で個人事業者である債務者の財産を構成すると判明したものの返還、又は利害関係人のところに存在する関係財産に対する差押えの形で、債務者の法律行為の無効認定の効果を援用する。

第179条 個人事業者の倒産事件の経済裁判所による審理

経済裁判所は、個人事業者の倒産認定に関する申立てを受理すると同時に、本法に基づいて債権を申し立てることができない対象財産を除き、その個人事業者の財産を差し押さえる。個人事業者の申立てに基づき、経済裁判所は、個人事業者が金銭的債務の履行のために、第三者による十分な根拠のある保証、又は他の担保を提供できる場合、個人事業者の財産（財産の一部）の差押えを解除することができる。

個人事業者の申立てに基づき、経済裁判所は、個人事業者による、債権者への支払又は和議合意への到達のため、倒産事件の審理を最大1か月間延期することができる。

個人事業者の相続財産発覚に関する情報がある場合、経済裁判所は法令が定める手続に基づいて相続財産に関する問題が解決するまで、債務者の倒産認定手続を停止する権限を有する。

本条第2項が定める期間内に自然人が債権者の債権弁済に関する証拠を提出しなかった場合及び規定期間内に和議が成立しなかった場合、経済裁判所は個人事業者の倒産認定と清算手続開始の判決を下す。

第180条 個人事業者の倒産を認定した場合の効果

経済裁判所が個人事業者の倒産認定及び清算手続開始の判決を下した時点から、

- －債務者の金銭的債務は履行期が到来したとみなされる
- －債務者の債務すべてにつき、違約金（罰金、遅延損害金）及びその他の経済的制裁の発生は停止する
- －執行証書に基づく債務者からの回収は、扶養請求権及び生命・身体に対する損害に関する賠償請求権に基づくものを除きすべて停止される

経済裁判所は、倒産認定及び清算手続の開始の判決について、2か月以内の期間で定めた債権届出期間とともに、判明している債権者全員に送付する。このような判決の経済裁判所による送付は債務者である個人事業者の負担で実施する。

経済裁判所が個人事業者の債務者につき倒産認定の判決を下した時点から、その個人事業者の国家登録及び活動実施許可は、無効となる。

経済裁判所は、個人事業者の登録をした当局及び許可機関に対し、当該事業者の倒産認定判決の写しを送付する。

第181条 経済裁判所の判決の執行

債務者の財産売却のため、債務者の倒産認定及び清算手続開始に関する経済裁判所の判決及び債務者の財産に対する執行を請求する一覧表が裁判所執行官に送付される。債務者である個人事業者の財産は、本法に基づき倒産財団に含まれない財産を除き、すべて売却されなければならない。

個人事業者の債務者の不動産及び高価値な動産を継続的に管理することが必要な場合、経済裁判所は当該目的のために清算管財人を任命し、その報酬額を定める。この場合、債務者である個人事業者の財産は清算管財人が売却する。

債務者の財産の売却による売上金及び現有の現金は、債務者である個人事業者の倒産認定をした経済裁判所の口座に預けられる。

第182条 債権者の債権の審理

経済裁判所は本法第180条第2項が規定する期限内に債権者が届け出た債権を審理する。審理の結果に基づき、経済裁判所は、審理の結果に基づき債権者の債権弁済手続及び弁済額に関して決定を出す。

第183条 債権者の債権を満足させる手続

倒産事件の審理及び債務者の倒産認定判決の執行に関連した費用は、債権者の債権弁済

前に、経済裁判所の口座に預けられた金銭から抛出される。生命・身体に対する損害に関する賠償請求権も同様である。

債権者の債権は以下の優先順位で弁済される。

－まず第1に、義務的支払請求権、扶養請求権、労働契約に基づいた被雇用者の有する支払債権及び著作契約に基づく報酬債権

－第1番目の弁済優先順位が与えられるのは、強制的支払請求権、扶養請求権、給与債権、著作者契約に基づく報酬債権

－第2番目の弁済優先順位が与えられるのは、債務者の財産の担保が付されている金銭的債権

－第3番目の弁済優先順位が与えられるのはその他の債権者の債権

各優先順位の債権はその前の優先順位の債権が完済された後、弁済される。

経済裁判所の口座の金銭が十分でない場合、それは債権額に比例して各優先順位の債権者に分配される。

第184条 債務者である個人事業者の免責

倒産認定された個人事業者は、債権者に対する支払の後、当該倒産認定の手続中に届け出られた債権の履行を免除される。ただし、本条第2項で規定される債権を除く。

生命・身体への損害に対する賠償請求権、扶養請求権及び個人事業者の倒産認定に関する経済裁判所の判決執行中に弁済されなかったその他の個人的（非営業）債権は、当該個人の倒産認定の手続中に部分的に弁済されたもの、又は申し立てられなかったものも含め、有効であり、当該倒産手続終了後に全額、又は弁済されていない部分について訴訟提起することができる。

債務者の財産の隠匿、又は第三者への財産の不法な移転に関連した事実が判明した場合、債権が倒産手続中に弁済されなかった債権者は、当該財産から弁済を受ける請求権を有する。

第11章 簡易倒産手続

第1節 清算中の債務者の倒産に関する特則

第185条 清算中の債務者の倒産

ある法人に対し、その財務的経済的活動の不履行又は法律が定める期限内に定められた資金を創出できなかったことに関連して清算の決定が下され、当該法人の財産の価値が債権者の債権額に満たない場合には、当該法人は本法の定める手続に従い清算される。

本条第1項の定める状況が明らかになった場合、清算委員会（清算人）は、経済裁判所に対し債務者の倒産認定を申し立てるか、又は国家税務当局に対し、法令に従った適切な対策を講じる旨の申立てを行わなければならない。

第186条 清算中の債務者の倒産事件審理に関する特則

経済裁判所は、清算された債務者の倒産を宣告し清算手続を開始する判決において、清算管財人を任命する。

債権者は、清算された債務者の倒産認定に関する情報公開から1か月以内に、当該債務者に対する債権を届け出る権利を有する。

第187条 倒産中における債務者の清算否認の効果

本法第185条第2項の定める申立てが満たされない場合には、当該法人の清算に関して法人の国家登録に記録することを拒否する理由となる。

本法第185条第2項の義務を怠った清算委員会委員長又は清算人は、清算中の法人が負う未弁済の金銭債務及び強制的支払義務に関し、補充的責任を負う。

第2節 所在不明の債務者の倒産

第188条 所在不明の債務者の倒産認定申立てに関する特則

活動を終了した債務者の個人事業者、又は清算された法人の代表者が行方不明で、その所在を確認できない場合、債務者の倒産認定に関する申立ては、債権額に関わらず、債権者、倒産事件に関する国家機関、国家税務当局、他の当局、及び検察官が申し立てることができる。

第189条 所在不明の債務者の倒産事件審理

経済裁判所は、債務者の倒産認定に関する手続の申立てを受理して2週間以内に、所在不明の債務者を倒産認定し、清算手続を開始する判決を下す。

監視、裁判上の再生支援及び外部管財手続は、所在不明の債務者の倒産事件には適用されない。

経済裁判所の決定は倒産事件に関する国家機関に送付され、国家機関は当該決定を受理してから1週間以内に、清算管財人の候補者を経済裁判所に推薦する。経済裁判所は倒産事件に関する国家機関の職員から清算管財人を任命することができる。

清算管財人は、判明している債権者全員に債務者の倒産について書面で通知する。債権者は当該通知を受理した日から1か月の期間に、清算管財人に自己の債権を届け出ることができる。

清算管財人が債務者の財産を発見した場合、経済裁判所は、清算管財人の申立てに基づき、簡易倒産手続を終了し、本法が定める一般の倒産手続に移行する決定を出すことができる。

第12章 最終章

第190条 倒産につながる違法行為

倒産につながる違法行為とは、債務者若しくは債権者に損害を及ぼす、担当公務員、債務者の財産の所有者、債権者又はその他の者の意図的な侵害行為と理解される。

以下の行為も違法行為とみなされる。

- －債務者の全財産，又は部分的財産及びその債務の隠匿
- －債務者の経済活動実施に関連した記録保存文書の隠匿，破壊，偽造
- －隠匿のための他の法人又は自然人への財産の移転
- －会計書類への必要事項の不記載
- －債務者が分割払購入し，支払が完了していない財産のすべて，又はその一部の売却，破棄，担保としての提供
- －当局者，債務者の財産の所有者又は第三者の個人的利益のために債務者の支払能力を悪化させること
- －清算財産の回復不可能な流用
- －債権者を欺き，債務の減額，支払期間の猶予を得るために，債務者の倒産状態に関し虚偽の供述をすること
- －債権者に損害を与える目的で，意図的に別の方法で倒産に及ぶこと
- －他の債権者に損害を与えるため，ある債権者の債権を優先的に弁済すること，また，そのような弁済に同意すること
- －金銭債務及び（又は）義務的債務の執行を回避する目的での債務者の故意による自主的閉鎖

第191条 紛争解決

倒産中に生じた紛争は，法令により規定される手続に従って解決される。

第192条 倒産関係法規違反の責任

倒産法の違反者は，規定された責任を負う。



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

ハノイ名物：ブン・チャー（BUN CHA）

ハノイを訪れたことのある方なら先刻ご承知でしょうが、手軽に、安く、しかも誰でも美味しく食べられるハノイ料理と言えば、「ブン・チャー」でしょう。街の中心部を歩いていても、そこかしこに屋台や屋台に毛が生えたような店が出ていて、安いところだと日本円にして70円くらいから楽しめます。「ブン・チャー」とは、「ブン」と呼ばれる米から作った柔らかい細麺を、炭火で焼いた香ばしい豚肉やつくねのようなもの、そして小さく切った青いパイヤを入れた、やや甘辛いおつゆに付けながら食べる「つけ麺」のような料理で、これに熱々のハノイ風の揚げ春巻（大きめに揚げて斜めに切ったもの）と、香草の混じった生野菜が付きます。喧噪の谷間で、地べたに限りなく近い、浴室の腰掛けのようなプラスチックのいすに座り、おばちゃんがニタッと笑みながら出してくれる揚げたての春巻付きの「ブン・チャー」を食べるのは、他では味わえない楽しみのひとつです。

（国際協力部教官・JICA ベトナム長期専門家 森永 太郎）

～ 国際研修 ～

第6回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）報告 — 日韓両国における登記業務電算化の状況について —

国際協力部教官 伊藤 隆

2004年6月15日から同月23日までの間、韓国ソウル市近郊の大法院法院公務員教育院において、第6回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）が実施された（研修実施要綱、研修日程及び研修員名簿については、本誌101頁以下参照。）¹

この研修は、日本の法務省・各法務局及び最高裁判所・下級裁判所に勤務する職員並びに韓国の大法院・各級法院に勤務する職員（日韓それぞれ5名ずつ）が、所掌業務に関する制度上及び実務上の問題点について、相互に意見を交換して検討し、双方の職員の資質の向上を図り、両国の制度の発展と実務の改善に寄与させるとともに、両国間におけるパートナーシップを醸成しようとするものであり、1999年から毎年1回開催され、本年度で第6回目を迎えるものである。²

本研修のテーマについては、本研修開始当初は不動産登記制度のみを対象としていたが、その後、順次テーマを拡大し、今回の研修においては、「不動産登記制度、商業登記制度及びこれらに関連する不動産執行制度をめぐる実務上の諸問題」をテーマとして実施している。

具体的な研修の内容は、講義、実務研究及び見学から構成されているが、本研修の中心である実務研究は、日韓両国の各研修員が日頃の実務において問題意識を持っている事項や改善すべきである点について実務研究課題を提起し、それについて両国研修員全員で協議し、その結果を発表することにより、共通の問題意識を持った両国研修員が相互に啓発し合うというものであり、比較研究あるいは共同研究という色彩を持つものといえる。

また、本研修の特徴としては、「日本セッション」と「韓国セッション」という2つのセッションから構成されていることであり、両国の研修員が互いに相手国に渡り、研修が実施されることが挙げられる。研修員は相手国を直接訪れることで、わずかな期間ではあるが、相手国の社会・文化に直接触れることができ、そこから互いの国の法制度の背景を学び取るきっかけを得ることができるほか、両国の研修員同士が共同生活を送ることにより、言語や文

¹ 本研修は、日本の法務省法務総合研究所国際協力部・財団法人国際民商事法センターと韓国の大法院法院公務員教育院の共同企画により実施されている。なお、本研修の日本セッションは、2004年10月19日から同月26日まで、東京において実施された。

² 日本では、登記事務は行政機関である法務省（具体的には、法務省民事局）が所管しているが、韓国では、司法機関である大法院が所管している（韓国法院組織法第2条第3項）。そして、具体的には、大法院の組織である法院行政處が登記事務を所管することとされ（韓国法院組織法第19条第2項）、実際の登記事務処理については、地方法院並びに地方法院の事務の一部を処理させるためその管轄区域内の置かれた地方法院支院及び登記所が取り扱うこととされている（韓国不動産登記法第7条第1項、韓国非訟事件手続法第60条第1項）。

化の垣根を越えた信頼関係をはぐくむことができるのであり、近年、ますます交流の度合いを深めている韓国との間にこのような関係を築いていくことは、これからの日本にとって大変重要な意味を持つものといえよう。

ところで、今回の研修で最も議論が活発に行われた問題は、登記業務の電算化をめぐるものであった。今回の研修の韓国セッションにおいて、研修員から提出された実務研究課題全5題中2題が登記業務の電算化に関係するものであったこともそのことを象徴しているといえよう。筆者も、今回の研修において、韓国における登記業務電算化の進捗状況を知る機会に恵まれたことから、本稿においては、日韓両国における登記業務電算化の状況について紹介することとしたい。

日韓両国とも、最近の登記業務の電算化をめぐる動きには、著しいものがある。

すなわち、日本では、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に基づき内閣に設置された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）が決定した「e-Japan」戦略（2001年1月）において、我が国が「5年以内に世界最先端のIT国家になること」を目標として、電子政府の実現を国家政策として推進することとしており、その一環として、法務省としても、登記申請手続のオンライン化を始めとする各種施策の推進を図ってきたところである。

そして、登記業務については、商業法人登記のオンライン申請を可能とする「商業登記規則等の一部を改正する省令」（平成16年法務省令第22号）が平成16年3月29日に公布、同年6月21日から施行され、商業法人登記のオンライン申請制度の運用が実際に開始されており³、また、不動産登記のオンライン申請を可能とするため、旧「不動産登記法」（明治32年法律第24号）を全面改正した新「不動産登記法」（平成16年法律第123号）が同年6月18日に公布、翌年3月7日から施行⁴されることになり、近々に不動産登記のオンライン申請制度の運用が開始されるという局面を迎えている。

一方、韓国における登記業務の電算化の進展にも目をみはるべきものがある。

大法院は、1994年4月から2002年9月までの間、「登記業務第1次電算化事業」を推進して、全国213の登記所の登記簿の電算化を完了し、インターネットによる登記簿閲覧システムを開発するなどして、全国にわたる不動産及び法人登記電算化システムを構築した。この「登記業務第1次電算化事業」を達成した大法院は、新たに、2003年9月から2007年8月までの間に「登記業務第2次電算化事業」を実施し、次の段階に踏み出そうとしている。

よく知られているとおり、韓国は世界屈指のIT先進国である。2003年6月現在、韓国

³ 2004年6月21日から、東京法務局中野出張所及び千葉地方法務局市川支局で、2004年11月22日から、札幌法務局本局、仙台北法務局本局、東京法務局本局、東京法務局港出張所、さいたま地方法務局本局、千葉地方法務局本局、横浜地方法務局本局、名古屋法務局本局、大阪法務局本局、京都地方法務局本局、神戸地方法務局本局、広島法務局本局、高松法務局本局及び福岡法務局本局で運用が開始されている。

⁴ 新「不動産登記法」（平成16年法律第123号）の施行日については、附則第1条本文において、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とされていたところ、平成16年12月1日に「不動産登記法の施行期日を定める政令」（平成16年政令第378号）が公布され、施行日は平成17年3月7日と定められた。

のインターネット利用者数は、約2,861万人、普及率は64.1%で、3人に2人はインターネットを利用していることになる（日本の普及率は54.5%）。このような恵まれたインターネット環境の普及状況にかんがみ、「登記業務第2次電算化事業」では、インターネットを利用した登記申請（オンライン登記申請）と登記簿謄本の発給の実現をその主眼としている。

まず、オンライン登記申請についてであるが、韓国においては、現在、不動産登記、商業登記双方につき、これを可能にするための法制度の整備を進めているところである。

そして、不動産登記については、不動産登記法の一部改正法案を早期に成立させ、2005年9月からオンライン申請を開始したいということである。

なお、日本の場合、不動産登記のオンライン申請について、オンライン申請が可能となる登記の種類については、特に段階を設けずに一斉に実施する予定であるが、本研修中に韓国側研修員に確認したところによれば、韓国の場合は、まず、差押えの登記などの嘱託登記あるいは所有権移転登記など一部の登記の種類について、先行してオンライン申請を開始することを検討しているということであった。特に、嘱託登記について先行してオンライン登記を実施しようとしているのは、韓国の場合、不動産登記事務も不動産執行事務も同じ組織である地方法院が取り扱っており、双方の事務の連携が図りやすいという事情が考慮されたものと思われる。

また、商業登記については、現在、韓国における商業登記手続は、かつての日本がそうであったように、非訟事件手続法中に規定されている⁵が、現在の商業登記手続自体に見直すべき部分が多いことをも踏まえ、非訟事件手続法から商業登記手続についての部分を分離独立させて、新たに商業登記法を制定しようとしている。大法院は、この商業登記法の成立を早期に実現させたい考えである（なお、実際に法案を国会に提出するのは、行政機関である法務部となる。）が、同法案中には、日本の商業登記法と同様に商業登記に基づく電子認証制度が設けられる予定であるところ、これに反対する意見があり、現在、同法案の内容につき関係各機関と調整中ということであった。

次に、インターネットを利用した登記簿謄本の発給に関して、不動産登記簿については既に2004年3月から運用が開始されており、今回の研修で韓国側からその話を聞いた時は、韓国における登記業務電算化の進捗の速さを最も肌で感じた瞬間でもあった。これにより、韓国においては、自宅のパソコンから大法院の登記インターネットサービス（<https://registry.scourt.go.kr>）にアクセスし、自宅のプリンタを用いることにより登記簿謄本の発給を受けることができる（なお、登記簿謄本を印刷する用紙については、特殊な用紙を

⁵ 日本においても、戦前は、現在の韓国と同様に裁判所が商業登記事務を取り扱っており、商業登記手続は、裁判所で取り扱う事件のうちの訴訟事件でないもの、すなわち、非訟事件に属すべきものとして非訟事件手続法の中に規定されていた。しかし、戦後、裁判所に代わって法務省が商業登記事務を所管することとされたため、法体系上、裁判所が登記の嘱託をすべき場合等特殊なものを除き、商業登記手続に関する規定を同法の中から分離独立して定める必要があったことや、そもそも非訟事件手続法中の商業登記手続についての規定にも不備な点があり、その後の登記事件数の増加や商業登記に対する社会の需要に対応できない面が出てきたため、新たに商業登記法が制定されることになった。同法案は昭和38年3月に国会に提出され、同年7月4日に成立、同月9日に法律第125号として公布され、翌年4月1日から施行された。

用いる必要はなく、市販されている通常の用紙で足りる。) ことになり、申請人にとっての利便性は極めて向上するものと考えられ、また登記事務に携わる職員にとっても事務負担の軽減につながるようになる。

このインターネット発行サービスにより発給を受けた登記簿謄本については、複写防止対策及び偽造・変造対策が施されている。複写防止対策としては、登記簿謄本の右側下端(資料2の【インターネット発行サービスにより発行された不動産登記簿謄本のサンプル】(本誌113頁参照)中のAの部分)に複写防止のマーク(「인터넷발급」〈インターネット発給〉という文字のイメージ)が出力され、当該登記簿謄本を複写するとその複写防止マークが消えるか又はその部分に「写本」という文字が現れるようになっており、登記簿謄本と写本の区別ができる対策が施されている。また、偽造・変造対策としては、①大法院のウェブサイト(<https://registry.scourt.go.kr>)上で登記簿謄本の下端の発給確認番号(資料2の【インターネット発行サービスにより発行された不動産登記簿謄本のサンプル】中のBの部分)を入力すると、画面に真正な登記簿の内容が現れるようになっており、提出を受けた登記簿謄本の内容と発給確認番号の入力によって画面を通じて見られる登記簿謄本の内容(真正な登記簿の内容)を比較することにより、当該登記簿謄本の偽造・変造の有無を確認できるほか、②登記簿謄本の下端(資料2の【インターネット発行サービスにより発行された不動産登記簿謄本のサンプル】中のCの部分)の2Dバーコード(2次元バーコード:登記簿謄本の内容及び検出コードが含まれている。)部分をスキャニングすると、画面に真正な登記簿の内容が現れるようになっており、提出を受けた登記簿謄本の内容とスキャニングによって画面を通じて見られる登記簿謄本の内容(真正な登記簿の内容)を比較することにより、当該登記簿謄本の偽造・変造の有無を確認できる対策が施されている。

また、インターネットを利用した商業登記簿謄本の発給についても、2004年9月から運用が開始されているということである。

ちなみに、韓国においては、このようなインターネットを利用した証明書発行システムについては、この大法院の登記インターネットサービスの外に、行政自治部の大韓民国電子政府(<http://www.egov.go.kr>)から住民登録票謄本、土地・林野台帳謄本、建築物台帳謄本など8種、大学から卒業証明書、成績証明書など(以上は有料)、また、国税庁関係のホームタックスサービス(<http://www.hometax.go.kr>)から事業者登録証明、納税証明、所得金額証明など6種(無料)についても実施されているということである。

ここで、現在までの主な日韓両国の登記業務の電算化の進捗状況を簡単にまとめると、次のとおりである。

【日本における登記業務電算化の進捗状況】

[不動産登記]

- | | | |
|-------|----|---|
| 1983年 | 1月 | 東京法務局板橋出張所で不動産登記事務電算化の実験システム(パイロット・システム)稼働開始 |
| 1985年 | 7月 | 「電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置に関する法律」及び「登記特別会計法」施行。登記特別会計が設置さ |

れ、登記電算化のための財源措置が整う。

- | | | |
|-------|-----|--|
| 1988年 | 5月 | 登記事務の電算化処理の特例を定めることを主な内容とする「不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律」成立 |
| 1988年 | 10月 | 東京法務局板橋出張所で不動産登記事務の電算化開始 |
| 2000年 | 6月 | コンピュータ庁において他のコンピュータ庁の登記事項証明書の発行を行う「登記情報交換システム」稼動開始 |
| 2000年 | 9月 | インターネットを介して利用者が自宅や事務所のパソコンから登記情報を確認することができる「登記情報提供システム」稼動開始（商業法人登記についても、同時に稼動） |
| 2004年 | 6月 | インターネットによる登記申請を可能にするための改正不動産登記法成立（2005年3月から施行） |

なお、2004年3月現在、全国の不動産登記の総筆個数（約2億7000万筆個）のうち、約70%について電算化が完了している。⁶

〔商業登記〕

- | | | |
|-------|-----|-------------------------|
| 1990年 | 6月 | 東京法務局墨田出張所で商業登記事務の電算化開始 |
| 2000年 | 9月 | 登記情報交換システム稼動開始 |
| 2000年 | 10月 | 商業登記に基づく電子認証制度発足 |
| 2004年 | 6月 | インターネットによる登記申請制度開始 |

なお、2004年3月現在、全国の法人数（約350万法人）のうち、約79%の登記簿について電算化が完了している。⁷

【韓国における登記業務電算化の進捗状況】

〔不動産登記〕

- | | | |
|-------|-----|---------------------------------------|
| 1989年 | 6月 | 不動産登記業務電算化方針決定 |
| 1993年 | 6月 | 不動産登記業務電算化事業の効率的な推進を図るための登記特別会計法制定、公布 |
| 1994年 | 5月 | 不動産登記電算システム開発に着手 |
| 1998年 | 3月 | 試験システムを全国7つのモデル登記所に設置、運営 |
| 1998年 | 10月 | 全国7つの登記所で対国民サービス開始 |
| 2002年 | 1月 | 不動産登記インターネット閲覧システム開始 |
| 2002年 | 9月 | 全国の登記所における不動産登記簿電算化完了 |
| 2004年 | 3月 | 不動産登記簿謄本インターネット発給サービス開始 |

〔商業登記〕

- | | | |
|-------|----|-----------------------|
| 1993年 | 3月 | 商業登記業務電算システム開発開始 |
| 1995年 | 1月 | ソウル商業登記所で商業登記事務の電算化開始 |
| 2000年 | 9月 | 全国の登記所における商業登記簿電算化完了 |

⁶ 法曹時報第56巻第7号28頁参照

⁷ 同上

2001年 2月 商業登記インターネット閲覧システム開始
2004年 9月 商業登記簿謄本インターネット発給サービス開始

このように、日韓両国の登記業務の電算化状況を比較してみると、日本においては、韓国より先に登記簿電算化作業を開始したもののその作業はまだ完了していないが、インターネットによる登記申請については、法制面の整備については終了し、商業法人登記については実際に運用が開始されているという状況にある。

一方、韓国においては、登記簿電算化作業は終了しており、また、登記簿謄本インターネット発給システムが既に稼働しているほか、よく知られているように、登記所、地下鉄の駅、市役所や弁護士会館などに登記簿謄本無人発給機が設置されている一方、インターネットによる登記申請については、まだ法制面での整備がされていないという状況にある。

このように、登記業務の電算化については、日韓両国においてそれぞれ進んでいる分野とそうでない分野があるところ、本研修のような場合は、互いの国の進んでいる分野についての情報を得る絶好の機会であるといえよう。今回の研修においても、韓国側は、日本の新不動産登記法の内容やインターネットによる登記申請の運用について極めて強い関心を持っており、どのような情報でも漏らさず取得し、自国の制度に反映していこうとする姿勢がうかがえた。一方、日本側も、韓国において登記簿電算化作業を早期に終了することができたポイント、登記簿謄本無人発給機の利用の実情、そしてインターネットによる登記簿謄本発給システムなどについて強い関心を寄せており、韓国側に対して多数の質問を浴びせていたことが印象的であった。

現在、日韓両国の登記業務とも、国民に対して、より質の高いサービスを提供することを目標としているが、今回の研修においては、より良い制度の構築を目指して日韓両国間において更なる交流を図っていくことが重要であることを改めて認識した次第であり、これからの韓国の登記業務電算化の状況や推移に注目していきたい。

以下に、資料1（本誌104頁以下参照）として、韓国における今後の登記業務電算化の方針について2004年3月3日付けで韓国大法院法院行政處が作成した「登記業務電算化事業の概要とインターネット発行サービスの主な内容」⁸、資料2（本誌111頁以下参照）として、韓国において実施されている不動産登記簿謄本のインターネット発行サービスについて韓国大法院が作成した広報資料「不動産登記簿謄本のインターネット発行サービスの施行案内」⁹、資料3（本誌114頁以下参照）として、今回の研修の韓国セッションにおいて日本側研修員が提出した実務研究課題について各研修員が作成した実務研究課題報告書を掲載するので、日韓両国における登記業務電算化状況の理解の一助となれば幸いである。

なお、本稿の作成に当たっては、今回の研修の韓国側研修員である韓国大法院法院行政處

⁸ 本資料については、今回の研修中に韓国側研修員から入手した資料を当部の責任において和訳したものである。

⁹ 本資料については、今回の研修中に韓国側研修員から入手した資料に、説明の便宜のため筆者がインターネット発行サービスにより発行された不動産登記簿登録簿のサンプル等を加えた上で、当部の責任において和訳したものである。

不動産登記課の李在奭法院事務官から、様々な貴重な資料や情報の提供をいただいた。この場を借りて深く感謝申し上げたい。



第6回日韓パートナーシップ研修実施要綱

平成16年1月26日

法総研国際協力部

目的

日本の法務省・各法務局及び最高裁判所・下級裁判所に勤務する職員並びに韓国の大法院・各級法院に勤務する職員が、所掌業務に関する制度上及び実務上の問題点について、相互に意見を交換して検討し、双方の職員の資質の向上を図り、両国の制度の発展と実務の改善に寄与させるとともに、両国間におけるパートナーシップを醸成する。

対象

法務省・各法務局及び最高裁判所・下級裁判所に勤務する職員並びに大法院・各級法院に勤務する職員の中から、勤務成績が良好で、かつ、勤務意欲が旺盛なものを両国から同数ずつ選抜する。

期間

日本において行う「日本セッション」と韓国において行う「韓国セッション」に分かれ、それぞれ1週間の研修期間とする。

研修方式

講義、実務研究及び見学の方式による。

講義は、大学・大学校の教授、法務省・大法院の担当官等による講義とし、研修員以外の職員その他の者にも公開することができる。

実務研究は、各研修員が実務研究課題を提起し、それについて全員で協議し、その結果を発表するものとする。

第6回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）日程表

[指導教官：伊藤教官 事務担当：小山田主任専門官，窪田専門官]

月	曜	9:30	13:00
		12:00	17:00
6 /	月		13:00～13:50 オリエンテーション (赤れんが棟セミナー室)
14			実務研究(1)(14:00～) (赤れんが棟セミナー室)
6 /	火	東京(羽田空港)11:00発 ソウル(金浦空港)13:25着 (日本研修員入寮) JL8831便	
15		15:00～16:00 オリエンテーション	
6 /	水	9:30～10:00 教育院長表敬 記念撮影	講義(10:00～12:00) 「韓国商業登記制度の主要懸案」 法院行政処供託法人課長 任 容模
16		講義(14:10～17:10) 「現行不動産登記制度の発展過程と将来の展望」 大韓法務士会専門委員 田 桂元	
6 /	木	実務研究(2)(9:30～12:00)	
17		実務研究(3)(13:30～16:30)	
6 /	金	見学(10:20～13:00) 大法院	見学(13:20～15:50) ソウル地方法院
18			
6 /	土	休み	
19			
6 /	日	休み	
20			
6 /	月	実務研究(4)(9:30～12:00)	見学(14:00～17:30)
21			
6 /	火	総括発表準備(9:30～12:00)	総括発表(13:30～16:00)
22			16:20～16:50 修了式
6 /	水	(日本研修員退寮) ソウル(インチョン空港)14:10発 東京(成田空港)16:35着 JL952便	
23			
6 /	木	座談会準備(10:00～11:00) (共用会議室)	座談会(11:00～12:00) (共用会議室)
24			

研 修 員 名 簿

	氏 名	所 属	性別	備 考
1	李 在奭 イ ジェソク	法院行政處法政局 不動産登記課	男	LEE JAE SEOG
2	姜 喜淑 カン ヒソク	釜山高等法院 事務局民刑課	女	KANG HEE SOOK
3	李 弘元 イ ホンウォン	濟州地方法院 事務局民事申請課	男	LEE HONG WON
4	徐 東薰 ソ トンフン	ソウル中央地方法院 事務局総務課	男	SEO DONG HUN
5	金 大根 キム デグン	法院行政處監査官室 監査民願担当官室	男	KIM DAE GEUN
1	荒井 義明 あらい よしあき	千葉地方法務局 不動産登記部門	男	ARAI, Yoshiaki
2	金子 牧恵 かねこ まきえ	和歌山地方法務局 登記部門	女	KANEKO, Makie
3	佐藤 典明 さとう のりあき	徳島地方法務局 登記部門	男	SATO, Noriaki
4	服部 弘幸 はっとり ひろゆき	法務省民事局 商事課	男	HATTORI, Hiroyuki
5	関口 良正 せきぐち よしまさ	最高裁判所事務総局 民事局第一課	男	SEKIGUTI, Yoshimasa

資料 1

「韓国における登記業務電算化事業の概要とインターネット発行サービスの主な内容」(2004年3月3日 法院行政處)

I. 第2次登記業務電算化事業の概要

1. 事業の背景及び目的

法院は、1994年4月から2002年9月末までの登記業務第1次電算化事業の期間中、手作業で作成していた登記簿を電算化し、インターネット閲覧システムと国税網の連携システムを開発するなど、不動産及び法人登記システムを開発し、全国213の登記所に電算環境を構築した。このような第1次登記業務電算化事業によって、登記業務の効率性及び生産性が向上し、国民向けサービスが改善され、国家基幹電算網との連携基盤が整えられた。

しかし、第1次電算化事業の推進期間中に社会環境と技術環境が急速に変化し、韓国は世界最高の情報通信インフラが構築された国として成長し、電子政府の各種サービスが国民に提供されている。また、先進国の場合、社会・技術の流れの変化に対応するために、登記業務の流れの変化に拍車をかけ、インターネット登記サービスを実現している。

したがって、韓国でも第1次電算化事業の成果をより発展させ、登記業務処理の効率性を最大化する必要性が出てきた。

このような背景の中で着手することになった登記業務第2次電算化事業によって、「便利な登記サービス」、「迅速な登記サービス」、「正確な登記サービス」、「安全な登記サービス」を提供し、「国民に応える登記サービスの実現」という登記サービスのビジョンを現実にした。それによって、究極的に国民の立場に立った登記サービスの提供、先端技術を活用した登記業務の革新、最新情報技術によるシステムの先進化など、登記業務第2次電算化事業の3大目標を達成していきたい。

2. 主な事業内容

LG CNS を主な事業者として、2003年9月に着手して2007年8月に完了予定である登記業務第2次電算化事業は、8つのシステム開発を主な事業内容としており、概略は下記のとおりである。

○ ウェブベースの統合型登記業務システム

申請事件の処理など全体の事業課題に関するインターネットベースの登記業務システムを構築し、そのための登記業務プロセスを見直す。

○ 電子文書管理システム

登記申請の際の添付書面を電子文書で保管及び管理するシステムを構築し、文書の保管、

履歴の管理・廃棄など標準化された文書管理機能と迅速な文書検索機能を提供する。

○ 関係機関との情報連携システム

各官公庁の嘱託事件及びそれに伴う登記済通知について電子的に連携し、官公庁と登記申請時の添付書面について電子的に連携し、申請人による添付書面の提出を簡素化する。

○ インターネットによる申請事件受付システム

不動産登記，法人登記及びその他の登記に関する申請は，インターネットで受け付け，すべての申請事件の結果をインターネットで確認することができるようにする。

○ 登記ポータルシステム

外部登記ポータルシステムは，インターネット登記行政サービス提供のための単一窓口としての役割を果たし，内部登記ポータルシステムは，登記業務システム接続のための単一窓口として登記所公務員向けの登記業務に関する情報を提供する。

○ 電子発行システム

不動産登記簿，法人登記簿及びその他の登記簿（立木，船舶，財団，夫婦財産約定登記）の謄本などをインターネットで発行して，申請人の時間・経済的費用を節減し，偽造・変造及び複写防止機能を実現する。

○ 新統計システム

登記業務システムとの連携による資料収集など統計業務の全過程を電算的に支援し，新規統計を発掘して，非定型統計機能を提供する。それを様々な統計分析方法とつなげて，政策決定を支援する。

○ 利用者ヘルプデスクシステム

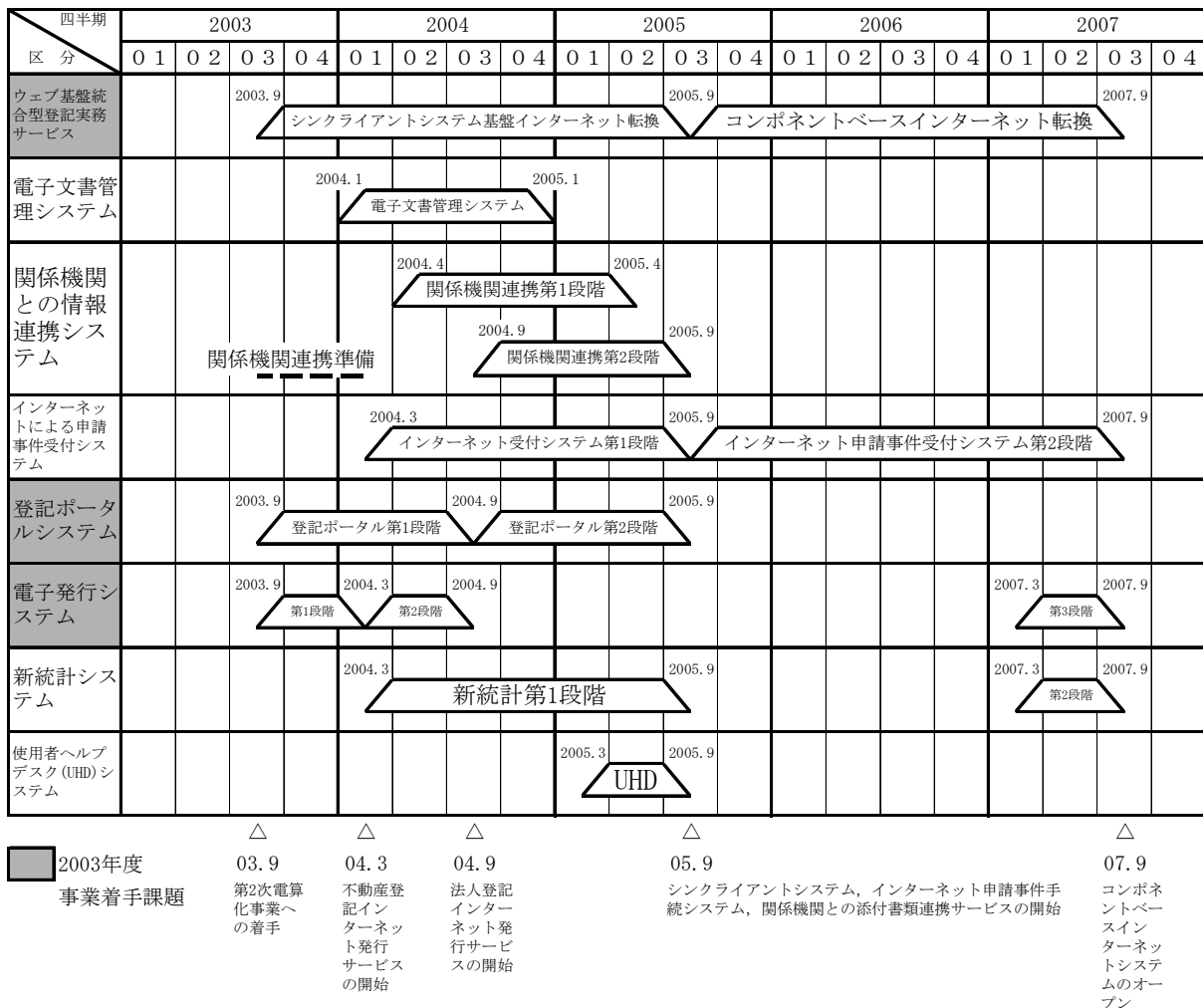
一元化された受付窓口において利用者からの問い合わせ及び要求事項を自動的に受け付け，迅速に処理して結果を通報する。

3. 事業の推進日程

2003年9月に着手して2007年8月に完了予定である法院登記業務第2次電算化事業の全体推進日程を8つのシステムの細部課題別にまとめると，下記図1のとおりである。

2004年3月を基準に完了される課題は，不動産登記インターネット発行（発行第1段階）である。

<図1：登記業務第2次電算化事業の全体日程>



II. 不動産登記インターネット発行サービス

1. 背景及び目的

申請人の場合、登記簿謄本の発行に当たって、登記所又は無人発行機設置場所に直接足を運ばざるを得ないため、時間・空間的制約が発生している。また、現在提供されているインターネット閲覧サービスで出力された文書には、法的な証明力が存在せず、謄本を提出するためには追加発行が必要となる。

さらに、法院の場合、申請人の登記所訪問による謄本発行業務量が非常に多く、登記所公務員の業務効率が低下する。

このような理由から、インターネット発行サービスを提供し、下記の目的を達成していきたい。

- インターネットにより個人PCにつながっているプリンタによる不動産登記簿の謄本発行
- 様々な偽造・変造防止技術の適用による、出力された謄本の法的効力の確保

- 国民向け登記サービスの質の向上及び電算環境の変化への積極的な対応
- 登記所業務の分散による登記所公務員の業務負担の軽減

2. 推進経過

2003年9月から2004年2月までに不動産登記インターネット発行システムの開発を完了し、2004年3月から無償モデルサービスを実施して、2004年3月20日に国民向けサービスを行う。

- 2003. 9. 1 ~ 2003. 11. 12 : 業務分析及び設計
- 2003. 11. 13 ~ 2004. 1. 16 : システム開発
- 2004. 1. 15 ~ 2004. 2. 28 : 統合テスト及び設置
- 2004. 3. 1 ~ 2004. 3. 10 : 無償モデルサービスの実施（インターネット閲覧は有料）
- 2004. 3. 11 ~ 2004. 3. 19 : インターネット閲覧サービスのみ実施
- 2004. 3. 20 : 国民向けサービスの実施

3. 主な提供サービス

不動産登記インターネット発行システムが提供する主なサービスについて、所在地番確認及び決済サービス、不動産登記簿の謄本発行・閲覧、登記簿の確認及び偽造・変造検証並びにその他のサービスに分けてまとめると、下記の通りである。不動産登記簿の謄本発行とそれに伴う偽造・変造検証がサービスの中心となる。

ア. 所在地番確認及び決済サービス

- 所在地番確認サービス：不動産の区分によって発行・閲覧する不動産の所在地番を確認し、発行の場合には発行通数を入力
- （住民）登録番号の公開指定サービス：登記簿上に記載されている（住民）登録番号を公開するかどうか選択
- 決済サービス：クレジットカード、金融機関の口座振替、電子貨幣など様々な決済手段を提供し、会員の場合、発行・閲覧の関係なく、10万ウォンの限度額内で一括決済が可能で、発行の際に同一筆地に対する重複決済も可能

イ. 不動産登記簿の謄本発行・閲覧

- 発行サービス：申請人のPCにつながっているプリンタで不動産登記簿の謄本を発行。1筆地に対して数通を決済した場合、基本的に一度で出力できるが、一部通数のみ出力できる分割出力も可能
- 閲覧サービス：登記簿の内容をインターネットで閲覧でき、ページ別にナビゲーションで閲覧可能
- 未発行・未閲覧サービス：決済の後、発行・閲覧していない件に関しては、決済日から3か月以内の希望時間に発行・閲覧が可能
- 再閲覧サービス：決済が完了したが、使用者の間違い又はPCの誤作動によって閲覧で

きない場合に備えて、最初の閲覧後1時間以内に再閲覧が可能

- 偽造・変造防止サービス：出力された登記簿謄本の偽造・変造を防ぐために、登記簿の内容と認証書などを含む2Dバーコードの適用、発行の際に固有の発行確認番号の付与、複写及びスキヤンを防止するための複写防止技術の適用、DRM (Digital Right Management) の適用によって、画面出力の制限、画面キャプチャーの防止、キャッシュディレクトリーの内容削除が可能

ウ. 登記簿確認及び偽造・変造の検証

- インターネットの偽造・変造確認サービス：発行された登記簿謄本の発行確認番号を入力し、現時点の登記簿と比較
- 暗号化コード検証サービス：発行された登記簿謄本をスキヤニングし、スキヤンされた文書と2Dバーコードに含まれた原本文書を比較して真正性を検証

エ. その他のサービス

- 統合発行の閲覧内訳の提供サービス：発行・閲覧の内訳を照会し、使用者別に取り日による決済件数、通数及び手数料が分かり、当該所在地、決済方式など詳細な内訳も照会可能
- 申請事件の処理現状の照会サービス：申請事件に対して受付番号又は所在地番を入力して進行状態を確認でき、会員の場合 E-Mail でも告知を受けることが可能
- 未電算化登記簿目録の照会サービス：電算化登記所管轄の未電算化登記簿に関して、不動産の固有番号、不動産の区分、所在地番を目録の形で提供
- 顧客センター：申請人の登記簿訂正要請あるいはシステム使用上の誤作動に関する問い合わせの受付及び処理
- 管轄登記所の案内：申請人の登記簿訂正要請あるいはシステム使用上の誤作動に関する問い合わせの受付及び処理

4. 接続方法

- 大法院の登記インターネットサービス (<https://registry.scourt.go.kr>) 初期画面の「不動産登記インターネットサービス」で接続
- 大法院ホームページ (<http://www.scourt.go.kr>) を経由し、接続可能

5. 今後の予定

ア. モデルサービスの実施

無償モデルサービスは、登記特別会計歳入損失とシステムの過負荷を考慮し、適切な時間を選定して10日間実施し、謄本の中央に「モデルサービス用」という文言を記載する。無償モデルサービス以降、システムの誤作動や故障を補完し、3月20日正式に国民向けサービスを開始する。

- 2004. 3. 1 ~ 3. 10 : 無償インターネットサービス (インターネット閲覧は有償)

○ 2004. 3. 11 ~ 3. 19 : インターネット閲覧サービスのみ施行

○ 2004. 3. 20 : 正式な国民向けサービスの開始

イ. 発行サービスの拡大

今後多数の筆地に対して一度に出力できる多筆地一括出力機能を考慮し、発行可能な登記簿（正式サービスの開始時、全体登記簿の94.4%）を次第に拡大していく予定である。

また、法人登記、法人印鑑証明書の発行など法人登記インターネット発行システムを2004年3月から2004年9月まで開発し、その他の登記に関するインターネット発行は、2007年3月から2007年9月まで開発する予定である。

ウ. 決済サービスの高度化

申請人の手数料決済の便宜を図るために、手数料を前納して決済の度に情報を入力する不便を防止できる前納制度の導入、及び課金会社の障害発生に備えて障害の際にあらかじめ発行してその後決済する方式について検討する予定である。

Ⅲ. 業務の変化及び期待効果

1. 業務の変化

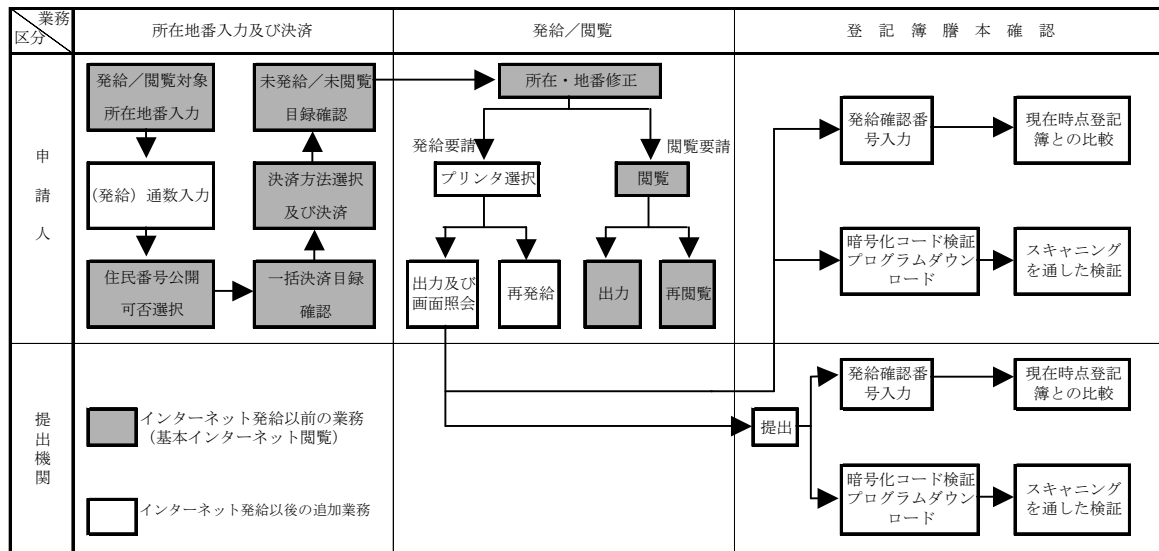
不動産登記インターネット発行システムの導入によって下記の表1のような業務の変化が期待される。

[表1：不動産登記インターネット発行システム導入以降の業務変化]

項目		導入前	導入後
登記簿の発行方法		登記所への訪問による有人発行, 無人発行機による発行	申請人のPCにつながっているプリンタによる発行
インターネットサービス		閲覧のみ可能(出力された文書についての法的な証明力は存在しない)	発行及び閲覧可能(発行の場合、文書についての法的な証明力は存在)
インターネット閲覧との機能の違い	対象登記簿	一般及び複雑登記簿の抹消事項を含む謄本	甲区及び乙区名義人計250人未満の抹消事項を含む謄本(全体登記簿の99.94%)
	申請に対する処理	閲覧可能	閲覧・発行可能
	手数料	700ウォン	閲覧は700ウォン, 発行は1000ウォン
	決済方式	閲覧対象の不動産に対する一括決済	発行・閲覧の関係なく一括決済。発行の場合、同一の不動産に対する重複決済可能
偽造・変造防止		偽造・変造防止のための技術検討が不十分	様々な技術(2Dバーコード, 発行確認番号, 複写防止コード, DRM(Digital Right Management))の適用

下記の図2は、インターネット発行業務の流れを現行のインターネット閲覧と比べて図で表したものである。

<図2：インターネット発行業務の流れ>



2. 期待効果

- 申請人の時間及び費用の節減

申請人の登記所及び無人発行機設置場所への訪問最小化による交通費などの費用や時間の節減効果の発生
- サービスの多様化による利用者満足度の増加

既存のインターネット閲覧機能を高度化し、インターネット発行と統合されたサービスを提供することで、申請人の登記簿閲覧及び謄本発行への要求を同時に充足
- 登記所における業務量の軽減

申請人による登記所訪問の減少によって、発行・閲覧業務量が軽減
- 登記所サービスの質の向上

謄本発行などの単純業務に当たる人材の削減によって、登記サービスの質が向上
- 国家情報化の先導

偽造・変造防止技術など最新情報技術を活用し、国民向けに波及効果の大きい登記業務に適用することで、国家情報化の先導的役割を遂行

資料 2

「不動産登記簿謄本のインターネット発行サービスの施行案内」

1. 概要

- 申請人が登記所を訪問する必要なく、大法院登記インターネットサービスのホームページ (<https://registry.scourt.go.kr>) に接続して、自分の PC とプリンタを利用し、法的な証明力が認められる不動産登記簿謄本の発行を受けられることで、時間と費用を節減
 - 登記所への訪問自体が難しい障害者の場合も、インターネットで手軽に謄本の発行を受けられるため、情報格差の解消に貢献
 - 2次元 (2D) バーコード、複写防止マーク、デジタル著作権管理 (DRM, Digital Right Management) プログラム※など各種偽造・変造防止技術を適用し、取引の安全を保障
- ※デジタル著作権管理 (DRM) プログラム : 画面キャプチャーの防止, 画面出力の制限

2. 施行日付 : 2004. 3. 20

※法人登記簿謄本及び法人印鑑証明書のインターネット発行 : 2004年9月以降施行予定

3. サービス対象謄本 : 抹消事項を含む謄本

※抹消事項を含む謄本 : 現在効力のある登記事項の他に抹消された事項も記載した謄本

※今後、有効事項謄本 (現在効力のある事項のみ記載した謄本) 及び抄本に対してもインターネット発行を拡大する予定

4. 手数料 : 1通当たり 1,000ウォン

※登記所発行謄本と違って、20枚を超える場合も1枚当たり50ウォンの追加手数料を賦課しない。

※インターネット閲覧の場合、1通当たり700ウォン

5. 利用方法

「不動産登記インターネットサービス」で**謄本発行**サービスの選択 ⇒ 発行対象不動産の所在地番及び発行通数 (5通以下) の入力 ⇒ 決済情報の入力 ⇒ 謄本発行


※インターネット閲覧サービスも既存の通り提供されるため、インターネット発行サービスと分けてサービスを利用すべきである。閲覧サービスの場合、閲覧した後閲覧した内容を出力することができるが、インターネット発行謄本と違って、出力物の法的な証明力は認定されない。

※登記情報の保護のために適用した各種偽造・変造防止技術が実現されないプリンタが一部存在するため、2004. 3. 20のサービス開始時点では、約600余りの機種のプリンタが使

用可能¹であるが、今後謄本発行が可能なプリンタの機種数を拡大し続けていく予定である。

6. インターネット発行謄本の偽造・変造の確認方法

○ 肉眼による識別

- ・ カラー出力の場合、法院の官印及び抹消された登記事項の朱抹線が赤色で印刷され、謄本中央の法院マークが緑黄色（白黒で出力の場合は薄い灰色）で印刷される。
- ・ 謄本の下で2次元（2D）バーコード及び複写防止マーク（）の確認

※写本の識別方法： 複写の際に、①謄本中央の法院マークが消えるか又は薄くなり、②複写防止マーク上（筆者注：後添の不動産登記簿謄本のサンプルのAの部分）に**写本**という文字が表れるか、又は**インターネット発行**という文字が消える。

○ 発行確認番号による確認

- ・ **登記簿発行確認**サービスを利用する場合、謄本の下にある発行確認番号（12桁、例：AAIK-ERTG-1234 筆者注：後添の不動産登記簿謄本のサンプルのBの部分）を入力し、照会された現時点における登記簿の内容と謄本の内容を比べて、謄本が本物かどうか確認
- ・ 発行日から3か月内に2回確認可能

○ スキャナーを利用した確認

登記簿発行確認サービスの**暗号化コード検証プログラム**を利用し、謄本の下にある**2次元（2D）バーコード**（筆者注：後添の不動産登記簿謄本のサンプルのCの部分）をスキャンした後、復元された登記簿の内容と謄本の内容を比較

¹ 韓国側研修員に確認したところ、2004年8月24日現在では、約700余りの機種のプリンタが使用可能ということである。

資料 3

第6回 日韓パートナーシップ研修

제 6 회 한일파트너십연수

実務研究報告書

1 外国法人の不動産登記能力について

千葉地方法務局不動産登記部門登記相談官 荒井 義明

2 親子間における利益相反行為と不動産登記について

和歌山地方法務局登記部門登記相談官 金子 牧恵

3 本人申請にこたえる登記所の取組について

徳島地方法務局登記部門登記官 佐藤 典明

4 支店所在地における登記をめぐる一考察

法務省民事局商事課供託係主任 服部 弘幸

5 不動産執行事件の配当において、共同担保が設定されている物件のうち一部の物件が先に配当された場合の後順位担保権者の代位権行使の要件

最高裁判所事務総局民事局第一課課長補佐 関口 良正

外国法人の不動産登記能力について

千葉地方法務局不動産登記部門

登記相談官 荒井 義 明

第1 はじめに

近年、国際化に伴い、外資系企業による M&A (Mergers and Acquisitions) が活発化するなど、我が国に進出する外国法人の数は増加しており、外国法人を当事者とする不動産取得の事例が多く見受けられる。このような外国法人による登記申請については、自然人が生まれながらにして権利主体となるのとは異なり、法人は法律によってその人格ないしは法的存在を承認されて初めて権利能力を取得することから、その外国法人が権利能力を有するのか、それを証する書面はいかなるものかなど、その審査に当たって、登記官は苦慮しているのが実情ではないかと思われる。

そこで、本研究においては、現行不動産登記実務の取扱い及び若干の問題点について、韓国における取扱いと比較検討することとしたい。

第2 外国法人の権利能力

外国のいかなる団体が法人として一般的な権利能力を有するか等については、我が国の法例その他の法律に準拠法を定めたものはなく、学説上、設立準拠法説と住所地法説が有力である。

設立準拠法説とは、設立に際して準拠した国の法律を準拠法とする説で、住所地法説とは、法人が活動を展開する中心地である住所地の法律を準拠法とする説である。

しかし、特定の団体に権利義務の主体としての資格を与えるのは、必ずいずれかの国の法律であるので、法人の一般的能力の準拠法は設立に際して準拠した法律であると言わなければならない。実務上も、役員の権限や法人格の付与などについての法律の規定や法人の設立存続証明書などが容易に入手できることから、設立準拠法説が多数説である。

第3 外国法人の認許

ところで、外国法上有効に成立した法人が内国において法人として活動することが認められるためには、内国法上その法人格を承認されることが必要である。

民法36条1項は、次に掲げる外国法人に限って、その成立を認許している。

なお、民法36条1項は「認許」という文言を用いているが、これについては「認許」や「不認許」という特別の行為や処分があるのではなく、立法上、行政上の何らの手続を要せず、自動的に法人格が承認される。

1 国及び国の行政区画

国及び国の行政区画は、特にこれらの公法人が私権の主体として、国際的に活動することから認許されるものである。

2 商事会社

商事会社は、その営利目的の性質上、活動範囲が広範囲にわたり、国際的にも活動する場面が多いことから、これを認許する必要がある。

3 特別法による認許

その成立を認許された外国法人の例としては、保険業法に基づく外国保険業者があるのみである。

4 条約による認許

現在、これに関する条約はない。

第4 不動産登記能力

1 外国非営利法人の登記能力

認許されない外国法人は、我が国内において権利義務の主体として活動することはできない。

外国公益法人を始めとする外国非営利法人が不動産登記能力を有するか否かについては、民法36条1項によって認許された法人かどうかによることとなり、登記先例としては、「ノルウェー東洋福音教会」について、「仮に外国で設立された法人であるとしても、国、国の行政区画又は商事会社であるとは認められず、かつ、その他の外国法人としてその成立を認許する法律又は条約も存しないので、特に内国法人と認められない限り、同教会は日本において私権を享有しないこととなるから、同教会名義に不動産の所有権移転の登記を申請することはできない」（昭和26年9月7日民事甲第1782号民事局長電報回答）としたものがある。また、前記第3によれば、外国非営利法人が国、国の行政区画又は商事会社でないことはいままでの間、また、特別法による認許については外国保険業者があるのみであることから、強いて外国非営利法人が認許されれば、条約に根拠を求めるほかはない。

ところで、条約による認許について従来から議論されているものとして通商航海条約についての問題がある。例えば、昭和28年に締結された日米通商航海条約22条3項は、「この条約において「会社」とは、有限責任のものであるかどうかを問わず、また、金銭的利益を目的とするものであるかどうかを問わず、社団法人、組合、会社その他の団体をいう。いずれか一方の締約国の領域内で関係法令に基づいて成立した会社は、当該締約国の会社と認められ、かつ、その法律上の地位を他方の締約国内の領域内で認められる。」と規定している。ここにいう「会社」とは、非営利法人も該当することになると解されるが、このような条約の規定を根拠に外国非営利法人が認許されたものと解し得るかについて、登記先例は、この条約の規定は一方の締約国の法人が他方の締約国で当該一方の締約国の法人であること、つまり、当該法人が本国において存在していると

いう事実及びその本国において法的地位を有しているという事実を認めるべきことを規定したものであって、いわゆる会社互認規定であるとの観点から、この条約の規定をもってアメリカ合衆国の法律により設立された公益法人の日本国内における認許の根拠とすることは相当ではないとし、当該法人に係る事務所の設置に関する登記の申請を受理しないこととしている（昭和60年1月16日民四第140号民事局第四課長回答）。

したがって、外国非営利法人については、不動産登記能力はないと解されることから、当該外国法人の名義による登記は不可能である。ただし、日本の法律上は、いわゆる「権利能力なき社団」としての地位は認められることから、構成員全員の名義か代表者個人の名義で登記することは可能である。

2 登記された外国会社の登記能力

(1) 平成14年商法改正による外国会社規制の合理化

これまで、日本で継続的取引をしようとする外国会社は、日本における代表者を定めて営業所を設置し、これを登記しなければならないとされてきた（改正前の商法479条1項、2項）。しかし、営業所設置強制の制度は、通信販売やインターネット取引が普及した現代社会においては適合しなくなっており、企業活動の国際化への対応という視点から、平成14年に商法の一部が改正され、平成15年4月1日に施行された。

この改正により、営業所設置義務を撤廃するとともに（ただし、日本における代表者を定めて外国会社の登記をすることはこれまでどおりである。）、日本国内の債権者の利益保護の観点から、株式会社に相当する外国会社に日本国内での貸借対照表の公告義務を課し、また、外国会社が日本から撤退する場合には、債権者保護手続を行わなければならないこととする等の措置が講じられた（商法479条～485条）。

(2) 外国会社の法人格

それでは、登記された外国会社は不動産登記能力があると考えてよいのだろうか。

外国会社の登記は、商法479条以下の規定に基づいて処理されているが、外国会社については、法人格を有しない外国会社であっても内国法上その業務活動を監督する必要があることから、当該外国会社の法人格の有無を問題にせず、外国会社の登記の対象となる（通説・判例）。

以下、民法36条1項の文理上、認許法人に該当しないと思われる外国会社について考察する。

ア 外国民事会社

商事会社（商行為を目的とする会社）と民事会社（単に営利を目的とする会社）の相違は、商行為を業とするか否かで概念上区別することができるが、民法36条1項では、「商事会社」という文言を用いているので、文理的には認許の対象は外国商事会社に限定されることになる。しかし、内国民事会社については、商法52条2項により全く同様の取扱いがなされており、実質的にはほとんど差異がないことから、今日では民法36条にいう「商事会社」には民事会社も含まれるとする説が

有力とされている。

したがって、外国民事会社も認許されると解すれば、不動産登記能力にも問題はなく、当該外国会社名義で登記可能ということになる。

イ 法人格のない外国会社

法人格のない外国会社には、例えば、本国法上法人格の与えられていない英米法上のパートナーシップ、ドイツやスイスにおける合名会社、合資会社がある。

しかし、このような会社は、そもそも法人格がないことから、不動産登記能力もないと言わざるを得ない。強いて登記するとすれば、いわゆる「権利能力なき社団」として、構成員全員の名義か代表者個人の名義で登記することになる。外国会社の登記はされても、不動産登記法上は登記されないこととなり疑義が生じやすいが、両制度の目的が異なることから理論的には問題はないと考える。

3 登記されていない外国法人の登記能力

(1) 認許された外国法人

認許された外国法人が我が国に事務所を設けた場合には、3週間以内に内国法人と同一内容の登記をしなければならないものとされている（民法49条）。すなわち、外国法人が日本において事務所を設け、法人として活動するためには、認許及び登記が必要である。しかし、認許された外国法人が我が国に事務所を設けないまでも、偶発的に我が国の不動産を取得することも考えられることから、登記がないことをもって直ちに不動産登記能力がないとは言えないと考える。

ただし、実際に不動産登記申請があった場合、登記官は、当該外国法人が認許される外国法人であるかを調査するため、当該外国法人の定款などを求めるような方法で慎重に検討することが必要である。

(2) 外国会社

外国会社については、日本において継続的な取引をする場合には、日本における代表者を定めてその登記をすることが義務付けられている（商法479条）。

ところで、ここにいう「継続取引」とは、一定の計画に従う集団的な企業取引活動をなすことをいい、偶発的な個々の取引は含まないと解される。

したがって、個々の取引として我が国の不動産を取得するようなケースも生じ得ることから、外国会社の登記までは要求されないと考える。

なお、外国会社には前記2(2)イのとおり、法人格のない外国会社もあることから、不動産登記能力が認められるためには、本国法上法人格があることが必要であることは言うまでもない。

第5 不動産登記手続

1 申請書

不動産登記は、原則として当事者の申請、又は官庁・公署の囑託がなければすることができず（不動産登記法35条1項1号）、また、この書面は日本語で記載しなければな

らない。このことは外国法人が当事者であっても同様である。

2 添付書面

外国法人が売買により日本の不動産を取得する場合に必要な添付書面は、次のとおりである。

なお、添付書面が外国語で表示されている場合は、翻訳文を添付する必要がある。

(1) 原因証書

登記原因を証する書面を添付する（同項2号）。

(2) 登記済証（売主）

登記義務者の権利に関する登記済証を添付する（同項3号）。

(3) 登記原因につき第三者の許可・同意・承諾を証する書面（同項4号）

外国人の財産取得に関しては、現在では一般的な規制はなされていない。

(4) 印鑑証明書（売主）

所有権の登記名義人が登記義務者として登記を申請するときは、その住所地の市町村長又は区長の作成した印鑑証明書を提出しなければならない（不動産登記法施行細則42条）。

(5) 住所証明書（買主）

登記権利者（外国法人）は、申請書に掲げた住所を証する市町村長若しくは区長の書面又はこれを証する書面を提出しなければならない（同法施行細則41条）。

ア 日本に登記された外国法人の場合

登記簿の謄本又は抄本

イ 日本に登記されていない外国法人の場合

本国法に基づいて法人の法的存在を認証する公証方法による事務所の所在地を証する書面

(6) 代理権限証書

代理人によって登記を申請するときは、その権限を証する書面を添付する（同法35条1項5号）。代理人とは、法人が当事者の場合、その代表者であり、代表者の資格を証する書面が代理権限証書となる。また、委任による任意代理人により申請する場合、委任状が代理権限証書となる。

ア 日本に登記された外国法人の場合

代表者の資格証明書（登記簿の謄本又は抄本）

任意代理人による申請の場合は委任状

イ 日本に登記されていない外国法人の場合

前記(5)イと同様の方法により、代表者の資格や氏名などが確認できる書面

任意代理人による申請の場合は委任状

なお、日本に登記のない外国会社が日本に所有する不動産を登記義務者となって所有権移転登記を申請する場合には、その本店所在地の官公署から代表者の資格を証する書面の発給を受けて、それを代理権限を証する書面とすることができるとし

た先例（昭和37年11月27日民事甲第3429号民事局長電報回答）がある。

第6 相談事例

以上を踏まえ、登記官はいかなる書面により不動産登記能力の有無を審査すべきかについて、近時、相談のあった事例に基づき検討することとしたい。

（事案）

日本に登録されていない中国の国営企業で、設立資本金の全額を政府が出資しており、本国発行の法人証書に、名称、事務所、代表者の資格氏名、業務範囲のほか、経費の出所は財政手当、事業、経営所得であるとの記載がある。

このような外国法人について、当該外国法人名義で所有権移転登記をすることはできるかというものである。

（検討）

まず、資本金の全額を政府が出資していることから「国」の機関と見ることができるかどうかであるが、事業、経営所得により収入を得ていることから、営利法人的な性格も有しており、「国」と同視するのは困難と思われる。

次に、「商事会社」に準ずるものと見ることができるかどうかであるが、これについては①社団法人性を有すること、②商行為を目的とすること（ただし、前述のとおり、民法36条にいう「商事会社」には民事会社も含まれるとする説が有力とされていることから、商行為に限定されることなく営利を目的とする事業であれば足りると考える。）、③利益を社員に分配することの3つの要件が必要と解される。

このうち、①については、代表者のほか団体構成員がおり、多数決による意思決定が行われていることが判明した。しかし、②については、法人証書の業務範囲の記載から「国内外の人々がトレーニングを受けたり調査することを手配するなど国際人材市場の設立及びこれと関連する仲介活動とコンサルタントサービス」との主旨と思われるが、具体性及び明確性に欠けており、また、③についても法人証書からは判然としない。

したがって、登記官は、法人証書のほかに更に当該法人の定款等を求めるなどして、営利を目的としているかどうか、また、利益を社員に分配しているかを調査し、これらが認められれば「商事会社」に準ずるものとして、当該外国法人名義に所有権移転登記をすることができるものと解する。

第7 韓国側への質問事項及びそれに対する回答概要

1 外国法人の一般的権利能力の準拠法を定めた規定はあるか。

まず、従来からの学説として、民法法人については、①設立準拠法主義、②社員の国籍主義、③住所地主義などが、また、外国会社については、①設立準拠法説、②住所地主法説、③設立地法説などがあるが、日本と同様に設立準拠法説が多数説である。

なお、2001年に全面改正され、同年7月1日に施行された国際私法16条は、「法人又は団体は、その設立の準拠法による。ただし、外国で設立された法人又は団体で大

韓民国に主たる事務所があり、又は大韓民国で主たる事業をする場合は、大韓民国法による。」と規定しており、設立準拠法主義を明文化したと言える。

- 2 韓国民法上、我が国の認許に当たる規定は見当たらないが、韓国の国内において外国法人が活動することが認められるための要件は何か。

韓国民法には「認許」に当たる規定はなく、その会社が外国法上法人格を持つかどうかとも問わない。ただし、外国法人の活動と関連する商法上の監督規定として、①外国会社の営業所設置及び登記の強制(韓国商法614条)、②登記前の継続取引を禁止し(同法616条)、これに違反した会社に対する罰則を科すこと(同法636条)、③外国会社の株券や債券が韓国で流通する場合の関係者の利益保護のための商法の規定の準用(同法618条)、④営業所閉鎖命令(同法619条)などにより、国内における外国法人の活動を制限している。

- 3 外国会社の不動産登記能力について

- (1) 登記された外国会社はすべて不動産登記能力があるか。

ア 韓国商法上の外国会社登記の対象となる外国会社について、法人格の有無は問題とされているか。

外国会社登記の対象となる外国会社については、日本と同様に法人格を有しない外国会社であっても監督の必要があることから当該外国会社の法人格の有無を問題にしていない(通説)。

イ 法人格の有無を問題としているとした場合、登記された外国会社にはすべて不動産登記能力があるということによいか。

質問事項アのとおり、法人格の有無を問題にしていない。

ウ 法人格の有無を問題としないとした場合、法人格のない外国会社(例えば英米法上のパートナーシップ)についてはどうか。

法人格のない外国会社も、我が国で営業をする場合には、その会社形態が国内のそれと類似した営業所の設置の登記をすることになる。不動産登記能力については、上記2のとおり「認許」規定はなく法人格を持つかどうかは問わないことから問題はない。

- (2) 登記されていない外国会社に不動産登記能力はあるか。

ア 韓国商法616条に規定する「継続取引」に、偶発的な個々の取引は含まれるか。

「継続取引」とは、日本と同様に一定した計画に従った集団的な企業取引活動をする場合を示し、偶発的である個々の取引は含まれないという理解がされている(学説)。

イ 偶発的な個々の取引は含まれるとした場合、外国会社としての登記が不動産登記能力の要件になるのか。

質問事項アのとおり、偶発的な個々の取引は含まれない。

ウ 偶発的な個々の取引は含まれないとした場合、登記されていない外国会社に不動産登記能力はあるのか。

韓国では、権利能力なき社団、又は財団も登記申請適格があるが（韓国不動産登記法30条）、外国法人として国内で法人登記を済ませていない場合には、権利能力なき社団又は財団に準じて不動産登記用登録番号を証する書面を添付して登記ができるようにしている（同法40条1項7号）、登記されていない外国会社が偶発的である個々の取引をする場合には、権利能力なき社団又は財団に準じて登記ができると考える。この場合、登記は外国会社の名義でその会社の代表者が申請すればよい。

4 不動産登記手続

- (1) 外国法人が売買により韓国の不動産を取得する場合の不動産登記手続はいかなるものか。

不動産登記手続については、日本と類似する点がほとんどであったが、前記3(2)ウのとおり、韓国には不動産登記用登録番号制度があり、権利能力なき社団若しくは財団、（外国法人であって国内で法人登記を済ませていない社団又は財団を含む。）又は韓国民でない者が登記権利者であるときは、不動産登記用登録番号を証する書面を添付して申請し（韓国不動産登記法40条1項7号）、この番号も登記することとされており（同法41条2項後段）、大きな相違点が見られた。

- (2) 韓国不動産登記法40条1項7号に、外国法人として国内で法人登記をしていない社団又は財団が登記権利者である場合は、同法41条の2に規定する不動産登記用登録番号を証する書面を提出しなければならないとされているが、登録番号の付与手続の際、外国法人の法人格の有無をどのように審査しているのか。

法人でない社団又は財団に対する不動産登記用登録番号は、市長又は郡守が付与する（同法41条の2第1項3号）。国内で法人登記をしていない外国法人が上記登録番号の付与を受けるには、登録番号付与申請書（①社団や財団の名称及び事務所所在地、②代表者の姓名及び住所を記載）を市長又は郡守に提出しなければならないが（法人でない社団・財団及び外国人の不動産登記用登録番号付与手続に関する規程5条1項）、その申請書には当該国家（大韓民国に駐在し、国家の領事業務を取り扱う者を含む。）で発行する①法人登録を証明する書面、②代表者又は管理人であることを証明する書面、③代表者又は管理人の住所地を証明する書面、を添付しなければならないとされている（同条4項）。

登記官は、市長又は郡守が審査・付与した書面を全面的に信頼して登記を実行しているとのことであった。

第8 終わりに

今回の研修でこのテーマを選定するに当たって、当初、韓国の不動産登記制度は日本と類似しているというおぼろげなイメージしか持ち合わせていなかったため、恐らく韓国にも日本と同様の実務上の問題点があり、それに対する登記官の審査方法はいかなるものかなどということについて興味をもって臨んだ。しかし、比較検討した結果、日本において

不動産登記能力がないと判断されるケースについても、韓国においては不動産登記能力があり（相談事例についても登記可能とのこと）、しかも登記官の立場としてあまり苦慮することなく審査できる仕組みが採られていることが判明した。これは、実体法及び手続法の双方で日本と相違点があったためであるが、特に不動産登記制度については日本と韓国ではむしろ制度が異なるのだということを確認させられた。

本件をその制度の相違点から整理すると、手続の迅速処理の問題が挙げられる。韓国では、遅くとも受付後24時間以内に登記済証を作成して交付しなければならないとされており（登記業務処理改善指針5条）、複雑、集団事件など特別な事情がある場合を除いて（同指針9条）、24時間以内の完了が遵守されている。実際にソウル地方法院登記課を見学した際にも、受付時に申請書に押印する丸判は円周を24時間として15分ごとに刻まれており、受付担当官は矢印を15分ごとに回し、いつ受付をしたのか申請書を見ればわかるような処理を行っていた。それでは、本件が複雑で特別な事情に当たるかという点、そうではなかった。外国法人の国内での登記の有無にかかわらず、不動産登記登録番号を証する書面を添付させることにより（韓国不動産登記法40条1項7号）、登記官は画一的な処理をしており、迅速処理に対する徹底振りが感じられた。

このように、韓国の手続の迅速性に重点を置いた取扱いは参考になったが、改めて日本の登記官が審査する際の「認許」規定の理解の必要性を痛感した。平成16年6月11日にオンライン登記申請制度を可能とする不動産登記法案が可決成立したが、この改正は民法その他の実体法に改正を加えるものではなく、本件における登記官の審査方法について変更がないことを考えればなおさらである。しかし、例えば、日本に登記された法人格のない外国会社（英米法上のパートナーシップなど）を買主とする所有権移転登記申請が、当該会社の住所証明書及び資格証明書として登記事項証明書を添付して提出された場合、登記官は法人格がないことから不動産登記法49条2号に該当するものとして却下しなければならないと考えるが、その法人格の有無に疑義を抱いたとしても、どのように見分けるのかは極めて難しいのではないかと。また、登記官が誤って受理した場合、規定上は職権抹消の対象にはなるものの（同法149条1項）、実際としては放置されることになりかねない。やはり、現行実務では難しい問題である。

21世紀に入り、あらゆる規制は撤廃される方向にあり、外国の公益法人の活動範囲も国際的なものが増えてきている。「認許」規定の有無については、その国の政策の問題ではあるが、民法36条の認許規定は、時代にそぐわない面があり、改正の必要があるといった学者の意見もあり、今後の課題ではないかと思われる。

折しも、法制審議会国際私法（現代化関係）部会において、法例の改正を検討しており、法人の準拠法や権利能力なき社団又は財団について審議が行われているとのことである。今後の審議経過にも注目したい。

親子間における利益相反行為と不動産登記について

和歌山地方法務局登記部門

登記相談官 金子 牧 恵

第1 はじめに

現代社会においては、旧民法時代の家制度とは全く異なる意味での「家族」という、人同士のつながりが強くなっている。社会経済状況が景気の低迷により芳しくない近年ではあるが、新民法施行時から高度経済成長期と呼ばれる西暦1960年、1970年代を経て、個人財産を所有する者が増えたことを背景にして、両親とその子だけの核家族での生活の中で、両親は、未成年である我が子の将来のことを考え、自己の財産について多々方策を思いめぐらせている。また、現代の高齢化社会においては、財産を所有する高齢者が増加する傾向にあり、反対に、成人した子は、自己の親の財産管理をするため成年後見人となることも考えられる。このような場合、子又は親の法定代理人が、それらの者の利益を保護することのみならず、その地位を利用して財産を思うがままにすることが懸念される。その結果、財産、特に不動産にかかわる権利についてのあらゆる変動が生じ、親と子の間で多種多様の利害の対立が起こり得ることが想定される。

そこで、これからの家族生活の中で、より一層そのような場面が多く起こり得るであろうことにかんがみ、親と子に関連して民法826条1項及び860条に規定されている利益相反行為について、従来の判例及び先例を踏まえ、現代における利益相反行為の判断基準及び不動産登記実務との関係上の問題点を洗い出し、家制度に特徴のある韓国における立法及びその考え方と比較し、検討したい。

第2 利益相反行為概観

1 利益相反行為の立法的措置について

親権者とその親権に服する子との間、また、親権者の親権に服する子の一方と他方との間で利益が衝突する法律行為をなす場合には、親権に服する子（以下、「子」という。）の法定代理人である親権者に公正な代理権（親権）の行使を期待することができないのではないかと危惧される。そのような場合に、親権者の代理権を除斥してその親権を制限し、家庭裁判所において選任される特別代理人をその行使に当たらせ、本来の親権のあるべき姿である子の利益の保護を全うすることを目的としているのが、民法826条の利益相反行為の規定である。

また、同条を準用する民法860条は、上記と同様に後見人（成年後見人及び未成年後見人）と被後見人（被成年後見人及び被未成年後見人）との間で利益が衝突する法律行為をなす場合には、後見人に公正な代理権の行使を期待することができないのではな

いかと危惧されることから、後見人の代理権を排斥してその後見を制限し、家庭裁判所において選任される特別代理人をその行使に当たらせ、本来の後見のあるべき姿である被後見人の利益の保護を全うすることを目的としている。

つまり、上記利益相反行為に関する立法は、無能力者である子及び被後見人を保護すべき立場の法定代理人である親権者及び後見人の権限を抑止して、無能力者の保護を図るという制度の目的を実現しようとする例外的な規定である。

2 自己契約を規定する民法108条との関係

民法826条及び同法860条（以下、「826条等」という。）は、同法108条前段の「自己契約」に該当し、代理人により法律行為をする本人を保護することが共通の理念である。そのため、826条等は、民法108条の特別規定であるといえることができる。

しかし、それぞれの適用範囲については、相違点が見受けられる。まず、民法108条は、法律行為の中でも、相対立する複数の意思表示の合致により成立する「双方行為」のみに適用される規定であり、一個の意思表示のみで成立する「単独行為」については、適用がない。また、本人及びその代理人が法律行為の当事者となる場合に限られ、第三者が当事者となる法律行為については当てはまらない。次いで、その法律行為が自己契約に該当するか否かの判断は、表見上当事者がだれであるかにより明らかであることから、それにより法律行為の当事者が誰であるかのみで形式的に判断されている。

それに比して、826条等の適用範囲については、単独行為、第三者が当事者となる法律行為及び身分上の行為にも適用がある上（大正4年2月13日民第129号法務局長回答、大正2年10月15日大審院判決、大正7年9月13日大審院判決）、利益相反行為に当たるか否かの判断は、表見上当事者がだれであるかのみでの判断ではなく、双方の利益が衝突する行為であっても子又は被後見人にとって利益となる行為は含まれないとされている（大正9年1月21日大審院判決、昭和6年11月24日大審院判決、昭和14年3月18日大審院判決）。これは、ある意味での実質的な判断ではあるが、単に行為自体を外見上判断しているのみであり、後述する「実質的判断」とは、その概念を異にするものである（詳細は、後述3参照）。

以上のことから、その適用範囲は、対象となる行為及び当事者については、826条等の方が広いと言えるが、その一方、対象行為であるか否かの判断基準については、826条等の方が狭く解釈されていることが認められる。

3 826条1項に規定する利益相反行為とはどのような行為を指すのか、その判断基準

子又は被後見人とその法定代理人である親権者又は後見人（以下、「親権者等」という。）との間の法律行為については、子又は被後見人の利益になる行為もあれば、不利益となる行為もある。そのすべてについて、826条等に規定する利益相反行為に当たるのかどうか。その点については、同条が無能力者の保護を目的としている制度であることから、当然にそうではなく、通説、判例、学説及び登記実務先例において、子又は被後見人に不利益になる行為のみに適用されることは疑いはない（前述2参照）。

そうであれば、自己契約か否かの判断の場合のように当事者がだれであるかのみで見上判断することはできず、そこで、子又は被後見人に不利益になる行為か否かをどこで判断するかが問題となる。通説及び判例は、行為自体又は行為の外形からのみ判断し、代理人の意図及び動機等並びにその法律行為がいかなる効果を持つかはしんしゃくしないとする形式的判断説をとっている（大正7年9月13日大審院判決，昭和37年10月2日最高裁判決ほか）。これは、当該法律行為の利害関係者である第三者は、その行為の有効性を外見上でしか判断することができず、親権者等の意図及び動機等実質的な内容に基づき利益相反行為か否かを判断されるのであれば、常に無効となることが心配され、取引の安全性の保持ができないとの理由からである。付け加え、実質的な判断をしようと思えば、その行為の結果を待たずに判断はできず、結局、特別代理人選任の申立ての時点では利益相反行為に該当するかどうか判断ができないことにもなり、当該利益相反行為の規定が機能しなくなるおそれも指摘されている。

一方、それに対し、実質的判断説をとる学説もある（改訂親族法逐条解説443頁 著者中川淳 日本加除出版発行）。これは、形式的判断説によれば、826条等の親権等の濫用を抑止して子の利益保護を図る立法趣旨が全うされないというものである。

確かに法の目的を達成するためには、当該法律行為の意図及び動機等並びにその効果を踏まえて実質的に判断をすべきではある。しかし、法定代理という強固な代理権について、慎重を期すればそれだけ法定代理制度自体を揺るがすものともなりかねない。したがって、現行法の下での実務においては、形式的判断による手段によらざるを得ず、親権等の濫用と認められる場合は、個別に裁判上で判断されるしか手段はないと考えられよう。

4 複数の親権者等が存在する場合の取扱い

法定代理人となるべき者が複数の場合が、しばしば想定される。親権については、父母又は養父母、あるいは養父（養母）と実母（実父）の共同親権の場合であり、単独親権の場合よりはるかに多い。また、後見についても、複数の成年後見人が選任される場合があり、共同して後見を行使することを家庭裁判所が職権で定めることができるとされている（民法859条の2）。

このような場合には、判例では、①利益の対立のないもう一方の親権者が単独で親権を行使でき、したがって特別代理人の選任の必要はないとする説、②もう一方の親権者の行為も制限され特別代理人のみが親権を行使するとする説を示していたが、現在においては、③親権者の一方との利益相反行為であるときは、その親権者につき特別代理人が選任され、その特別代理人ともう一方の親権者で共同して親権を行使することになるとの説に立っている（昭和35年2月25日最高裁判決）。なお、登記先例は、従来から③説を採用している（昭和23年9月18日第3006号民事局長回答，昭和33年10月16日第2128号民事局長回答）。

第3 不動産登記法上登記原因となる法律行為についての考察

1 所有権移転登記の登記原因についての個別検討

(1) 契約関係

「売買」(民法555条)については、子又は被後見人が売主又は買主であるかを問わず、利益相反行為に該当する(昭和10年9月20日大審院判決、昭和23年9月18日民事甲第3006号民事局長回答)。「交換」(民法586条)についても同様と考える。つまり、双務契約である「売買」及び「交換」については、契約の当事者が子又は被後見人とその親権者等である場合、その契約の内容について子又は被後見人とその親権者等は利害が対立し、子又は被後見人にとって不利な契約となりかねないことが懸念されることから、利益相反行為に当たると考える。

一方、片務契約である「贈与」(民法549条。ただし553条の負担付贈与でないもの)については、子又は被後見人から親権者等への「贈与」は、まさに親権者等の親権等の濫用により子又は被後見人の不利益となることが予測され、利益相反行為と認められるが、親権者等から子又は被後見人への「贈与」については、子又は被後見人の不利益になることは認められず、利益相反行為ではない(大正9年1月21日大審院判決、昭和6年11月24日大審院判決、昭和14年3月18日大審院判決)。

なお、子又は被後見人と第三者の間の上記売買、交換及び贈与の法律行為は、親権者等の単なる代理行為にすぎないから、利益相反行為には当たらない(昭和46年9月29日東京高裁判決、昭和23年11月5日民甲第2135号民事局長回答)。

(2) 共有関係

「共有物分割」(民法256条1項)については、子又は被後見人と親権者等との共有の場合に、共有者の分割請求に基づき協議することになり、各共有者間の各部分についてその有する持分の交換又は売買が行われることになるので、子又は被後見人と親権者等が単独所有になるいずれの場合も、利益相反行為に当たると考える。共有者の一人に第三者が存在するときも、第三者の単独所有になる場合を除き、上記と同様であると考えられる。

「共有持分の放棄」(民法255条)については、相続放棄の場合(後述2参照)と同様に、先例では、結果として放棄した持分は他の共有者つまり親権者に帰属することになるが、親権者が子の代理人としてする単独の一方的な行為であるので、利益が相反するとの概念は働かず、利益相反行為に該当しないとの取扱いである(昭和33年12月8日民事甲第2444号民事局長回答、昭和35年9月27日民事甲第2659民事局長回答、昭和35年12月23日民事甲第3239民事局長回答)。これは、共有者の一人に第三者が存在するときも同様である。

なお、「相続放棄」についての判例は、先例とは逆の判断を示している(後述2参照)。

(3) 代物弁済(民法482条)・譲渡担保

これらは、金銭的な債権債務に基づき発生する法律行為であるので、債権者、債務

者及び不動産を提供する者がだれかにより判断することになる。

債権者が第三者の場合、子又は被後見人の債務のために子又は被後見人名義の不動産の所有権を代物弁済又は譲渡担保を原因として移転させることは、単なる代理行為であり利益相反行為とはならないが、親権者等の債務のために子又は被後見人名義の不動産の所有権を代物弁済又は譲渡担保を原因として移転させることは、子又は被後見人の不利益となり、利益相反行為に当たる（昭和33年6月17日東京高裁判決、昭和31年3月5日新潟地裁高田支部判決、昭和38年6月5日大阪高裁判決）。

債権者が親権者等の場合、子又は被後見人の債務のために子又は被後見人名義の不動産の所有権を代物弁済又は譲渡担保を原因として移転させることは、利益相反行為と考える。

また、その逆、債権者が子又は被後見人の場合、親権者等の債務のために親権者等名義の不動産の所有権を代物弁済又は譲渡担保を原因として移転させることも、やはり、利益相反行為に当たると考える。

(4) 時効取得（民法162条）

「時効取得」については、法律上起り得る当然の効果であるので、その効果自体に利益が衝突するとの概念は働かない。

(5) その他

「民法287条に基づく委棄による移転」については、一方的な意思表示による単独行為であり、地役権者に対する所有権の放棄である。すなわち、共有持分の放棄と同様、代理人としてした行為に利益が相反するとの概念は働かず、利益相反行為に該当しないと考える。

「現物出資」（商法168条、172条）、「寄附行為」（民法41条）、「収用」（土地収用法101条）及び「民法646条2項に基づく委任者への移転」については、その性質上、子又は被後見人と親権者等との利益相反行為とはならない。

「真正な登記名義の回復」（昭和36年10月27日民甲第2722号民事局長回答）については、中間省略登記を認めた不動産登記申請上の手法であり、法律行為ではない。

2 相続についての検討

子又は被後見人と親権者等が相続人である場合に、「相続」に関連する法律行為等の中で、登記上関係のある行為としては、「法定相続」（民法900条）、「遺言による相続」（同985条）、「遺贈」（同985条）、「遺産分割協議」（同907条）、「相続放棄」（同938条）及び「特別受益」（同903条）等が取り上げられる。

「法定相続」、「遺言による相続」、「遺贈」については、法律上起り得る当然の効果であるので、その効果自体に利益が衝突するとの概念は働かない。

「遺産分割協議」については、子又は被後見人と親権者等が分割協議者であれば、親権者等が子又は被後見人の代理として協議することは、親権者等自身が自己の有利に協議することが危惧されることから、当然に利益相反行為に当たる（昭和45年7月10

日札幌地裁判決，昭和28年4月25日民甲第697号民事局長通達)。

「相続放棄」については，相続人の一方的な意思表示によるものであるので，子又は被後見人と親権者等が相続人である場合，子又は被後見人の相続放棄の結果として親権者等がその相続分を取得するとしても，親権者等の行為は単に子又は被後見人の代理権を行使した行為であることから，利益相反行為に当たらないとするのが登記先例であるが(昭和25年4月27日民甲第1021号民事局長通達，昭和35年10月27日民甲第2659号民事局長回答)，判例では，昭和53年2月24日最高裁判決により従来の見解(明治44年7月10日大審院判決)を変更し，利益相反行為に当たると示されている。

「特別受益」については，意思表示による法律行為ではなく，被相続人からの遺贈又は贈与があったという事実であるので，その旨の証明書(特別受益証明書)を親権者等が子又は被後見人に代わって作成することは，利益相反行為ではない(昭和25年10月27日民甲第265号民事局長回答)。

3 担保権設定に関する検討

金銭的な債権債務に基づき発生し得る法律行為であるので，債権者，債務者及び不動産を提供する者がだれかにより判断することになる。

債権者が第三者の場合，親権者等が子又は被後見人の債務のために子又は被後見人名義の不動産に抵当権を設定することは，単に代理権を行使しているに過ぎず，利益相反行為とはならないが(昭和37年12月27日大阪高裁判決，昭和36年5月10日民甲第1042号民事局長回答，昭和37年10月9日民甲第2819号民事局長通達)，親権者等の債務のために子又は被後見人名義の不動産に抵当権を設定することは，利益相反行為に当たる(昭和37年10月2日最高裁判決，昭和50年9月4日東京高裁判決，明治38年5月29日民刑第1153号民刑局長回答)。

債権者が親権者等の場合，子又は被後見人の債務のために子又は被後見人名義の不動産に抵当権を設定することは，利益相反行為と考える。ところが逆に，債権者が子又は被後見人の場合，親権者の債務のために親権者等の名義の不動産に抵当権を設定することは，どうだろうか。親権者の債務及び子の債権は既に発生しており，その債務に対して親権者が子を代理して抵当権設定行為をした結果，子が優先弁済権を得るだけのことであり，上記債権債務に影響はない。したがって，子の不利益となることはなく，利益相反行為とはならない。

次に，子又は被後見人と親権者等との連帯債務又は連帯保証については，債権者が第三者の場合(債権者が親権者又は子の場合はない)，子又は被後見人と親権者等の連帯債務又は連帯保証のために子又は被後見人名義の不動産に抵当権を設定する場合，また，子又は被後見人と親権者等の共有の不動産に抵当権を設定する場合は，利益相反行為に当たる(昭和8年10月24日大審院判決，昭和50年4月18日最高裁判決，昭和28年4月28日神戸地裁姫路支部判決，昭和45年12月18日最高裁判決，昭和43年10月8日最高裁判決)。

第4 不動産登記実務上の問題点

1 利益相反行為に当たるか否かの判断方法及びその有効性の審査

前述してきたように、利益相反行為に当たるか否かの判断ポイントは、法律行為の当事者はだれか、どのような性質の法律行為があったのか、だれが利益を受けてだれが不利益を被ったかである。それらを、登記簿、申請書及び登記原因証書を含む添付書類から明らかにして、行為自体又は行為の外形からのみ判断し、代理人の意図及び動機等並びにその法律行為がいかなる効果を持つかはしんしゃくせずに判断することになる。

利益相反行為であると判断すれば、当該法律行為が有効に成立しているか否か、つまり特別代理人により正当になされている法律行為か否か審査しなければならない。

登記原因証書の添付がある場合は、その証書により特別代理人の選任及び同人の正当な代理権の行使の有無等、登記原因となる法律行為の真実性が審査できるが、登記原因証書の添付がない場合は、どうであろうか。また、登記先例で認められている登記法上の手法である中間省略登記の一種である「真正な登記名義の回復」という登記原因の場合はどうだろうか。

この場合、登記簿及び申請書から登記義務者及び登記権利者がだれであるかは明らかになるが、添付書面からは、登記原因となる法律行為が正当に特別代理人の代理権に基づき行われた行為か否かは明らかにならない。登記実務としては、登記の根拠となる登記原因の法律行為等が適法になされたと判断するためには、登記申請の際の子及び被後見人の代理人については、特別代理人でなければならないと考える。

なお、今年6月に成立した不動産登記申請のオンライン化を中心とした改正不動産登記法が施行されると、現行不動産登記法40条に規定される副本添付制度が廃止され、登記原因となった物権の変動の存在を確認することができる登記原因証明情報の提供を求めることになるので、当該問題点もおおのずと解決されることになると思われる。

2 登記申請人について

登記申請する根拠は、有効な法律行為又は事実が存在することである。

したがって、その存在が登記申請書添付の登記原因証書から明らかであり、特別代理人を選任して有効に成立していることが認められる場合は、既に当該法律行為の効力自体は発生しており、登記申請はその事実を登記簿に反映する行為であることから、子又は被後見人の法定代理人が特別代理人であることは必要なく、親権者等で差し支えないと考える。すなわち、売買等の場合、親権者等が子又は被後見人の代理人として登記申請することができる。

3 代理権限を証する書面の適否について

代理権限を証する書面として、特別代理人の選任審判書の添付を要するが、その適否を判断するには、どのような行為に対する特別代理人なのかが問題となる。対象である法律行為の特定について包括的な記載がなされている場合及び法律行為の内容が特定されていない場合、また、法律行為の内容が異なる場合に、適切な代理権限を証する書面であると認められるかどうか問題となる。

4 既に所有権移転登記が完了している場合に利益相反行為であることが判明し、無効と認められる場合について

826条等に違反してなされた法律行為について、判例の立場は、当然無効説（大正4年7月28日大審院判決）、取消行為説（昭和10年2月25日大審院判決）を経て、現在は、学説とともに、無権代理行為として本人の追認のない限りその効力を生ぜず、追認を待って初めて有効に転じるとの説（昭和11年8月7日大審院判決）を採っている。

そこで、子が成人した後に追認することなく裁判上争われ、判決によりその無効が明らかになった場合は、子から単独で判決書を登記原因証書として所有権抹消登記を申請することになる。しかし、裁判を介さずに、追認しないことにより、当該法律行為は無効であるとの判断をした場合、登記権利者である子と登記義務者である親権者であった者との共同申請により、所有権抹消登記を申請することができるだろうか。

この点については、現行登記実務上、副本添付制度を利用して、登記権利者と登記義務者による共同申請により、法律行為の無効を起因として、錯誤を登記原因とする登記申請が可能ではないかと考える。

また反対に、その無権代理行為を追認した場合に、その追認の意思表示はどのようにして明らかにしておくべきなのであろうか。登記手続上は、何ら措置ができないと考える。

第5 韓国法上の親子間における利益相反行為

1 利益相反行為の立法的措置について

韓国法における親権者とその親権に服する子との間、また、親権者の親権に服する子の一方と他方との間での利益相反行為に関する規定は、韓国民法921条に規定され、その内容は、親権者が家庭法院に対し子の特別代理人の選任の請求を要する等、日本民法826条と同様の内容である。

また、未成年又は禁治産者についての後見人と未成年又は禁治産者である被後見人（韓国法における無能力者の規定は、日本民法平成11年12月8日法律第149号改正前の「禁治産者」の規定と同様の規定である。）との間での利益相反行為に関して日本と同様の特別代理人を選任する等の規定は、実体法である韓国民法には規定がなく、手続法である「家事訴訟法2条ナ1項11号」に規定されている。しかし、上記以外にも、利益相反行為としての直接の規定ではないが、韓国民法に規定され、日本民法には規定されていない「親族会」という組織にかかる規定中に、利益相反行為を包含する後見人と被後見人にかかわる行為についての規定が設けられている。

なお、「親族会」とは、韓国民法第6章に設けられ、本人又はその法定代理人等の請求により、同法777条に規定するその親族及び本人若しくはその家にある者の中から法院が選任した親族会員（3名以上10名以下）により組織される（同法960条、961条、963条）。併せて、未成年及び禁治産者のための「親族会」は、その無能力の事由

が終了するときまで継続するとして、常設の組織である旨が規定されている（同法965条）。また、「親族会」は、本人又はその法定代理人等の請求により家庭法院が召集し、その議事は会員の過半数の賛成によって決定される（同法966条、967条）。

具体的には、同法950条において、後見人の被後見人に対する法定代理権の制限がなされ、不動産又は財産に関する権利の得喪変更を目的とする行為（ただし、利益相反行為に限られていないと考える。）をするとき「親族会の同意」が必要であること、また同法951条においては、後見人が被後見人に対する第三者の権利を譲り受ける場合の必要要件として、「親族会の同意」を要することが規定されている。

すなわち、後見人（成年後見人及び未成年後見人）と被後見人（被成年後見人及び被未成年後見人）との間で利益が衝突する法律行為をなす場合には、日本と同様の規定である家事訴訟法2条ナ1項11号に基づき特別代理人を家庭法院に選任してもらうか、韓国民法950条及び951条に該当する行為であれば親族会の同意を得て後見人自身がその行為を行うか、いずれかの方法によるべきことが、今回の検討の中で判明した。

しかしながら、現在の実状では、「親族会」の規定があるものの、実際には「親族会」という組織は機能しておらず、死文化しており、昨今の事例としては把握していないとのことであった。

次に日本民法108条に規定する「自己契約」については、韓国民法124条にほぼ同様の規定が存在しているが、日本民法の該当条文と比較すると「本人の許諾」という条件がある。その点を含め、上記韓国民法921条との関係及びその比較についての回答は、今回は得られなかった。

2 利益相反行為に当たるか否かの判断基準

韓国法の学説においても、日本の学説と同様、「形式的判断説」と「実質的判断説」の二説が存在している。韓国法上の「形式的判断説」とは、行為自体又は行為の外形を見て利益相反行為に当たるか否かを判断し、その行為が子及び被後見人の不利益となり、親権者等の利益となるか否か、また、親権者等の意図、目的、動機及びその行為の実質的効果については考慮しない、とするものである。

また、「実質的判断説」とは、行為の形式いかんにかかわらず、その行為の動機、理由及びその結果を考慮して、その行為により子及び被後見人の不利益となり、親権者等の利益となるか否かを判断しなければならないとするものである。

両説の差異は、子及び被後見人の財産をめぐって発生する取引の安全保護若しくは子及び被後見人の利益保護のうち、どちらを重視するかという価値判断の問題であると考えられ、取引の安全保護が重視された「形式的判断説」が通説とされ、また判例においても、同じく「形式的判断説」を採用している。

しかし、「形式的判断説」も、子及び被後見人の利益の保護について「実質的判断説」の中で批判されていることについて無視することはできず、その点については、外形的には利益相反行為ではないが子及び被後見人に損害を及ぼすおそれがある行為に対しては、親権濫用と見て親権及び管理権の喪失宣告を申立てするか、代理人の代理権濫用の

諸理論を展開して、子及び被後見人の利益保護を図る必要があるとしている。

3 複数の親権者等が存在する場合の取扱い

共同して親権を行使する親権者のうち、一方とのみ利益が対立する場合については、複数のうち一人の利益が対立するからといって他の一方の親権者まで法定代理権を制限される理由はないことから、利益が対立する親権者につき特別代理人を選任して、他の一方の親権者と共同して代理権を行使することになる。

4 不動産登記法上登記原因となる法律行為についての各論

韓国においては、親権者と親権に服する子との間の法律行為及び後見人と被後見人の間の法律行為の事例は多くなく、日常の法律に基づく生活の中ではそれほど問題になることはないとの回答があったが、不動産登記実務にまつわる事例のある行為についての回答を得たので、それを日本の事例と比較するために一覧にしてみた。

○は、利益相反行為に該当すること、×は該当しないことを示す。

法律行為の内容欄の矢印「→」は、移転の方向を示す。

日本及び韓国欄の数字は、各民法における法律行為の根拠条文を示す。

※は、直接の根拠が判例又は先例で示されておらず、私見による判断である。

所有権移転登記の登記原因

法律行為の内容		日 本	韓 国
契約関係	売買 親権者→→子	○ 555	} 563 事例なし
	子 →→親権者	○	
	子 →→第三者	×	
交換	親権者→→子	586	596
	子 →→親権者		
	第三者→→子	※×	事例なし
	子 →→第三者		
贈与	親権者→→子	×	×
	子 →→親権者	○	○
	子 →→第三者	×	×
負担付贈与	親権者→子	※○ 553	○ 561
	子 →親権者	○	○

共有関係	共有物分割					
	共有者		※○	256-1	} 268-1 事例なし	
	子	} →子・親権者 →子・第三者 →親権者・第三者 →第三者単有	※○			
	親権者		※○			
	第三者		×			
	共有持分放棄			255	267	
	共有者		×		} 事例なし	
	子	} 子のみ放棄 親権者のみ放棄 第三者のみ放棄	※×			
	親権者		※×			
	第三者					
代物弁済 譲渡担保	債権者＝第三者 の場合			482	466	
	債務者＝子 子→第三者	※×			事例なし	
	債務者＝親権者 子→第三者	○			○	
	債務者＝別の第三者 子→第三者	※×				事例なし
	債権者＝親権者 の場合					} 事例なし
	債務者＝子 子→親権者	※○				
	債務者＝第三者 子→親権者	※○				
	債権者＝子 の場合					} 事例なし
	債務者＝親権者 親権者→子	※○				
	債務者＝親権者 第三者→子	※○				
債務者＝第三者 親権者→子	※×					
債務者＝第三者 第三者→子	※×					
その他	民法287条の委棄による移転			287	299	
	子 →→親権者	※×			} 事例なし	
	親権者 →→子	※×				
	時効取得			162	245	
	現物出資		商法168, 172		商法290, 295	
	寄付行為		41		47	
	収用	} 概念なし		土地収用法101	土地収用法63	
	委任者への移転			646	684	
真正な登記名義の回復						

相続について

行為の内容	日 本	韓 国
法定相続・遺言による相続・遺贈 概念なし	900, 985	1009, 1073
遺産分割協議 (分割協議者=子・親権者)	○ 907	○ 1013
相続放棄(相続人=子・親権者) 子のみ放棄	× 938	} 1019 事例なし
親権者のみ放棄	×	
子と親権者双方放棄	×	
特別受益証明の作成	× 903	事例なし1008

担保権設定について

行為の内容	日 本	韓 国
担保権設定 債権者=第三者 の場合	369	356
・債務者=親権者 不動産提供者=子	○	○
・債務者=子 不動産提供者=子	×	×
・債務者=第三者 不動産提供者=子	×	×
債権者=親権者 の場合		
・債務者=子又は第三者 不動産提供者=子	※○	事例なし
・債務者=子 不動産提供者=第三者	※○	事例なし
債権者=子 の場合		
債務者=親権者 不動産提供者=親権者 又は第三者	※×	×
債務者=第三者 不動産提供者=第三者	×	事例なし

連帯債務	・債権者＝第三者 債務者＝親権者 } の場合 親権者と子の連帯債務	432	413
	○	○	
	・債権者＝第三者 債務者＝子 } の場合 親権者と子の連帯債務	※○	事例なし
連帯保証	・債権者＝第三者 債務者＝別の第三者 } の場合 別の第三者, 親権者, 子の連帯債務	※○	事例なし
	債権者＝第三者 債務者＝親権者, 別の第三者の場合 親権者と子の連帯保証	446, 453	428
		○	○

5 登記実務について日本において問題とされている事項について

(1) 利益相反行為に当たるか否かの判断方法及びその有効性の審査

登記原因となる法律行為が利益相反行為に当たるか否かの判断は、韓国民法921条並びに登記先例及び前述した判例に基づき判断しなければならない。また、その法律行為が利益相反行為に該当すると判断されれば、家庭法院で適法に選任された特別代理人によって法律行為がなされたかどうか、特別代理人選任決定書の添付を求めて審査しなければならない。

日本法と同様に、韓国不動産登記法においても、同法45条において、登記すべき原因を証する登記原因証書の添付がない場合には、申請書副本を提出する制度が採用されているが、韓国においては、登記は第三者への対抗要件ではなく物件変動の効力発生要件であるという基本原則があることもあり、登記原因の真実性を高めるために、実務上登記原因証書が添付されている事案がほとんどであるとのことである（なお、契約による所有権移転登記申請の場合は、不動産登記特別措置法3条1項に基づき契約書を提出しなければならない）。これらのことから、その登記原因となる法律行為が利益相反行為に当たるか否か、また、法律行為の有効性、真実性の審査については、特別代理人選任決定書と併せて提出された登記原因証書により審査することになることが多いと考えられる。

なお、後見人と被後見人との間の利益相反行為については、親族会の同意を得てなされることも考えられるが、その場合は、親族会の同意がある旨を証する書面の添付を求め、それにより判断されることとなるを考える。

(2) 登記申請人について

登記が物件変動の効力発生要件であることから、登記申請人は、当該法律行為をし

た特別代理人でなければならない。

しかし、前記(1)なお書きのように、後見人と被後見人との間の利益相反行為について親族会の同意を得た場合における登記申請についての登記申請人は、当該登記原因となる法律行為をするのは後見人であることから、後見人であると考えられる。

(3) 代理権限を証する書面の適否について

代理権限を証する書面である特別代理人選任決定書の内容については、判断が困難となるような包括的な内容の特別代理人選任決定書の例はなく、問題とはなっていない。

(4) 登記完了後、利益相反行為であることが判明した場合の法律行為の有効性及びその後の登記手続について

韓国大法院判例は、親権者が利益相反行為について特別代理人を選任せずになされた親権者の代理行為については、無権代理行為と判断している。したがって、未成年の子が成年になった後に追認しなければ、親権者の代理行為は無効となり、子は所有権抹消登記判決を受けて単独で登記申請できることになる。付け加え、通常、所有権抹消登記判決を受けずして登記権利者である子と登記義務者である親権者との共同申請により所有権抹消登記をすることは登記実務上想定していない、との韓国側の回答があった。

また、同じく大法院判例では、成年に達した子の無権代理人又は相手方に対して行う追認については、その方式に制限はなく、黙示の意思表示でもよいとされているので、登記簿上所有権抹消の記載がない以上、当該行為は有効であると推定できる。

おって、追認について、登記法上登記簿に表現する方法はない。

(5) その他登記実務上問題となっている事項については、特に回答はなかった。

第6 日本と韓国の親子間の利益相反行為に関する制度の比較

1 利益相反行為の立法的措置について

子及び被後見人と親権者等との間の利益相反行為の立法的措置及び根拠規定は、韓国民法上その国民性から「親族会」についての規定が置かれている(現実には、死文化している。)ことが日本法と大きく相違している点及び後見人と被後見人との間の規定については実体法の民法には規定はなく手続法の家事訴訟法に根拠がある点を除いて、変わるどころがなく、同様の制度が存在することが判明した。

したがって、日本と韓国の親子間における利益相反行為の立法的措置が同様であるということを前提に、次項目以下を検討して行くことにする。

2 利益相反行為に当たるか否かの判断基準

両国とも同内容の「形式的判断説」が通説であり、判例及び先例においても同説が採用されているので、判断基準が変わるところはなく、同様である。

もっとも、日本においては、「実質的判断説」をとる学説が有力になりつつある(新版注釈民法(25)親族(5)株式会社有斐閣発行142頁、改訂親族法逐条解説日本加

除出版発行443頁)が、韓国においての同傾向については、聞き及んでいない。

思うに、利益相反行為に関する制度の原点は無能力者の保護を図ることを目的としている民法等であることを考えると、真正面から取引の安全保護を重視する形式的判断は、上記立法趣旨が全うされず、当該制度が機能していないようにも見受けられる。また、それを補う諸理論も、事後措置により対応すれば足りると考えるものであり、かえって、第三者に予期せぬ損害を被らせる結果にもなりかねない。現在の判断基準に基づく特別代理人の選任による代理行為がどこまで本来の目的を達せられるかについては疑問を生じるところであり、無能力者の利益の保護のために、抜本的な改革が必要ではないかとも考える。

韓国においては、親子間における利益相反行為に当たる事例が少なく、特に本制度についても問題も生じていないとのことであるが、今後、日本及び韓国の双方において、社会生活における登記原因にまつわる権利変動が複雑化する中で事例が増加した場合、その判断基準の動向については興味のあるところであり、両国の新しい判例及び先例の判断に注目したい。

3 複数の親権者等が存在する場合の取扱い

日本と変わるところはなく、同様であった。

4 不動産登記法上登記原因となる法律行為について各論

回答のあった事例については、その判断は形式的判断説に基づきされており、日本と変わるところがなく同様であったが、各個別事例、特に担保権設定に関する事例中、債務者が第三者である場合に、上記2記載のとおり、その結論に疑問を感ずる事例があった。

5 不動産登記実務上の問題点

韓国においては、日本に比べ、親子間における利益相反行為にかかる登記をめぐっての実例が少ないことに付け加え、前述したように、登記が物件変動の効力発生要件であることから、登記原因となる法律行為の真実性を高めるために、実務上は登記原因証書が添付されることが多いとのことである。したがって、副本添付制度の利用が多い日本で起こり得るような問題を生じる余地は、ほとんど見受けられない。

また、そのように、多くの場合に登記原因証書が添付されているということは、利益相反行為に該当する場合の法定手続きを潜脱してしまうことに対する一定の歯止めになっているということも言えるのではないかと考える。

以上のことから、登記に公信力はないとはいえ、登記を効力発生要件とし、登記原因となる法律行為の真実性をより高める制度を構築している韓国と日本とを登記実務上の問題に関して比較することは、困難な面が多いと考える。

第7 終わりに

以上、親子間の利益相反行為について、日本の判例、先例及び考え方を紹介し、それを受けて韓国における判例及び考え方等の回答を得、自分なりに比較した。基本的には、日

本及び韓国両国の制度に大きく相違する点はなく、同様の制度が構築され、利用されていることが判明した。今後は、そのことを踏まえて、日本だけでなく韓国の本制度についてもその動向について注目していきたいと考える。

なお、細部については、私見が含まれていること及び言葉の違いから韓国の制度の解釈について相違する点が存在するかもしれないことを御容赦願いたい。

参考文献

新版注釈民法（25）親族（5） 編者於保不二雄・中川淳著者

発行株式会社有斐閣発行

改訂親族法逐条解説 著者中川淳 発行日本加除出版株式会社

月刊登記先例解説集 279号（25巻1号）発行社団法人金融財政事情研究会

利益相反の先例・判例と実務（全訂第2版）著者中村均

発行社団法人金融財政事情研究会

登記関係先例要旨総覧 法務省民事局編

不動産登記先例・判例要旨集 発行新日本法規出版株式会社

本人申請にこたえる登記所の取組について

徳島地方法務局登記部門

登記官 佐藤 典明

第1 はじめに

日本では、権利に関する登記については、当事者の申請に基づいてするのが原則（申請主義）であるが、登記申請手続が複雑であり、かつ、法律的判断等を要することから、専門資格者である代理人（司法書士、土地家屋調査士及び弁護士）による登記申請が大部分を占めていた。

しかし、国民の権利意識の高揚と近年の低迷する経済情勢を反映して、当事者自らが登記申請書を作成し申請する事案（以下、「本人申請」という。）が増加する傾向にあり、それに伴って、登記相談に訪れる国民で登記所の窓口は終日混雑している。この傾向は、政府が積極的に取り組んでいる申請人の負担軽減政策とも相まって、今後ますます強まるものと思われる。

このような状況に適切に対応するために、各種の対策を講じているが、人的・物的制約があり、顧客の要望に十分応じられていない状況にある。

日本の登記制度は、オンライン申請方式を可能とする改正不動産登記法（平成16年法律第123号。以下、「改正法」という。）が本年6月18日に公布され、不動産登記については、来年3月末までにはオンライン申請が開始される予定であり、いま正に大きな変革期を迎えている。

オンライン申請の導入により、登記制度が一般国民にとってより身近な制度となり、国民が登記制度を利用する上での利便性を高めるものとなることが期待されている。また、オンライン申請が導入された後も、窓口申請は併行して認められることから、登記申請に不慣れな申請人に対する窓口相談を充実させることも重要である。

そこで、本研究においては、日本と同様にオンライン申請の導入が予定されている韓国において、本人申請への対応の現状及び問題点並びにオンライン申請導入後に予定されている方策について調査し、よって、今後の両国の本人申請へのより適切な対応の在り方及び本人申請を容易とする方策について検討したいと思う。

第2 日本における本人申請への対応の状況

現行不動産登記法（明治33年法律第24号。以下、「法」という。）は、「登記ハ法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外当事者ノ申請又ハ官庁若クハ公署ノ囑託アルニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス」（法25条1項）とし、申請主義を規定している。これは改正法においても同様である（改正法16条）。

本人申請の現状は、2003年5月のサンプル調査によると、約1,700万件の登記申請のうち95.8%程度、推計で約1,600万件が専門資格者である代理人による登記申請であり、残りの4.2%程度が本人申請である。

ところで、申請当事者が自ら登記申請をしようとする場合、その大半は登記手続に不慣れな一般国民であり、申請するに先立って登記申請書の作成方法等について登記所に相談することとなる。そのため、次のような方策を講じてこれに対応している。

1 「登記相談コーナー」の設置及び登記相談員の配置

登記所では、窓口又は電話により、本人申請を希望する一般国民からの相談を受けている。

なお、比較的大規模な登記所では、相談専用の窓口である「登記相談コーナー」を設置し、また、特に相談が多い登記所では、登記相談を専門に担当する職員等（以下、「相談員」という。）を配置して対応している。

2 登記申請書用紙及び記載説明書の配布

登記所では、従前は、主な申請書の書式及び記載説明書のファイルを窓口に備え付け、本人申請を希望する国民に対して自由に閲覧させていた。

その後、抵当権抹消登記を司法書士に依頼することなく、抵当権設定者自らが行う事案が増加したため、窓口サービスの一環と事務効率化を図る一方策として、2000年度から、抵当権抹消登記を始め、各登記所の実情に応じて申請書用紙及び記載説明書が備え付けられた。

なお、徳島地方法務局登記部門では、現在、①土地地目変更、②分筆登記、③建物表示登記、④建物滅失登記、⑤保存登記、⑥贈与による所有権移転登記、⑦売買による所有権移転登記、⑧相続による所有権移転登記、⑨抵当権抹消登記、⑩登記名義人表示変更登記、以上の登記申請用紙を備え付けて希望者に配布している。

3 「登記インフォメーションサービス」の開設

現在、法務省では、一般国民から問い合わせの多い登記に関する事項について、24時間、インターネット又はファックスで必要な情報を取り出すことのできる「登記・供託インフォメーションサービス」を開設している（一部の情報については、音声でも提供している。）。

このサービスを利用すると、主な登記申請書式例及び記載説明書を入手することができる。現在掲載されているのは、①建物滅失登記、②贈与による所有権移転登記、③相続による所有権移転登記、④抵当権抹消登記、⑤登記名義人表示変更登記、以上の登記申請書式例である。

第3 日本における本人申請への対応の課題

増加する本人申請への対応については、従前に比べると改善され、国民からも一定の評価を得ているが、更に次の点の改善が必要である。

1 登記申請手続が複雑で面倒

日本の不動産登記制度においては、登記官はいわゆる形式的審査権しか有していないところ、この登記官に与えられた形式的審査権の下で不実の登記を防止し、併せて登記事務の円滑な処理を図るとの観点から、登記申請行為は要式行為とされている。申請書に記載すべき事項は法定されており（法36条等、改正法18条）、申請書に記載すべき文字及び訂正方法についても細かく法定されている（法77条）。

これら厳格な規定は、国民の重要な財産を守ることを目的とするものであるが、登記手続にかなりの手間を要することから、本人申請が増加するにつれて、登記手続の簡略化への要望が寄せられている。

2 相談員の不足

増加する本人申請に対して、現在の相談員の人数では十分に対応できず、常に数人が相談待ちの状態となっている。これには相談員以外の職員も登記事務処理を中断して相談者に対応しているが、その結果、登記事務処理の遅滞等の影響も発生している。

また、相談員が配置されているのは一部の大規模な登記所であり、大部分の登記所では、一般の職員が相談に応じているため、職員の負担増と登記事務処理の遅滞を招いている。

3 登記相談における申請書類調査の限界

登記が申請されると、すべての申請書を受付し、それを調査し、受否を決定する手順となる。

ところで、相談員が相談を受ける際、申請人が作成し持参した申請書及び添付書類を確認したところ不備が見当たらない場合でも、受付後、担当職員が申請書の受付、調査と処理を進める過程において、登記簿等との照合により申請書類の不備が発見され、申請人が再び登記所へ補正に出向かなければならなかったり、申請書をいったん取り下げる手続が必要となることも少なくない。

これは、例えば、所有権移転登記申請について、登記義務者が登記簿上の住所から移転している場合には、先に登記名義人表示変更登記を要するが、相談者が登記事項証明書（登記簿謄本）等を持参しない限り、相談員が登記義務者の住所変更を確認することができない等の事情による。

4 登記手続以前の実体関係に関する相談への対応

日本では、登記は、物権変動の効力発生要件ではなく、対抗要件としていることから、実体法上の権利変動を前提として、これに対抗力を持たせることを当事者が希望するときに、初めて登記申請がなされるものである。

しかし、本人申請を希望する申請当事者から寄せられる相談の中には、権利変動が生じる前の相談、すなわち実体法に関する相談が少なくない。

例えば、契約当事者は決まっているが、原因が決まっておらず、相談によって第三者の許可の要否や税金の額を知った上で、契約内容や登記原因を決めたいという場合がある。

この傾向は、改正法が「申請人は、法令に別段の定めがある場合を除き、その申請情報と併せて登記原因を証する情報を提供しなければならない。」（改正法61条）とし、登記原因証明情報の提供を求めていることから、契約書の作成方法等に関連して、登記手続に限らないこれらの相談が、今後更に増えることが予想される。

第4 韓国における本人申請への対応の現状及び課題

1 本人申請の現状

韓国における本人申請の割合は、2003年の登記事件数(約1,200万件)のうち、約3.45%(約35万件)が本人申請であり、近年、日本と同様の理由により、本人申請の割合は増加傾向にある。この傾向は、オンライン登記申請制度が導入されれば一層の加速化が予想されている。

2 本人申請及び登記相談に対する対応の現状

(1) 申請書様式及び案内書等の備付け及び配布

登記所では、本人申請の多い登記についての登記申請書様式及び登記申請に関する案内書を備え付け、希望者に配布している。

(2) 案内文等の掲示

登記所は、登記例規第1034号により、①不動産登記申請の案内、②登記申請書見本、③登録税及び手数料一覧表などの案内文を掲示している。

(3) 登記民願担当者の指定

登記課長及び登記所所長は、登記例規第1034号により、登記相談業務を円滑に遂行するために、登記民願担当者(登記相談担当者)を職員の中から指定できることとなっており、大規模な登記所においては登記民願担当者を指定している。

しかし、小規模の登記所においては、受付、謄抄本発給などの業務を担当する職員が登記相談業務を兼務している。

(4) 大法院ホームページを通じた登記相談など

「大法院ホームページ」を開設して、①不動産登記の概要、②不動産登記申請、③不動産登記応答事例などの情報を提供しており、さらに、本人申請の多い36種類の登記については、申請書の様式を掲示し、申請書の様式はダウンロードにより取得することができることとされている。

また、登記所の業務及び登記手続に関する質問も受け付けており、質問があれば48時間以内に回答している。

(注：韓国は司法府が登記事務を担当し、「大法院」は日本の最高裁判所に相当する。)

3 現状の問題点

(1) 国民からの過度なサービスの要求及び国民の誤った法律知識による登記所への批判

本人申請を希望する国民の中には、実体的な法律関係又は登記所の所管業務でない事項についての回答を要求する場合があります。国民の希望どおりの回答が得られないと、

登記所はいまだ権威的で不親切であり、登記手続は複雑でややこしいとの不満の意見が寄せられる。

(2) 相談内容の複雑・高度化

法律事務所の職員や企業の法務担当者からの相談は、高度の法律的な検討を要するものも少なくない。このような場合には、大法院法院行政處又は法律専門家の相談を受けるように案内している。

(3) 登記相談担当者の相談に対する消極的な姿勢

登記相談を受けた後、登記申請をした事案において、調査、校合する登記官により補正又は却下を求められた場合、また、登記相談に関連して損害を被った場合には、登記相談担当者に損害賠償を請求する場合があります。このような事態を避けるため、登記相談担当者は相談に消極的に臨む傾向がある。

(4) 国民の要求の高まり

国民の中には、「登記は簡単な手続に過ぎず、すぐに完了すべきである。」「契約書だけを持参すれば登記ができるようにすべきではないか。」との要求や申請書の作成を登記所職員に要求する国民も多い。

(5) 登記相談担当者の知識不足

登記相談担当者の知識が十分ではないことから、相談に応じる際に難しさを感じる場合が多く、体系的な教育及び自己研鑽が望まれる。

第5 日本における新たな取組について

1 現在検討中のもの

今後、本人申請を希望する国民のニーズは一層高まることが予想されるが、それに対応するために、現在、次のような方策が検討されている。

なお、改正法施行に伴う登記事務の取扱いについては、政令、省令及び基本通達により示される予定であるが、現段階においては明らかではないので、これらによる改善策は含んでいない。

(1) 登記用紙のA判横書化及びアラビア数字の使用を可能とする。

登記申請書の作成方法についての厳格な規定が、申請書の作成に手間を要する一因となっていることから、申請書作成方法の簡略化が検討されている。

申請書の様式については、法令上何ら規定はないが、日本工業規格B列4番の縦書きとするのが相当とされてきた。また、登記申請書に記載する文字については、「金銭其ノ他ノ物ノ数量、年月日及ヒ番号ヲ記載スルニハ、壹貳參拾ノ字ヲ用イルコトヲ要ス」（法77条2項）とされている（注：日本では「1、2、3、10」を漢字で表記する方法として「一、二、三、十」と「壹、貳、參、拾」の2つがある。一般的には簡易な表記である前者を使うが、法では、文字の改変を防ぐため、複雑な後者の表記を使うものとしている。）。

しかしながら、今日では、一般に使用されている用紙・様式はA判横書きのものが

主流となっており、「壱弍参拾」の文字はほとんど使用されることはなく、難解なイメージとなっている。

そこで、申請人の負担軽減及び利便性の向上を図る観点から、申請書のA判横書化及びアラビア数字の使用を認めることが検討されている。

(2) オンライン申請を容易なものとする登記申請書作成ソフトの開発

オンライン登記申請の導入によって、国民自らが容易に登記申請することができるようにするために、法務省ホームページの法務省オンライン申請システムのページに設ける登記申請書作成ソフトを申請人等のパソコンに無料でダウンロードできるとし、比較的簡単な抵当権抹消などの登記については、ダウンロードしたソフトを使って登記申請することを可能とすることなどが検討されている。

2 新たに検討すべきと考えるもの

今後、本人申請にこたえる取組を更に充実させ、抵当権抹消登記等の簡易な登記については、司法書士等の専門資格者に手続を依頼しなくても、当事者自らが登記申請書を作成し、本人申請が容易にできる体制づくりのためには、次のような方策が必要である。

(1) 申請書自動作成端末の導入

主な登記申請書用紙及び記載説明書については、登記所の窓口で配布しているが、記載説明書を読んで申請書用紙に必要事項を記載するのであるから、記載方法が分からなければ、相談員に記載の一字一句に至るまで相談することとなり、そうした相談に追われているのが現状である。

そこで、登記所窓口タッチパネル方式による登記申請書自動作成端末（以下、「登記申請書作成システム」という。）を設置し、不慣れな申請人であっても、タッチパネル方式により、画面に表示される質問に順に答えながら、必要な事項を入力することによって、申請書を完成させることができるものとする。

また、このシステムは、登記相談員とのマンツーマンによる相談方法を必ずしも必要としない本人申請人、すなわち過去に登記申請を経験したり、単に登記申請書の記載方法の助言を求める相談者には、同システムの利用による対応が可能となり、相談員の負担の軽減となる。

この登記申請書作成システムは、権利の登記に関しては、本人申請の割合が高く、定型的に申請書が作成できると思われる、①抵当権抹消登記、②登記名義人表示変更登記、③相続による所有権移転登記の各登記申請書の作成について稼働する。

(2) パソコンを登記所の窓口を設置し、窓口においても法務省ホームページの法務省オンライン申請システムの利用を促進する。

オンライン申請の導入に伴い、登記申請を容易なものとする「登記申請書作成ソフト」の開発等が検討されているところであるが、登記所の窓口パソコンを設置して、同申請書作成ソフトを利用できるものとする。

なお、申請書作成の後、申請方法（オンライン申請又は窓口申請）を選択して申請できることとする。

(3) オンライン登記申請専用電話相談窓口「ヘルプデスク」の設置

オンライン申請導入に伴う電話相談の増加に対応するため、オンライン申請システム利用のためのパソコン操作等の問い合わせに電話で対応する専用窓口として、「ヘルプデスク」を全国数か所に設置し、24時間対応とする。

(4) 登記申請書の作成方法を更に簡略化する。

ア コンピュータネットワークのメリットを生かし、可能なものから順次、添付書類を不要とする。

(ア) 全登記所のコンピュータネットワーク化が完成した後は、現在、申請書の添付書類として添付が義務づけられている登記所作成に係る証明書（管轄外の法人の資格証明書・印鑑証明書、共同根抵当の担保追加登記の際の管轄外物件の前登記証明書等）については、全面的に添付を不要とする。

(イ) 行政機関が保有する情報について、コンピュータネットワークを通じて情報の入手・交換が可能なものから、順次、当該行政機関の発行する証明書の添付を不要とする。

イ 申請書の記載については、添付書類の記載事項を援用して、申請書への記載を省略できることとする。

登記申請書に記載すべき事項としては、不動産の表示、登記の目的、登記原因及びその日付、申請人の表示等が規定されている（法36条1項、改正法18条）。

ところで、申請書に記載すべき事項の一部について、添付書類（申請人に還付しないものに限る。）の記載事項を援用することが認められるならば、申請書の記載は簡略化される。例えば、住所移転を原因とする登記名義人表示変更登記の申請書の「原因」及び「変更後の事項」は「変更証明書（住民票）に記載のとおり」と記載することで足りるものとする。

なお、不動産の表示についても、登記事項証明書を添付した場合には、申請書の「不動産の表示」には「登記事項証明書に記載のとおり」と記載することで足りるものとする。

(5) 所有権移転登記を前提とした登記名義人表示変更登記は不要とする。

所有権移転登記申請について、登記義務者が登記簿上の住所又は氏名を変更している場合には、先に登記名義人表示変更登記を要する取扱いであるが、所有権移転登記申請の際に「住所又は氏名の変更を証する書面」を添付することにより、登記名義人表示変更登記を不要とする。

(6) 相談員の増員及び相談コーナーの増設

本人申請の増加傾向に合わせて、それに見合った相談員の増員及び相談コーナーの増設が必要である。

しかし、予算及び職員の増員が望めない現状においては、一般職員を相談員として活用せざるを得ないが、相談員は、相談時に申請書の調査を行い、調査済みの申請書には相談員がその旨を明示することによって、受付後の「再度調査」を原則省略する

取扱いとすれば、登記事務処理の遅滞並びに受付後の取下げ及び補正を最小限に抑えることができる。

第6 韓国における新たな取組について

1 「登記ポータルシステム」の構築

大法院ホームページで提供している情報等を網羅・補完して、別途のウェブ環境で構築する「登記ポータルシステム」で提供するよう検討している。

2 添付書類及び申請書入力情報の簡略化

申請書の添付書類のうち、一定のものは提出を免除し、申請情報の入力についても、登記の真正を害しない範囲で、簡素化するよう検討している。

3 「オンライン申請事件受付システム」のヘルプ機能の充実

「オンライン申請事件受付システム」については、詳細なヘルプ機能を備え、国民が容易に使用できるように検討している。

4 登記相談体制の充実

登記相談員が充実した相談を受けることができるように、法律知識及び対応要領などについての体系的な教育プログラムを設けるとともに、すべての登記所に専門の登記相談員と登記相談コーナーを置くことが必要である。

5 登記申請するために、申請人自らが準備しなければならないことと、登記所が提供できるサービスの内容及びその限界について、申請人に分かりやすくホームページなどによって広報する必要がある。

第7 終わりに

本人申請の増加は、日本と韓国の共通した傾向である。それに伴い、「登記手続はもっと簡単であるべきだ。」といったたぐいの国民からの要望が強くなっている。

登記相談の現場では、戸籍の見方さえ分からない相談者から、「相続登記の申請書を自分で作成して申請したい。」との相当困難な希望を投げかけられ、結局は添付書類の一枚一枚、申請書の一字一句に至る説明及び確認に追われ、対応に苦慮する場面は少なくない。こうした現状を何とか改善しなければ、そんな職員の焦りも両国には共通している。

本研究テーマは、両国の登記所職員が直面する課題であるだけに、各研修員の実体験に基づいた活発な議論・検討がなされた。両国研修員の活発な議論・検討を経て生まれたことのひとつは、「国民を登記制度に合わせる」には限界があり、「国民に登記制度を合わせる」ことの発想である。「国民が申請しやすい登記手続とは、どのようなものか。」、まさしく利用者の視点、国民の視点からの登記申請手続の改革の必要性であった。ただ、この壮大なテーマを議論するには、本研修は余りにも短期間であり、本報告において紹介した事案は両国の取組のほんの一部にすぎないが、両国の研修員が一堂に会し、本人申請にこたえる方策についてアイデアを紹介しあい、議論・検討できたことは非常に有益であった。

現在、日韓両国は、時を同じくして、不動産登記に関するオンライン申請の導入を控え

ている。オンライン申請の導入を単なる登記業務の IT 化に終わらせることなく、国民が登記制度を利用する上で、登記の正確性を確保しつつ、利便性を高めるものとし、国民自らが登記申請することが容易となる制度とすることが求められている。今、まさに登記申請手続改革の絶好の機会でもある。

国民の登記所に対する厳しい要望は、登記所に対する期待の高さでもある。本人申請を希望する国民からの相談に応じることは、登記所本来の業務であり、決して余力があれば付加する「サービス」ではない。本報告では、主に登記申請手続の簡素化と本人申請サポート体制の充実の観点から、本人申請にこたえる方策を検討してきたが、今後、更に新たなアイデアを生みだし、それを実現し、国民の視点に立った登記申請改革を着実に進めることが、引き続き登記所が国民の信頼を得ることであり、両国の登記所組織の更なる発展に結びつくものであると確信している。

支店所在地における登記をめぐる一考察

法務省民事局商事課

供託係主任 服部 弘幸

1 はじめに

日本においては、支店の意義や支店所在地における登記の在り方について従来から議論がされており、また、実務においても、支店所在地における登記申請手続について問題が発生する場合がある。また、法務省では、高度情報化社会に対応するため、会社法人登記のコンピュータ化を積極的に推進するとともに（平成16年3月末現在、約350万社中約80%が完了している。）、情報通信技術を利用することにより、支店所在地における登記申請手続について申請人の負担を軽減することや、商法改正により、支店所在地における登記事項を簡素化することなどの検討を行っているところである。

韓国では、情報化の進展がめざましく、登記事務についてもコンピュータ化の進捗がよく著しいと聞き及んでおり、韓国における支店所在地における登記事務の取扱いの現状、情報化の進展等による登記手続への影響等を調査し、両国における登記手続の取扱い等を比較検討することにより、今後、我が国の支店所在地における登記の在り方を考える上での一助としたい。

2 支店の意義について

(1) 日本法における支店の意義について

日本において、会社の支店とは、主たる営業所である本店に従属している従たる営業所をいうが、本店に従属しているとはいえ、会社が営業活動を行うためのものである以上、ある範囲において本店から離れて独自に営業活動を決定し、対外的な取引をなし得る地位を有すると解されている。したがって、ある営業所が会社の支店に該当するか否かは、当該営業所に付されている名称ではなく、営業所としての実質的機能を備えているか否かによって、個別具体的に判別されるべきものと解されている。そのため、会社の支店に該当するか否かについては、外見から判別することは難しく、判例においても、相場の著しい変動のあるものを除き、肥料の仕入れを独自の判断で行い、それを販売し、代金の回収、販売に伴う運送を行い、日常経費は、その取立金で賄い、銀行に預金口座を設けていた出張所は支店に当たるとされ（最高裁昭和39年3月10日判決）、また、緊急を要するときは、小工事について本社に連絡することなく出張所長において契約を締結し、そのために必要な資材の購入や代金の支払等をしてきた出張所についても支店に当たるとされている（最高裁昭和37年9月13日判決）が、新規保険契約の募集と第1回保険料徴収の取次ぎのみを行う支社については、支店に当たらないとしている（最高裁昭和37年5月1日判決）。

(2) 韓国法における支店の意義について

韓国における支店の意義については、次のように解されている。

まず、営業所とは、営業活動を指揮・監督する場所的中心でなければならず、ある程度の時間的継続性を前提にしており、債務の履行地になるとともに、登記所及び管轄法院を決定する基準であり、株主総会召集地、涉外私法上準拠法を定める基準であると解されている。さらに、法律的效果等を認定する商法上の営業所は、名称だけではなく営業所としての実質を備える必要がある。そして、そのような営業所のうち、本店とは、一つの同一の営業を行う数個の営業所を置いた場合に全営業を統括する営業所をいい、支店とは、本店の指揮・監督を受けるが、一つの営業所として決まった範囲内で独立した営業所を中心に形成され、本店から独立して営業を継続できる組織をいう（大判1967.9.26.1967た1333号）。

つまり、商法上支店としての実体を具備したというためには、その営業場所が本店の指揮・監督の下、機械的に制限された補助的業務のみを処理するのではなく、決まった範囲内で本店から独立して独自の営業活動に関する決定をして、対外的な取引ができる組織を備えなければならない。例えば、単純な営業的取引が締結される売店や停車場、事実的行為である商品の製造及び加工だけが行われる工場や倉庫、営業活動の中心である場所として時間的にある程度の継続性がない一時的な売店、ある程度の固定性がない移動売店、営業所の営業を部分的に分担するとか営業所の単純な支援場所にすぎない出張所、事務所、直売所等は、支店には当たらない。

3 支店所在地における登記に関する規定について

(1) 日本における規定について

会社の営業活動は、本店のみならず支店においても行われる。そこで、日本においては、支店における取引の相手方を保護するために、本店の所在地において登記すべき事項は、別段の定めがない限り、支店の所在地においても登記する必要がある（商法10条）、支店における登記は、支店における取引の限度においてのみ、本店における登記と同様の公示力を有するとされている（商法13条）。すなわち、本店の所在地において登記していても、支店の所在地において登記していなければ、支店における取引について、善意の第三者に対抗することができないことになる。

なお、商法10条において、支店でも登記しなければならないとされている事項とは、本店の所在地で登記すべきこととされている事項であって、個人商人の商号などの任意的登記事項は、必ずしも支店の所在地で登記する必要はない。ただし、任意的登記事項であっても、支店の所在地で登記すれば、支店の取引について公示力が生じることとなる。

(2) 韓国における規定について

韓国における支店の登記に関する規定としては、次のようなものがある。

まず、商法において、本店の所在地で登記する事項は、他の規定がなければ、常に支店の所在地でも同一になるように登記をする（商法35条）旨を通則的に規定している。

支店設置及び移転時に支店所在地又は新支店所在地とする登記については、商法317条2項1号（目的、商号、会社が発行する株式の総数、1株の金額、本店の所在地、会社が公告をする方法）、4号（会社の存立期間又は解散事由を定めた時には、その期間又は事由）、9号（会社を代表する理事の姓名・住民登録番号及び住所）及び10号（数人の代表理事が共同で会社を代表することを定めたときには、その規定）の規定による事項を登記しなければならない（商法317条3項）。

さらに、大法院規則において、①代表権ある任員の職務を一時行う者に関する登記、②代表権ある任員の職務の執行の停止又はその職務代行者に関する登記、③代表権ある任員の選任の決議の不存在・無効・取消に関する登記、④清算中である会社等を代表する者に関する登記、⑤当該支店に置いた支配人に関する登記、⑥会社の合併・合併無効に関する登記、⑦会社の解散・継続・組織変更・清算終結に関する登記、⑧設立無効・取消しに関する登記、⑨会社整理・破産・和議に関する登記、⑩会社の分割又は分割合併と無効に関する登記をしなければならない旨が規定されている。

なお、1993年1月1日からは「法人等の登記事項に関する特例法」が施行され、同法3条によると、支店における登記事項について、一定の登記事項以外には登記を要しない旨規定されており、商法上登記すべきと規定されている「発行株式総数及び1株の金額」は、支店所在地において登記する必要がなくなっている。また、支店所在地で登記する事項の効力は、支店の取引に関してだけ発生する（商法37条、38条）。

支店の取引に関しては、本店所在地での登記・公告とは関係なく、支店所在地でした登記と公告のみを標準にする。

なお、支店設置登記が商法上強制されていることによって、同一・類似商号の場合に例外を規定している。すなわち、支店設置地における商号は、本店所在地において商号が適法に登記されている以上、たとえ支店設置地と同一の特別市、直轄市、市、郡において既に同一・類似商号が登記されているとしても、その商号の後に「支店」であることを付記することにより登記できる。反対に、本店を設置する場合、その商号が、その本店設置地と同一の特別市、直轄市、市、郡において既に登記されている支店所在地における登記の商号と同一・類似であるときは、登記できないように保護されている。

この点についての日本での取扱いを見てみると、日本においても、支店所在地における登記については、支店設置地と同一の市区町村において既に同一・類似商号が登記されているとしても、商号の後に本店の最小行政区画名を付記する（例：「〇〇株式会社（本店 東京都千代田区）」）ことにより登記することができ（昭和34年3月12日民事四発第46号民事局第四課長心得回答）、ほぼ同様の取扱いがされているが、韓国では、商号に一律に「支店」と付記すれば足りる点において、日本と韓国では相違している。

4 支店所在地における登記申請手続について

(1) 日本における登記申請手続とその問題点について

日本において、本店の所在地において登記すべき事項は、支店の所在地においても登記する必要があるため、商号、目的、役員等を変更する場合や、支店を設置、移転又は

廃止する場合には、まず、本店所在地において登記申請を行った後に、本店所在地でした登記を証する書面を添付して（商業登記法56条2項）、別途、支店所在地においても登記申請を行う必要がある（商法65条1項）。例えば、株式会社が新たに支店を設置する場合、会社を代表すべき者である代表取締役は、本店所在地の登記所に対して、支店を現実に設置した日から2週間以内に、支店の設置を決めた取締役会の議事録、代理人による申請の場合には委任状、本店の所在地において初めて支店設置の登記をする場合には支店欄の登記用紙と同一の用紙を添付して、支店の設置登記を申請した後に、支店所在地の登記所に対しても、支店を現実に設置した日から3週間以内に、本店所在地の登記所で支店を設置したことが記載されている登記簿謄本を添付して、支店の設置登記を申請することとなり、その際、本店所在地に登記されている現に効力を有する登記事項の全部並びに支店を設置した旨及びその年月日など登記すべき事項は、登記用紙と同一の用紙に記載する必要がある（商業登記規則68条1項）。

ところで、支店所在地における登記については、支店の数に関係なく1件につき9千円（一部の種類の登記については、6千円）の登録免許税を納付しなければならない。したがって、いわゆる都市銀行など全国に支店を数多く設置している会社において役員変更など登記事項に変動が生じたような場合には、当該会社は、本店所在地において登記申請を行った後、すべての支店所在地の登記所に対しても登記申請を行わなければならないため、以前から過重な負担となっているとの声が寄せられていたところである。

また、支店所在地における登記申請については、申請人からの登記申請によることとなるため、本店の所在地における登記申請のみが行われ、支店の所在地における登記申請が行われない事案が発生する場合があります。このような場合、本店所在地における登記簿と支店所在地における登記簿の内容が異なり、支店所在地の登記所における事務処理に影響を及ぼす場合もある。

(2) 韓国における登記申請手続とその問題点について

支店所在地における登記申請に際しては、本店所在地で登記したことを証明する書面を添付すればよく、他の書面は添付する必要がないこと（非訟事件手続法155条）、会社の設立後に支店を設置した場合には、本店所在地では2週間以内、その支店所在地では3週間以内にその登記をしなければならないこと（商法181条）、当該期間内に登記をしなければ、500万ウォン以下の過怠料に処されるようになっていることなど、日本と登記申請手続が類似している。

なお、韓国では商業登記簿の電算化は2002年9月に完了している（第1次商業登記電算化事業の終了）ため、本店と支店の共通登記事項が二元化管理されているが、そのために、①本店と支店の登記情報が様々な事情によって不一致が生じている、②本店と支店の複数の登記簿管理により、管理費用が増大している、③申請人が本店と支店を管轄する登記所を複数訪問することにより、費用負担と不便が生じているなど、登記申請手続だけではなく、そこに存在する問題点までもが日本と類似していた。

5 登記申請手続の簡素化について

(1) 日本における状況について

日本では、昭和63年の商業登記法の改正によって、コンピュータにより登記事務を取り扱う登記所中、特に法務大臣が指定した登記所間では、本店及び支店の所在地において登記すべき事項について、支店の所在地においてする登記の申請を、本店の所在地を管轄する登記所を経由してすることができ、その場合には、その登記の申請につき何ら添付書面を要しない（商業登記法113条の7）旨の規定が新設され、登記申請手続での申請人の負担軽減を図っている制度も存在していたが、この制度については、運用開始に向けて種々の検討がされたものの困難も多く、運用開始が見送られていた。

しかし、平成14年3月に政府において策定された「規制改革推進3か年計画（改訂）」（平成14年3月29日閣議決定）の中で、支店所在地における登記申請手続について、「企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。」と明記されたこと、また、登記所間の電子メールの送受信が可能である法務局通信ネットワーク等が整備されたこと等により、今般、運用開始の目途が立ったことから、この制度の対象となる登記所が指定されることとなった。

具体的な運用については、平成16年3月、商業登記法113条の7の規定による支店の所在地における登記の申請に関する事務の取扱い等について留意すべき事項に関する通達が発せられ（平成16年3月31日民商第952号民事局長通達）、平成16年6月の商業登記のオンライン申請開始に併せて本制度も運用が開始された。前記通達等によると、申請人等は、本店の所在地を管轄する登記所及び支店の所在地を管轄する登記所のいずれもが法務大臣の指定を受けた登記所であるときは、オンライン登記申請又は書面による登記申請により、本店の所在地においてする登記の申請と支店の所在地においてする登記の申請とを、一括して、本店の所在地を管轄する登記所に対してすることができるとされている。

なお、この場合、申請人等は、通知に要する実費として、1支店登記所ごとに900円の登記手数料を登録免許税とは別に納付しなければならない。

この申請がされた場合、一括申請を受けた本店の所在地を管轄する登記所においては、本店の所在地において登記すべき事項をコンピュータに記録した後に、いったん当該記録した情報をフロッピーディスクにダウンロードする。続いて、支店の所在地を管轄する登記所に対する通知書を別途作成し、フロッピーディスクにダウンロードした情報を添付した上で、登記所間を結ぶLANである法務局通信ネットワークを利用するなどして、支店の所在地を管轄する登記所に電子メールで通知することとなる。そして、通知を受けた支店の所在地を管轄する登記所においては、通知書を印刷し、当該通知をもって登記申請書を受け取ったものとみなして受付処理を行った後、添付された情報を利用して登記すべき事項をコンピュータに記録することとなる。

(2) 韓国における状況について

韓国における商業登記手続は、現在、「非訟事件手続法」に規定されているが、前述のとおり、第1次商業登記電算化事業が2002年9月末で完了したことに伴い、現行の

登記手続を電算化環境に合わせて再整備し、申請人の便宜を図るとともに登記の真正性を更に高めるため、新たに「商業登記法」を制定することが計画されている。

現在検討されている商業登記法案は、まず、電算化された登記簿が原則であると位置付けた上で、支店所在地において登記する事項が本店所在地において登記する事項と同じである場合には、現行法では、本店所在地と支店所在地を管轄する各々の登記所に申請することになっているところ、本店所在地で登記を完了した時には情報登記システムを通じて支店所在地を管轄する登記所に通知するようにすることで、登記手続を簡素化し、本店と支店間で登記情報が一致するようにしている。なお、細かい事務処理手続等については、引き続き検討中であるということである。この制度は、上記(1)の日本の制度とほぼ同様の制度であると思われる。

6 登記事項の簡素化について

(1) 日本における状況について

日本では、支店の所在地における登記事項は、本店の所在地における登記事項と一致させ（商法10条）、支店における取引の安全の確保に努めているところであるが、平成15年10月に法務大臣の諮問機関である法制審議会の会社法（現代化関係）部会に取りまとめられた「会社法制の現代化に関する要綱試案」によると、商業登記のコンピュータ化等の現状を踏まえ、支店所在地における登記事項を、本店の登記簿における登記情報に容易にアクセスすることを可能とするための情報という観点から簡素化することとし、①会社の商号、②本店の所在地、③当該支店の所在地に限定すること、また、会社の支配人の登記については、本店の登記簿において、支配人とその支配人が代理権を有する本店又は支店を登記すること、さらに、支店における登記の効力に関する商法13条についても削除することが検討されている。

しかしながら、上記試案に対しては、支店所在地における登記申請が励行されていない現実や、少なからず過誤登記が発生している現実にかんがみ、情報の一元化や、なお一層の事務処理の適正かつ迅速化の観点から賛成する意見もある一方で、支店所在地における登記の意義が、本店所在地における登記の検索機能でしかないのであれば、そもそも支店所在地で登記する実益に乏しく、支店所在地における登記は廃止してもよいのではないかと、支配人に関する事項が登記事項でなければ、支店の登記事項証明書は資格証明書とすることは難しいため、支配人の登記は盛り込むべきではないかと、本店が多く所在する登記所にアクセスが集中するため、事務処理が停滞するおそれがあるのではないかと、利用者から登記手数料が高いとの意見が少なくない現状において、支店登記の登記事項証明書を取得した後に本店登記の登記事項証明書を取得することとなれば、手数料の二重徴収となり利用者の理解が得られないのではないかと、といった賛否両論が存在している。

(2) 韓国における状況について

韓国では、既述のとおり、支店所在地における登記事項の一部について簡素化を図っている規定はあるが、日本で検討されているような規模での登記事項の簡素化は検討さ

れていない。むしろ、韓国では、中央管理所に一つのシステムを設置し、全国の法人登記を1法人1登記簿で管理する本・支店登記簿完全統合方式を見据えている。商業登記法案にて検討されている情報登記システムを通じて支店所在地を管轄する登記所に通知する方式も、完全統合方式が実現されるまでの過渡的方式と認識されている。

しかしながら、本店と支店の登記簿を一元化するに当たっては、①事前に、本店登記簿と支店登記簿との間で登記事項に齟齬がないかを確認する作業が必要である、②登記簿様式及び申請書様式を改善する必要がある、③ハードウェア及びソフトウェア等システムインフラを高度化する必要がある、④災害時の復旧システムを構築する必要がある、⑤知能型類似商号検索システムを構築する必要があるなど、実現に向けては数多くの解決すべき課題があることも浮き彫りになった。

日本において導入が検討されている、商号、本店所在地及び支店所在地に登記事項を限定した支店所在地における登記とは、登記簿の一元化を見据えた過渡的形態なのか、それとも、本店の登記簿にアクセスするためのインデックス機能こそが支店所在地における登記の将来的意義であるとした上での最終形態なのか、現在のところ判然としない。さらに、日本も将来的に登記簿の一元化を考えるならば、上記課題は両国における共通の検討課題になり得る。

7 外国会社の登記について

(1) 日本における取扱いについて

日本において、外国会社とは、日本法以外の法に準拠して設立された会社であると解されているが、外国会社が、日本において取引を継続して行おうとするときは、日本における代表者を定め、その会社につき登記をしなければならない（商法479条1項）。従前、外国会社が日本で継続して取引をする場合、日本における代表者を定めるほか、日本国内に営業所を設けることが必要だったが、先進諸国で営業所の設置を義務付けている国はほとんどなく、かねてより参入障壁であると外国から批判されていたこと、また、近時の国際商事取引においては、営業所設置の判断をする前に社員のみを派遣したり、ダイレクトメールやインターネット等による取引が急速に進展し、顧客の苦情や紛争処理のための請求窓口のみを設けることが多いことなどから、平成14年4月に商法が改正され、必ずしも日本国内に営業所を設けなくても、日本において継続的取引をすることができるようになった。

外国会社の登記は、別段の定めがある場合を除いて、日本に成立する同種の又は最もこれに類似する会社の支店の登記の規定に従うこととされているため（商法479条2項）、外国会社が日本国内に営業所を設置して継続的取引をする場合には、営業所の所在地において、日本における同種の会社の支店における支店設置の登記と同様に、設立登記に係る登記事項のすべてと、会社設立の準拠法並びに日本における代表者の氏名及び住所、会社成立の年月日、営業所を設置した旨及びその年月日を登記することとなる（商法479条2項、3項、商業登記法56条3項）。例えば、外国会社が日本の株式会社と

同種のものであるときは、商号や目的など、株式会社における登記事項である商法188条2項に掲げられた事項のほか、会社設立の準拠法、日本における代表者の氏名及び住所、財務状況の公告方法（商法479条3項）、会社成立の年月日、営業所を設置した旨及びその年月日を登記する必要がある。

なお、外国会社が日本国内に営業所を設置せずに継続的取引をする場合には、代表者の住所地において、営業所を設置する場合と同様の登記を行う必要がある（商法479条2項）。

(2) 韓国における取扱いについて

韓国において、外国会社とは、韓国の国籍を持たない営利を目的とする社団をいう。内・外国会社の区別は、会社設立の準拠法による説（準拠法説）と本店所在地によって決定する説（本店所在地説）があるが、外国で設立された会社でも韓国にその本店を設置するか韓国で営業することを主な目的にするときには、韓国で設立された会社と同一の規定によらなければならない旨の商法617条の規定趣旨から、準拠法説が妥当するというのが通説である。

また、外国会社が韓国で営業をしようとするときには、代表者を定め、営業所を設置して、会社設立の準拠法、支店と同一の登記事項のほかに、韓国での代表者の姓名と住所を登記しなければならない（商法614条）。営業所を登記する前には韓国での取引はできず、これに違反すれば、過怠料を処され、取引した者は外国会社と連帯して責任を負う（商法616条）。

8 終わりに

韓国における登記の高度情報化社会への対応について、日本と韓国では国家に対する認識や会社法人数等に差違はあるものの、国家の強力な方針の下、計画的かつ迅速に各種施策が実施されている印象を受けた。日本においても、高度情報化社会の基盤として、登記簿の電算化を一刻も早く完成させ、登記情報の提供方法等を幅広くするとともに、支店所在地における登記に限らず、高度情報化社会に対応した登記制度の将来像を明確にする必要性を感じた。逆に、商業法人登記のオンライン申請制度や支店所在地における登記に関する一括申請手続は、日本が韓国に先行することとなる。他国の模範となる制度にするべく努力していく必要がある。

日本と韓国は、登記制度が非常に類似しているため、共通する課題も多い。各種情報化施策の実施状況等を互いに参考にしながら共通課題を乗り越え、登記制度や登記所が、国民からますます信頼され発展し続けることが大切である。今後の韓国の動きに注目したい。

不動産執行事件の配当において、共同担保が設定されている物件のうち、一部の物件が先に配当された場合の後順位担保権者の代位権行使の要件

最高裁判所事務総局民事局第一課

課長補佐 関 口 良 正

第1 出題の趣旨

1 出題の背景と問題意識

日本国においては、現在、民事執行法の一部を改正する法律案が第159回通常国会に提出され、継続審議となっている。この改正案によれば、民事執行手続のうち、執行裁判所内部における裁判官と裁判所書記官との役割分担の見直しという項目が掲げられ、物件明細書の作成や、配当表の作成などの各手続について、裁判所書記官が行うべきものとして検討されている。

このような法改正の動向を背景に、これまでの配当実務について、見直しを行う必要がないのか、特に実務の取扱いにより、各庁の考え方によって差異のある部分について、改正法施行後はできるだけ統一的な扱いをする必要があるため、これまでの取扱いについて、再度検討する必要があるのではないかと考える。

このような観点から、不動産執行事件と登記に関連し、異時配当における後順位抵当権者が民法392条2項の代位権を行使するための要件として、附記登記が必要であるか否かという論点についての実務研究テーマを取り上げたものである。異時配当が起こり得る場合としては、同一の申立てに係る事件でありながら、売却単位の組成の問題から、複数の物件（売却単位）についてそれぞれ別個に売却・配当される場合と、事件そのものが異なる場合とが想定され、後者の場合には執行裁判所を異にする場合もある。もちろん、同一の事件において異時配当となった場合には、その事件記録の中で民法392条2項の代位権発生的事实を容易に知り得ることとなるが、別個の事件記録、あるいは執行裁判所を異にした場合においては、これらの代位権発生的事实を認知することは一般的に困難である。また、後順位抵当権者から何らかのアクションがあつて初めて認知し得ることであるが、その取扱い、特にどのような方法で代位権発生の要件を証明すべきかという部分について、各庁において様々なバリエーションが見られるところである。法解釈に関する部分であれば、各執行裁判所の裁判体の判断によるところであるが、それを前提とした実務の取扱いという点では、可能な限り同様の取扱いとすることが、手続を利用する当事者にとって重要な問題となる。

2 問題の所在

ア 共同抵当権が設定された不動産について、それらの不動産の代価すべてを同時に配当する場合、共同担保権者の配当については、各不動産の売却代金相当額で当該担保

権者の債権額を按分して配当することとなる（民法392条1項）。例えば、甲・乙2つの不動産に対し、Aが債権額1,000万円の共同抵当権を設定し、甲・乙不動産がそれぞれ300万円、900万円、合計で1,200万円で売却され、その代金を同時に配当する場合、Aの抵当権に対しては、甲不動産から250万円が、乙不動産からは750万円が、それぞれA抵当権に対する配当とされる。

イ しかし、共同抵当権が設定された不動産のすべてが同時に配当されるとは限らず、一部の不動産のみについて先に配当手続がなされ、その後に残余の不動産に対する配当が行われる場面がある。そのような場合、共同抵当権者は、先に配当される不動産についてその債権全額での行使ができるため、上記の事例で先に乙不動産が配当になった場合には900万円全額がAに配当され、その後の甲不動産の配当の際には、代金300万円のうち、先の配当で不足が出ている100万円がAに配当され、残金200万円は剰余金として所有者に返還されることとなる。

ウ ところが、甲あるいは乙不動産にAに遅れる抵当権者が存在した場合、売却代金の全額を同時に配当する場合には、各不動産の価額に応じて共同抵当権者の債権が按分されて割り付けられるため、後順位担保権者でも配当にあずかれることになるが、異時配当の場合においては、先に配当される不動産の後順位担保権者は、残余の不動産に担保権を設定していない以上、当該不動産の売却代金からは配当を受けられなくなってしまふ。そこで、法はこのような場合、後の配当手続において、先に配当された不動産について共同抵当権者に遅れる担保権者が存在した場合には、同時に配当すべき場合に後順位担保権者が配当を受けられたであろう範囲内において、先順位の共同抵当権者に代位することを可能とした（民法392条2項）。

例えば、先の事例で、乙不動産について、Aの共同抵当権に遅れるB抵当権者が存在し、かつ、B抵当権者は甲不動産には抵当権を設定していなかった場合、乙不動産が先に配当されてしまうと、B抵当権者は当該配当において配当にあずかれなくなってしまふ。しかし、後の配当手続で甲不動産の配当を行う際、仮に甲・乙不動産の売却代金を同時に配当した場合にA抵当権者が乙不動産から配当を受けうる限度は750万円であるところ、現実に先の配当手続でAが配当を受けた900万円との差額150万円について後の配当となる甲不動産の代金が存する限度において、B抵当権者は甲不動産の配当手続でAに代位して配当を受けられることになる。具体的には、甲不動産の代金300万円のうち、A抵当権者が残額100万円の配当を受け、次いでB抵当権者がA抵当権者に代位し、残金200万円のうち150万円の配当を受け、残額の50万円が剰余金となる。結局、後順位抵当権者による代位が発生する場合には、異時配当の場合であっても、同時配当のときと同じ結果となるものとされる。

エ ところで、このような後順位抵当権者による代位は、当事者の意思表示によって発生する物権変動ではなく、法律上当然に発生する物権変動であることから、実体法上は登記なくして利害関係人に対抗し得るものとされている。しかし、現実に執行裁判所が配当手続を行う場合、同一事件記録の中で異時配当となった場合には、後順位担

保権者による代位権発生の実事を認知することは容易であるが、事件を異にした場合や、執行裁判所が異なる場合においては、代位を原因とする附記登記の有無が、その後の執行手続に大きく影響する。すなわち、配当期日指定の後、配当受領権者及び利害関係人を呼び出さなければならないところ、附記登記がなされていれば、当該代位権者も配当期日に呼び出さなければならない者として、爾後の手続をとることになるが、共同抵当権の後順位抵当権者は登記なくして配当にあずかれるとした場合、呼び出すべき利害関係人の範囲を確定するに当たり調査義務の範囲が拡大してしまう。また、代位権者への呼出しの瑕疵が、配当期日実施を違法な手続としてしまう可能性もある。

そこで、不動産執行実務においては、このような代位権者について、登記（附記登記）を行使の要件とすべきか、否かという点を巡って議論されている。

3 日本における実務のすう勢

(1) 概観

不動産執行実務においては、①後順位抵当権者による代位は、法律上当然に発生する物権変動であり、登記なくしてその移転を利害関係人に対抗できることを根拠として、附記登記なくして配当受領資格を認める扱いもある。しかし、②不動産執行手続における形式性を考慮し、附記登記までは要しないものの、代位権の発生及びその範囲については公文書による証明で足りるものとして、原共同抵当権の存在と、先の配当期日における配当額及び代位額（可能額）を証明して、後の配当手続に加入することができるとする考え方もある。例えば、「抵当権の特定承継人が、民事執行法181条3項の公文書により競売申立てをして、執行裁判所が承継の事実を認定して開始決定がされたときは、この差押債権者の配当受領資格（民事執行法87条1項4号又は1号の債権者として）を否定することはできないことから、抵当権移転の附記登記のない特定承継人から公文書により承継の事実が証明されれば、その者からの債権届出を認めるべきであろう。」と考えるものである（東京地裁編「不動産配当の諸問題」265頁）。

その一方で、③不動産執行手続における形式性をより徹底し、附記登記を経由しない代位権者については配当手続での受領資格を認めず、救済手段としては「配当異議」によることも可能ではないかとする考え方も見られる。

このうち、実務のすう勢としては、後順位抵当権者による代位等、抵当権の特定承継人が権利行使を行う要件として、基本的には移転の附記登記を必要としながら、実体法上の地位を尊重する趣旨から、附記登記を経由していない場合でも、代位権について何らかの公文書による証明で配当受領資格を認める扱いが主流となっている。

(2) 主流となる考え方に立った場合の証明等

ア 証明すべき事実

- ① 共同抵当権の設定された複数の不動産について、そのうちの一部の不動産の代価を配当し、当該共同抵当権者がその代価について債権全額の弁済を受けたこと（民法392条2項）。

通常は、この事実を証明する方法として、先に配当になった不動産及び今回配当に付される不動産について、不動産登記簿謄本あるいは不動産登記事項（全部事項）証明書の提出をもって行うこととなる。また、配当額の証明については、先に行われた配当手続での「配当表」の提出が求められよう。

問題は、共同抵当権が設定された不動産について、先の配当手続の不動産と今回配当する不動産とを“同時に配当する”と仮定した場合の各不動産における割付額を算出しなければならないことから、先の配当における各不動産の代価を証明する必要があるということである。「配当表」上、各不動産の代価が記載されているならばともかく、現行の配当表作成プログラムでは配当表とは独立した「按分計算結果一覧表」が作成されるため、これも一括して「配当表」の一部として取り扱うこととなろうか。

- ② 後の配当手続で、共同抵当権の設定された残りの不動産について、その代価を配当する場合であること。
- ③ 先に配当された不動産について、共同抵当権に遅れる抵当権の設定があったこと。
- ④ 代位権を行使する旨の意思表示

権利の所在を明らかにするだけでなく、権利を行使する旨の意思表示を必要とすべきであろう。通常は、「上申書」のような形で執行裁判所に「債権計算書」などと共に提出されることになる。

イ 代位金額の主張を要するか。

代位すべき金額については、後の配当の対象となる不動産の売却価額が決まらなければこれを算出できない。後の配当対象不動産の売却価額が決定されて初めて同時に配当すべき場合の優先する担保権の按分計算が可能となり、これとの比較において初めて代位金額の算出が可能であるからである。

そして、この金額が確定するのは、後に配当される不動産について売却代金の納付があったときである。期間入札の方法による売却の場合、開札時点、売却許可決定時点等で、ある程度見込みはできるが、その後に売却不許可となる場合や代金不納付も生じる可能性があることから、代金納付が実際に行われるまでは当該不動産の売却代金額は不明とせざるを得ない。

このような事情から、代金納付完了後であれば代位すべき具体的な金額の主張は可能であろうが、一般的には具体的金額の主張までは不要と考える。

(3) 主流的な取扱いに対する疑問等

代位権行使の要件として、附記登記までは要しないものの、代位権について何らかの公文書による証明を要するとする取扱いは、不動産執行手続における形式性と、実体法上の権利者の保護という要請との調和を図ったものと考えられるが、次の点ではやはり疑問が残る。すなわち、立論の根拠として、不動産執行手続の形式性を前提とする部分は、手続の性格（訴訟事件と非訟事件との差異）や、より迅速な権利実現を

図るという社会的要請を踏まえると、やはり代位権行使の要件としては原則として附記登記を要するとすべきではないだろうか。また、主流的な取扱いは、附記登記を経由していない代位権者の競売申立権を認めることとの均衡をその理由に挙げているが、競売申立人の場合には、当該開始決定の審査に当たり、執行裁判所の判断（代位権発生要件の審査）及び債務者・所有者による不服申立ての保障があり、債権届出を行った場合とはその状況を異にするのではないだろうか。解釈論としても、自ら競売を申し立てて配当にあずかる場合には、民事執行法87条1項1号の「差押債権者」として配当を受けるのに対し、そうでない場合には同法87条1項4号の「差押登記前に登記された抵当権で、売却により消滅するものを有する抵当権者」として配当を受けるのであり、形式上は配当上の根拠は異なることとなる。さらに、共同抵当が錯綜する事件などでは、附記登記なくして公文書による証明での代位権行使を認めると、手続の画一性や定型性が害されてしまう結果にもなる。

第2 実務研究結果

1 同時配当における韓国法及び日本法の比較

共同抵当権が設定された複数の不動産について、それらの売却代金を同時に配当すべきときは、各不動産の売却代金額に応じて共同抵当権者の債権額を按分し、各不動産ごとの負担額を算出して配当すべきとする点は、韓国法及び日本法のいずれにおいても同様である。韓国法においては、韓国民法368条1項により、日本法においては日本民法392条1項により、その旨宣言されている。

両国の実体法では、共に、共同抵当権の設定されている不動産の後順位抵当権者等の保護の観点から、各不動産が共同抵当権者の債権に対し負担すべき金額を合理的に算出し、後順位抵当権者の期待を保護しようとするものであり、共通の考え方に基づいている。

※ なお、総合発表後の質疑の中で明らかになった点であるが、韓国における配当実務では、共同抵当権の設定された物件の後順位抵当権者保護のための規定である韓国民法368条の規定を、抵当権以外の優先債権（例えば貸金債権者の貸金債権等）にも拡大して適用する考え方が主流となっているとのことである。

2 異時配当における韓国法及び日本法の比較

異時配当の事案においても、その考え方や後順位抵当権者が代位できる範囲の算出など、両国の民法は同様の規定を置いている。すなわち、①異時配当において、共同抵当権者は先に実施される配当手続において、当該不動産の売却代金に対してその債権額全額を行使することができる（韓国民法368条2項前段、日本民法392条2項前段）。②この場合、後の配当手続において、共同抵当権者に遅れる後順位抵当権者は、同時配当の場合を仮定し、本来同時配当が行われたのであれば、後順位抵当権者が先の配当手続の中で配当を受け得たであろう限度において、優先する共同抵当権者に代位し、配当を受けられる（韓国民法368条2項後段、日本民法392条2項後段）とする点は、

同様の規定となっており、実務例でも同様に扱われている。

3 後順位抵当権者が代位権を行使するための要件についての比較

配当に関する考え方については、同時配当の場合も、異時配当の場合も、実体法上の処理は韓国法、日本法共に同様の取扱いをされている。しかし、その代位権行使の要件として、日本民法では393条により移転の附記登記を要するものと規定され、一部の実務書においてもそのような考え方が紹介されている。これに対し、韓国法では附記登記を要するという規定は存在せず、また、登記先例でも、代位権者の代位できる金額が確定できないこと、また、代位権者による附記登記等の規定も存在しないことなどを理由として、移転の附記登記そのものが不可能であり、登記なくして代位権行使ができるとされている。

日本法における実務例を見ると、現行民事執行法が制定された当時（昭和55年当時）では、代位権を行使するためには、移転の附記登記を要するとする考え方が強かった。しかし、その後は登記不要説が主流となり、現在では実務上の通説といってもよい状況になっている。

4 法改正を背景にした再検討等

日本における実務の主流的な（あるいは通説的な）考え方によれば、後順位抵当権者は、民法392条に定める代位権を行使するに当たり、附記登記を行うこともできるが、これを行わなくても代位権行使は可能であり、登記に代わる公文書による証明を行うことで足りるとする。

確かに、同一事件において、差押対象不動産が複数あり、その形状や利用形態により、異時配当になる事案は多い。また、その場合であれば、執行裁判所は一件記録を精査することにより、後順位抵当権者の代位が発生している事実、代位権を行使できる範囲については、これを知り得るのであり、「裁判所に顕著な事実」として、何らの証明を要せずに代位権行使を認めても差し支えないであろうし、このことについてまで、附記登記等による証明を要すると考えることは、いたずらに当事者等への負担を増加させるのみで、相当でないことは、登記必要説においても同様である。問題は、異なる裁判所において代位権発生の実事があった場合、あるいは同一裁判所間でも、事件を異にし、代位権発生の実事が必要でも明らかでない場合などの取扱いである。このような場合には、同一事件記録中の認定とは異なり、やはり権利主張する側での証明を要するであろう。

また、執行事件、特に不動産執行事件に関しては、日本における不良債権処理のための施策として、迅速かつ適正な処理が強く要請されている。さらに、前述のとおり、法改正に向けた裁判所内部の準備として、どこの裁判所においても同じレベルの証明を行うことが必要であると考えられるし、これまでの「執行裁判所の判断」による個々の事務手続では画一性を欠いたものとなり、当事者等の予測可能性を大きく損なう結果にもなってしまうのではないかとと思われる。

5 本研究における研究結果として

- (1) 実体法上、権利変動が生じているにもかかわらず、未登記である場合の執行手続上の取扱いについて（韓国側への質問事項1）。

韓国法においては、物権変動について形式主義を採用し、登記は効力発生要件であるとされる。しかしながら、このような法制においても一定の範囲で登記なくして効力を生ずる物権変動の存在は認められている。例えば、相続、公用徴収、判決及び競売がその例に当たるとされている（韓国民法187条）。

このような、法律上当然に効力の発生する物権変動について、韓国の不動産執行実務では、例えば相続では、不動産競売事件申立て前に相続開始が判明していれば、現在の登記名義を被相続人から相続人に変更させた上で申立てを行うよう促しているし、申立て後に相続の事実が判明した場合には、いったん事件を取り下げさせ、登記名義を相続人あてに変更した上での申立てを促すか、これに従わない場合には申立てを却下する扱いである。また、手続進行中に当事者（所有者）に相続が発生した場合には、手続的には「受継」させた上で手続の進行を図るということになる。これらについての処理は、日本における不動産執行事件の処理と同様であり、この点についての齟齬はない。

なお、関連問題として提示した「物上保証人の弁済による代位」についても、上記と同様、抵当権移転の附記登記は不要としている。この点もまた、日本民法における取扱いと同様であり、物上保証人が弁済による代位を行う場合、登記なくして対抗し得る物権変動であることを理由に、移転の附記登記は不要であるとされる（ただし、第三取得者に対抗するためには移転の附記登記が必要であることはいうまでもない）。

- (2) 次に、未登記である不動産所有者（実体法上の真の所有者）に対する処遇について（韓国側への質問事項2）であるが、訴訟手続上、民事執行手続上のいずれにおいても、韓国、日本双方共に大きな隔たりはない。韓国の法制下においても、登記に公信力が認められていない以上、実体上の真の所有者と登記名義人との不一致という事例は起こり得るし、また、それに関する裁判例や解決策なども同様に取り扱われている。

すなわち、実体法上真の所有権を有する者は、現在の登記名義人に対して所有権移転登記の抹消登記手続を求めて訴えを提起し、当該訴えの勝訴判決をもって登記名義を単独で抹消できるし、訴えの間に民事執行手続が開始された場合には、保全処分（仮処分）により、当該手続の停止を求め、仮処分決定を執行裁判所に提出することにより手続の停止を求められる。また、訴えの他に、真の所有者と登記名義人との共同申請により、「真正な登記名義の回復」を原因とする所有権移転登記も認められているとのことである。

- (3) このように見てくると、民法及び民事執行法を横断的に比較検討しても、韓国及び日本の取扱例にほとんど差異はなく、登記に対する考え方の違いはあっても、民法上の取扱い、民事執行法上の取扱いについては同様に解されていることがうかがわれる。

すなわち、後順位抵当権者による代位の場合も（また、物上保証人の弁済による代位の場合も含め）、韓国、日本の双方共に移転の附記登記なくして配当受領資格を認められる点に変わりはない。

ただし、本研修の講義の中で、韓国不動産登記法改正法案の中では、これまで附記登記を要するとする考え方のなかった後順位抵当権者の代位について、附記登記ができる旨の規定が法案化されているとのことであり、その背景事情には何があるのか（やはり附記登記を要するとする考え方も一部には根強くあるのかなど）という点については、今後も注目し、検討を続けたい部分である。

一方、日本法における問題点については、民事執行法の一部改正により配当表の作成権限が裁判所書記官に委譲されるという点については韓国法と背景事情が異なる部分である。韓国の法制下では、配当表の作成も、また、配当の実施についても執行裁判所（執行法院）の権限であり、どのような資料に基づいて認定するかという部分では、事情を異にすることになる。

(4) 個人的な見解ではあるが、民事執行法改正の動向を背景にすると、次のように解することが相当ではなかろうか。

① 同一事件において、後順位抵当権者による代位、物上保証人による弁済代位が発生した場合

この場合には、既に述べたとおり、代位権発生の実事、その範囲について執行裁判所に明らかであり、代位権者が代位権行使の意思表示を「債権届出書」あるいは「債権現在額申立書」により明らかにすれば、抵当権移転の附記登記を要せずして配当受領資格を認めてよいと考える。

② 同一裁判所であっても、事件を異にする場合及び執行裁判所を異にしてこれらの代位権が発生した場合

この場合には、上記①と異なり、権利を主張する代位権者側で積極的に証明する必要がある、かつ、その証明の方法も、原則として附記登記による証明を要するものとして考えたい。これにより、日本全国どこの裁判所においても同様の取扱いを行うことが可能となり、抵当権者側にとっても執行手続に対する予測可能性が確保される。

もっとも、現在の実務の主流的な考え方も、様々な配当事例の積み重ねを経て編み出されたものであり、その点では十分尊重に値する取扱いである。したがって、基本的には附記登記を要求する姿勢は堅持しつつも、これが不可能な場合などの救済方法として附記登記に代えて、これと同等の証明力を有する公文書の提出によって、その権利行使を認めるという扱いも許容されよう。その場合の公文書の範囲として、第1の3(2)で述べた文書について、いずれも裁判所書記官による謄本、あるいは証明書とすることで、附記登記と同等に扱ってよいのではないかと考える。



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp
From : Asia

サンバル・サンバル

ナシゴレン、ミーゴレン、サテカンビン、ナシチャンプル、日本の居酒屋でも目にするようになったこれらの食べ物はインドネシアのものです。インドネシアの食卓で欠かせない調味料といえば、「サンバル」です。こちらも最近ではボトルに入ったものが日本のスーパーでも売られるようになりました。唐辛子を主体とした調味料です。サンバルは日本でいえば味噌汁、韓国でいえばキムチのように、実は家庭によりさまざまな味があります。サンバルを作るための石製の搥鉢と石製の搥粉木は全国共通のようですが、サンバルの材料はいろいろです。調理用トマトを多用して酸っぱめにしたり、小エビを入れて旨みを出すものもあります。

以前は外食するときに少し使ってみたりしましたが、決まっておなかの調子が悪くなるので、私は最近では避けています。ところが、私の妻はかえっておなかの調子がよくなるというので、たくさん使います。なぜか。このなぞなぞの分かる日本女性は多いでしょうね。

(JICA インドネシア司法改革支援企画調査員 河田 宗三郎)

～ 国際協力の現場から ～

—ゴトンロヨンの精神に触れて—

主任国際協力専門官 土 出 一 美

私が昨年4月に法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門で勤務するようになり、早くも1年9か月が過ぎようとしています。この間、幾つかの研修の担当をする機会がありましたが、一番思い出に残っているものとは考えると、良くも悪くも平成16年6月から7月にかけて担当した「日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー」でした。

本セミナーの概要等については、ICD NEWS 第17号において当部関根教官からの紹介がありましたので、詳しい説明は省略させていただきますが、インドネシアの裁判官、司法省職員、弁護士等12名を研修員として迎え、大阪の国際協力部で3週間、東京の法務総合研究所で2週間の計5週間行われました。

私がインドネシア研修を担当するのは今回が初めてでしたので、過去のセミナーの記録や当部にあるインドネシア関連の資料や書籍を読むなどして情報を得ながら準備を始めましたが、インドネシアからの研修員を迎える際、一番気を使うのは、やはりイスラム教徒の方への宗教上の配慮でした。今回のセミナーに当たっても、お祈り用の部屋を用意し、方角が分かるように「WEST」と書いた紙を貼るなどの準備をしました。また、以前、研修員がお祈りの前に身体を清めるために手足を洗う際、洗面所をびしょ濡れにしてしまったことから(足を洗った後、タオルでふいたり、靴を履くのはだめだということです。)、その対策として、バスタオルを用意し、足を洗った後はその上を歩いてもらい、床が濡れないようにしました。このように、過去のセミナーにおける経験や情報を基に準備ができたため、特に宗教上の問題は起こりませんでした。

しかし、私個人としては、複数の研修員から宗教についての質問を受け、多いに悩まされました。日本人はあまり宗教を信じていないが、多くの外国人にとって宗教は大きな問題であるので、外国人から宗教は何かと聞かれたら、取り敢えず「仏教徒です。」と答えておいた方がいいと聞いたことがありました。こう答えておけば、相手も納得するし、大抵の日本人なら、本人も知らないまま仏教に根付いた行事に参加しているので、全くの嘘というわけでもない。しかし、私は一応キリスト教の洗礼を受けており、中学生のころまで礼拝に通っていました。こんなことを書くと不謹慎ですが、イースターやクリスマスといった行事が楽しみで遊びに行っているという感覚で、信仰心があったといえれば嘘になります。そんなわけで研修員に信仰している宗教は何か？と聞かれた際に、仏教徒というのもキリスト教徒というのも気が引け、正直に「カトリックの洗礼を受けているけど、神は信じていない。」と答えてしまいました。そこから、インドネシア研修員の宗教に関する質問が始まりました。「神はいないと思うのか。」「いないと思う。」「では、この宇宙を創造したのは誰か。」あまりの突拍

子のない質問に「そんなこと知らない。」と答えると、「ほら、分からないだろ、だから神は存在するんだ。」と満足そうに納得していました。その後も、時間があれば、宗教に関する質問がひっきりなしに続き、「日本人はどうしてあまり宗教を信じていないのか。」「どうして日本人同士で宗教の話をしていないのか。」など、普段、宗教に関してあまり深く考えていない私にとっては、日本語で答えることすら難しいことを英語で説明しなければならず、「やっぱりカトリックでも、仏教徒でもいいからどちらかで答えておけばよかった。」と後悔し、次回、インドネシアからの研修員を迎えるまでもう少し日本人の宗教感について説明できるようになっておこうと決心しました。

今回のセミナーで、インドネシアの社会についてよく言われるゴトンロヨン（相互扶助）の実践の場を目の当たりにする機会も何回かありました。あまり良い出来事ではなかったのですが、東京で観光に出かけた日のことでした。浅草を見学して食事をした後、東京タワーに行きました。展望台に上り、何人かの研修員と売店でお土産を選んでいたときのことです。一人の研修員がお金を払おうとしたところ、財布を入れていた小さな鞆がないと言い出しました。本人はいつなくなったのか全く覚えておらず、食事をした店等にも電話で問い合わせましたが、見つかりませんでした。あちらこちらに散らばっていた他の研修員も集まってきて、観光どころではない雰囲気となり、本人はみんなに迷惑をかけて申し訳ないと泣き出してしまいました。すると、今回のセミナーの最年長者である最高裁判事が他の研修員を柱の陰に移動させ、みんなで何かを話していたかと思うと、一握りの紙幣を手に戻ってきて、泣いている研修員の手握らせました。それはあっという間の出来事だったので、多分、みんな当たり前のように集まり、当たり前のようにお金を出し合い戻ってきたのだと思います。

また、ある日、一人の研修員がパンを買いたいというので、一緒についていきました。自分が食べる分を買うのかとと思っていると、ほかの研修員の分だということでした（インドネシアの人々は朝が早いため、宿泊施設での朝食開始時間まで待たなくて、食事の前にパンを食べていたそうです）。買ってくるよう頼まれたのかと聞くと、頼まれなくても必要なのは分かっているから当然だという答えが返ってきました。

研修中は、話好き、冗談好きなインドネシアの国民性や生活習慣の違いから、研修員の行動に困ったり、腹を立てたりしたこともありましたが、今では、いざというときはまとまり、お互いに助け合っている姿が印象に残っています。

研修が終了して5か月経とうとしている今も、研修員から電話やメールが来て、色々な依頼を受けます。日本から送った荷物が届かないので調べてほしい、日本の人形が欲しいのでどこで買えるか調べてほしい、娘が日本に留学するので、よろしく頼む等々。忙しいときは正直、面倒くさいなと思うこともありましたが、しかし、最近気付きました。これもゴトンロヨン—相互扶助の精神とはすなわち、困っていたら助けてあげる、困っていたら助けてもらう—の精神であるということ。研修員に信頼してもらえたからこそ頼まれるのだと良い方に考えることにしました。いつかは私が助けを求めることがあるかもしれません。

最後になりましたが、今回のセミナーに参加された弁護士のトゥリスナヤンダ・ルビス氏が平成16年10月29日に逝去されたとの訃報をインドネシアから受けました。今回の研

修員の中では一番若く、研修後も何度か電話をかけてきてくれ、元気そうな様子であったので、すぐには信じられませんでした。お葬式には本セミナーの研修員のほとんどが参列したとのことでした。日本からは何もできないのが大変残念でしたが、遠くから同氏の御冥福をお祈りしたいと思います。



日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー講義風景

ICD NEWS —LAW FOR DEVELOPMENT—

2004年（13号～18号）掲載記事索引

（なお、執筆者の肩書きは掲載時のものによる）

<ベトナム>

特集 ベトナム民事訴訟法起草支援

ベトナム民事訴訟法起草支援現地セミナーについて

JICA長期派遣専門家 森永太郎 第13号 p. 5

ベトナム民事訴訟法起草支援現地セミナー記録

第13号 p. 7

ベトナム民事訴訟法制定について JICA長期派遣専門家 森永太郎

第16号 p. 34

ベトナム最高人民検察院次長検事による講演会について

国際協力部教官 廣上克洋 第16号 p. 4

講演 ベトナム最高人民検察院次長検事 クアッ・ヴァン・ガー

ベトナムの司法制度改革の現状と課題 第16号 p. 42

ベトナム新刑事訴訟法の運用をめぐる諸問題 第16号 p. 66

ベトナム破産法の成立 国際協力部教官 丸山 毅

第17号 p. 4

第22回ベトナム国法整備支援研修概要

JICA長期専門家（前国際協力部教官） 森永太郎 第18号 p. 40

ベトナム破産法（仮訳） 第18号 p. 74

<カンボジア>

カンボジアにおける裁判官・検察官養成の動向とその支援

国際協力部教官 三澤あずみ 第18号 p. 1

<ラオス>

第8回ラオス国法整備支援研修の概要

国際協力部教官 三澤あずみ 第13号 p. 124

カントリーレポート発表会

第13号 p. 128

<ウズベキスタン>

ウズベキスタン共和国司法大臣来日（2003. 12） 第14号 p. 6

特集 中央アジア司法制度

ウズベキスタン共和国の不動産登記制度概観

前国際協力部教官（現法務省大臣官房民事訟務課法務専門官）

黒川裕正

法務総合研究所国際協力事務部門主任国際協力専門官

小山田 実 第15号 p. 4

ウズベキスタン共和国経済訴訟法典（1998年1月1日施行）和訳

香取 潤 第15号 p. 23

中央アジア諸国刑事司法制度調査報告－(上)－		
－ウズベキスタン共和国，キルギス共和国，タジキスタン共和国－	第15号	p. 59
総説	第15号	p. 61
犯罪情勢	第15号	p. 64
刑事法に関する現状とその改革	第15号	p. 74
刑事司法に関する知識と人的基盤	第15号	p. 81
中央アジア諸国刑事司法制度調査報告－(下)－	第16号	p. 97
－ウズベキスタン共和国，キルギス共和国，タジキスタン共和国－		
刑事司法制度と運用の実際	第16号	p. 99
少年非行	第16号	p. 144
コミュニティの関わり	第16号	p. 149
課題と所感	第16号	p. 155
ウズベキスタン共和国担保法（仮訳）	第16号	p. 161
ウズベキスタン招へい専門家報告	国際協力部教官	丸山 毅
ウズベキスタン共和国と日本間の司法分野における協力の枠組みの中で 行われた研修コースの結果についての報告書	第18号	p. 95
ウズベキスタン最高裁判所裁判官	バルキバエバ・Ж・И	第18号
日本とウズベキスタン共和国の立法及び立法プロセス		
タシケント法科大学講師	サイディラ・S・グリャモフ	第10号
		p. 102
<インドネシア>		
日本・インドネシア法制度比較研究セミナー		
セミナー概要，実施要領，日程表，参加者名簿		
	国際協力部教官	関根澄子
	第17号	p. 28
カントリーレポート発表会	第17号	p. 35
<韓国>		
報告書— 第5回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）に参加して		
東京高等裁判所判事（前大阪法務局長）	小池信行	第13号
「日韓知的財産権訴訟の現状と展望」講演会（2004. 11. 27，28開催）		
前国際協力部教官（現法務省大臣官房民事訟務課法務専門官）		
	黒川裕正	第15号
		p. 103
講演会資料	第15号	p. 147
<巻頭言>		
巻頭言 法整備支援活動に参加して		
	九州大学名誉教授・弁護士	吉村徳重
	第13号	p. 1
巻頭言 ベトナム・カンボジア両国を訪ねて		
	法務総合研究所長	鶴田六郎
	第14号	p. 1

巻頭言 経済のグローバル化と法律家の協働
大阪弁護士会副会長 小原正敏 第15号 p. 1

巻頭言 デジタル型法整備支援かアナログ型法整備支援か
—レギスタン広場の風に当たれば—
大阪大学大学院教授 池田辰夫 第17号 p. 1

<国際協力の現場から>

“法整備支援の修行 国際協力部 語学アドバイザー 枝木晃子 第13号 p. 189

“私と国際協力” 統括国際協力専門官 平川貴洋 第14号 p. 179

“You are my best friend in Japan 国際協力専門官 外尾健一 第15号 p. 178

日韓パートナーシップ研修 —日韓友好の架け橋—
国際協力専門官 窪田浩尚 第16号 p. 179

『ありがとう』 ～Thank you, Спасибо, Rakhmat～
主任国際協力専門官 中川浩徳 第17号 p. 129

初めて外国人研修を担当して 国際協力専門官 松村幸治 第18号 p. 150

<その他>

アジア知的財産権法制シンポジウム—(上)—
国際協力部教官 黒川裕正 第13号 p. 155

特集 第5回法整備支援連絡会(2004. 1. 23 開催)
国際協力部教官 山下輝年 第14号 p. 13

基調講演 「カンボディアにおけるドナー間協力の課題」
駿河台大学学長 竹下守夫 第14号 p. 24

報告「アジア諸国におけるADBの法整備支援活動とその連携について」
アジア開発銀行(ADB) 法務局長 アーサーM. ミッチェル他 第14号 p. 30

講演「ラオスの司法改革と日本の支援」
ラオス最高人民裁判所副長官 ダヴォン・ワーンヴィテット 第14号 p. 34

法整備支援現場レポート 弁護士 平石 努 第14号 p. 37

基調講演 「ドナー間における支援の相克と日本の支援の整備」
地球環境戦略研究機関理事長 森嶋昭夫 第14号 p. 40

報告 「法律情報の発信・自動翻訳に向けた取組」
名古屋大学教授 松浦好治 第14号 p. 45

報告 「APEC諸国・地域における債権回収手続の実情に関する研究会報告」
関西大学教授 北川俊光 第14号 p. 48

報告 「中国支援に向けた調査研究の現状」
一橋大学教授 布井千博 第14号 p. 51

資料 第14号 p. 68

速報第4回国際民商事法シンポジウム(2004. 3. 12開催) 第14号 p. 152

アジア知的財産権法制シンポジウム－(下)－ (2003. 1. 30開催)			
	国際協力部教官	黒川裕正	第14号 p. 155
“魚釣りとは国際協力”	国際協力部長	田内正宏	第15号 p. 99
特集 各国法整備支援の状況			
法整備支援の課題と今後の発展	国際協力部長	田内正宏	第16号 p. 1
国別状況			
～ベトナム～	国際協力部教官	丸山 毅	第16号 p. 4
～カンボジア～			
	国際協力部教官 (JICA短期専門家)	三澤あずみ	第16号 p. 7
～ラオス～	JICA長期派遣専門家	小宮由美	第16号 p. 11
～インドネシア～	JICA企画調査員	平石 努	第16号 p. 17
～ウズベキスタン～	国際協力部教官	工藤恭裕	第16号 p. 20
～モンゴル～	JICA長期派遣専門家	田邊正紀	第16号 p. 23
－ ICD NEWS掲載記事国別索引			第16号 p. 26
不動産登記プロジェクト報告			
	前国際協力部教官 (現法務省大臣官房民事訟務課法務専門官)		
		黒川裕正	
	法務総合研究所国際協力事務部門主任国際協力専門官		
		小山田 実	
	国際協力専門官	窪田浩尚	第17号 p. 8



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

発酵食の文化

アジア全体に共通することだが、カンボジアも「発酵食の文化」である。醤油、魚醤（クメール語ではテック・トライ、直訳すれば「魚の水」で、この単語の構成はベトナム語やタイ語でも同様）といった液体の発酵調味料はもちろんのこと、発酵させた大豆や淡水魚のナレズシもよく用いられる。ナレズシは、塩だけで発酵させたプロホック、ちょっと辛めのプオッ、それに半乾燥状態のトライ・プロマーの3種類がある。このうちプロホックはそのまま食べるだけではなく、スープの隠し味——「隠し味」というにはあまりにも香りが強いが——にも用いられ、日本の昆布、イリコ、鰹節と同様、カンボジア風のスープにはこれが欠かせない。

ナレズシを蒸したものを生野菜とともに食べるのもポピュラーである。キュウリやキャベツ、ササゲなどと並んで、スナオという豆科植物の黄色い花やホテイアオイの紫の花も食べてしまう。圧巻は青いバナナで、苦くてエグいのだが、このエグさがいいとのこと。確かに舌に残るエグさはクセになりそうだ。

(JICA カンボジア長期専門家 坂野 一生)

－ 編 集 後 記 －

30年以上住み慣れた故郷を離れ、2004年4月からスタートした法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門での勤務も、もうすぐ1年になろうとしています。大阪に来たばかりの頃は、不慣れな土地での生活に戸惑う場面もたびたびありましたが、今では大阪の雰囲気や文化、ここでの生活のリズムにも大分慣れ、充実した毎日を過ごせるようになってきました。

とは言え、今回の異動が、これまで矯正の世界で勤務してきた私に大きな変化をもたらしたことには違いありません。以前から関心を持っていた語学を生かす場があること、また日本の国際協力の最前線で仕事ができることなど、この異動が「自己の能力の幅を広げる」素晴らしい機会になったと実感しています。

また、開発途上国に関する見聞を広げる機会を数多く得たことも私にとって国際協力・国際支援に対する意識や考え方を大きく変化させる要因の一つとなりました。幸いなことに、私は、昨年11月と12月の2か月間で、海外研修及び海外出張により2度、東南アジアの開発途上国を訪れる機会に恵まれました。11月には、JICAの専門家養成研修員としてインドネシアとカンボジアを（専門家養成研修については、また別の機会に報告させていただければと思います）、12月には当部部長及び法総研総務企画部企画課長と共に、ベトナム及びカンボジアを訪問しました。特に、12月には、支援対象国の社会情勢や現状、そして各国が抱える課題等も含めながら、法整備支援担当省庁や各機関から貴重なお話を伺うことができたことが印象に残っています。

このようにして、私の10か月は本当にあっという間に過ぎました。これからは、今までの経験をもとに、柔軟性と応用力のある専門官として歩んで行けたらと考えています。

さて、今回のICD NEWS第19号では、国際協力部相澤恵一部長の巻頭言、昨年の10月に実施された第3回ウズベキスタン国法整備支援研修の概要及び同国倒産法の和訳条文を掲載しております。さらに、昨年の6月に行われた第6回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）の結果報告において、近時の日韓両国における登記業務電算化の目覚ましい進捗状況について紹介いたしました。また、「E~MAIL」では、現地専門家の皆様から「食」をテーマに興味深い投稿が寄せられておりますので、こちらもぜひ御覧いただきたいと思っております。

いよいよ2005年の幕が明け、今年も第6回法整備支援連絡会を皮切りに、各国別研修も開始されようとしています。気持ちも新たに第一歩を踏み出した国際協力部では、関係各所の皆様方の御理解と御協力をいただきながら、一致団結して国際支援の一層の充実に努めていきたいと考えております。今後とも皆様からの御指導、御鞭撻の程、よろしくお願いいたします。

最後に、この一年が皆様にとっても実り多き年になりますことをお祈り申し上げ、編集後記とさせていただきます。

国際協力専門官 石田 岳 史